

山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀 要

第16号

目 次

論 文

1930年代の石井菊次郎.....	北川 忠明	1
ユニークなミゼリコルディア：エッメリヒ、聖マルティニ聖堂の内陣席装飾について…	元木 幸一	31
「俗音」考.....	中澤 信幸 (1)	70
社会文化システム研究科彙報（2018年度）		51
投稿規程.....		55

令和元年9月

1930年代の石井菊次郎

北 川 忠 明

(山形大学名誉教授)

国際連盟総会・理事会日本代表及び駐仏大使時代の石井菊次郎(1866-1945)の軌跡を辿った前稿¹に続いて、本稿では、外務省退職後の枢密顧問官時代(1929-1945)の石井の軌跡を辿る。

イアン・ニッシュ(I.Nish)は、満洲事変以後の1930年代の石井の演説や発言は「思考が右方向へ傾斜していく様子を窺わせる」として、石井は「自国の弁護人となった」のであり、それは「どう見ても、やはり行き過ぎ」であったと評価する²。また、国際協調主義者としての石井を強調する議論³に対して、石井が白鳥敏夫たち外務省革新派と同様に、満州国を擁護し、これを承認しない国際連盟やアメリカを強く批判したことを重視する見方もある⁴。

石井が右傾化傾向を示したこと、ナショナリスト的な言辞を弄し、行き過ぎがあったこと、その根底には満蒙特殊権益論があったことはそのとおりだと思うが、他方で、石井が満洲事変から太平洋戦争期にかけて日本陸軍と外務省革新派に抵抗し続けたことも否定できないだろう。

石井の立ち位置については、リアリストでありながら、丸山眞男が言う「重臣リベラリズム」の系譜に連なる政治的にリベラルな国際協調派でもありと考えるように思われる。

丸山が捉えた「重臣リベラリズム」は、1) 立

憲主義だが自由や人権の原則に立たず、天皇に責任が及ばないことを最も配慮するので状況追随主義的である、2) 国際ファシズムに対抗して反戦ではなく国際協調主義をとる現状維持派であり、反枢軸以上に反ソの親英米派だった、3) 政党では民政党に近いが、暴動など民衆運動への反発は強い、4) イギリス中心の西欧志向型でヨーロッパ帝国主義には甘い、といった特徴を有し、代表的人物として元老の西園寺公望、内大臣の湯浅倉平、牧野伸顕、斎藤実、ほかに副島道正、吉田茂などが挙げられている⁵。

戦後の丸山は「重臣リベラリズム」の「限界」を批判して、戦後民主主義論・平和論の源流となる議論を展開する。ただし他方では、幣原喜重郎、吉田茂、そして芦田均という、「重臣リベラリズム」に属するまたは近いと思われる外交官出身の政治家が戦後日本の再建を担ったことを評価する見解もある⁶。

「重臣リベラリズム」や戦後再建を担った外交官出身の政治家の功罪という論点に関わる能力はないが、石井が「重臣リベラリズム」の系譜に近い枢密顧問官として、日本陸軍と外務省革新派主導の外交に対して、また霞ヶ関外交の基本線に沿って軍事に対する外交=政治の従属化に抵抗し

¹ 拙稿「国際連盟外交と日仏外交における石井菊次郎」(『山形大学人文社会科学部研究年報』第15号, 2018年)。

² イアン・ニッシュ『日本の外交政策 1869-1942』(宮本盛太郎監訳, ミネルヴァ書房, 1994年), 135頁。

³ 坂本健蔵「満洲事変期における国際協調外交の模索—石井菊次郎を中心に—」(中村勝範編『満洲事変の衝撃』, 勁草書房, 1996年)。

⁴ 渡邊公太「戦間期における石井菊次郎の言説と大陸政策の論理」(『神戸法学会年報』, 第27号, 2011年)。同「石井菊次郎と満洲事変」(帝京大学文学部紀要, 日本文化学49号, 2018年)。

⁵ 丸山眞男の「重臣リベラリズム」論は、松沢弘陽・植手通有編『丸山眞男回顧談』上・下(岩波書店, 2006年)を参照。本文での整理は、清水靖久「重臣リベラリズム論の射程」(『政治思想学会会報』, 第26号, 2008年)に拠っている。なお、芦田均、清沢洌、石橋湛山たち代表的な政治的リベラリストへの批判としては、上田美和『自由主義は戦争を止められるか』(吉川弘文館, 2016年)がある。

⁶ 細谷雄一は、自由主義的思想に共鳴し、共産主義イデオロギーから距離を置いた吉田たちと丸山には「平和や国際協調の価値を信奉する点においては」認識を共有する部分があったとしつつ、冷戦激化のもと特に講和条約を巡る丸山の平和論に疑問を付し、外交官出身の国際経験豊かな吉田の方を評価する。『自主独立とは何か 後編』(新潮社, 2018年) 162頁。

続け、戦後再建を支える外務省出身の政治家に連なる水脈を守りつづけようとしたのではないか、ということは言えそうである。本稿は、ひとまずこのような視点から満洲事変時と以後の石井の発言と行動のロジックを素描することに限定されていることをお断りしておく。

1. 満洲事変と石井菊次郎

日本の国際連盟脱退通告からほぼ1年後の1934年3月7日付けの覚え書⁷の中に、1924年6月の加藤高明護憲三派内閣の成立時に、加藤から外相就任を依頼されたことを振り返った一文がある。そのとき、石井は依頼を断り、幣原喜重郎を推薦する。石井はその一年後、加藤から結局加藤が幣原を推すことにしたのは「日支問題非常に複雑紛糾」している事情があったことを伝えられたようであるが、これの当否は別にして、この結果、幣原の国際協調外交が本格的にスタートすることになる。

これに関連して、石井は、自分はすでに大正4年（1915年）と5年に外相を経験し、外相職を羨ましいとは思わなかったし、当時国際連盟提唱による国際平和樹立のため日本が寄与することに専念して「猶数年此事業に当りたし」との希望を持っていたため、加藤の依頼を謝絶したとして、次のように言う。

「然るに其の後八年にして満洲問題起り我国に不図激烈なる反動機運勃興し国際聯盟断つこととなりたる点より再考すれば、当年余の予見は全く裏切らることとなり随つて其予見と並行して採りたる余の態度は自分として当年に疑なき所なりしも今日になりては問題である⁸」。

石井が国際連盟に専念するのではなく外相を受諾していれば、事態は違っていただかもしれないと

自ら述べているのであるが、石井がこの時期以後の日本外交の何に問題を見ていたのか、幣原外交をどのように評価したのかはここだけでは定かではない。読み取りうるのは、1920年代に国際連盟を舞台とした日本の対欧州・国際協調外交を牽引した石井が抱くことになった日本の連盟脱退に関する痛恨の思いである。

1924年の外相就任謝絶を後悔する石井であるが、満洲事変前の時点で、石井が日本の外交方針についてどのように考えていたかを先ず見ておこう。

(1) 石井の「日本の外交方針」

石井は『外交余録』（1930年）の「日本の國體と外交方針」と題する章の第二節で「日本の外交方針」がいかにあるべきかを論じている。

そこでは、先ず、第一次世界大戦参戦により五大国の一つに列することになった日本の前途は、国際連盟理事会常任理事国として列国と協同して世界平和の樹立に努力し、世界公論の指弾を受けないようにすること、そのためには「時勢遅れの侵略政策に耽ったり、野心外交を弄んではならない」と言う。

「軍閥跋扈は侵略政策の因をなすものだから之を喰止めねばならぬ。侵略政策を喰止むるとは他國の權利及び正当なる利益を尊重するを謂ふ。他國の權利及正当利益を尊重する者は自國の權利及正当利益が他國より尊重せらるるを期待するの權を有すること勿論である。若し他國にして我正当なる權益を尊重せざるものあらば之を尊重せしむる覚悟と用意とを有するを要す。……真の國際平和は自國の權益を遠慮なく主張し且之を擁護するの決心と用意とを有し、同時に他國の權益を快く尊重する底の正義心を有する者に依つて樹立せられねばならない。即ち一方に於て自國の侵略行動を慎むと同時に、他方に於て他國の侵略行動を排し、祖國を護るの覚悟あるを要すと謂ふに帰着するのである⁹。」

⁷ 石井菊次郎「外務省試補に同時に採用せられたる三人」（昭九・三・七）（鹿島平和研究所編『石井菊次郎遺稿外交随想』、鹿島研究所出版会、1967年）。

⁸ 同上、120頁。

⁹ 石井菊次郎『外交余録』（岩波書店、1930年）256頁。

侵略政策はやめなければならないが、自国の権益は主張しなければならない。

しかし、第二に、現今の世界は国際平和を絶叫してやまず、この不可抗力の大勢に対しては順応するしかなく、これにより平和樹立に寄与することが日本のとる道である。それは、国際連盟の一員としての責任であり、国際紛争の平和的処理方法である司法裁判と仲裁裁判によって紛争解決を図り、軍備制限及び軍縮の問題解決に努力しなければならない、ということである。

そして今後の世界における「国際人口」及び人種問題もまた、「新世界の新式外交」によって解決されねばならない。先進国と後進民族の対立も、先進国の宏量と後進民族の穏忍自制によって解決されねばならず、すなわち平和的に変更されなければならない、それは日米間の人種問題及び移民問題にしても同じである¹⁰。

これが1930年時点の石井の「日本の外交方針」である。まずは国際連盟常任理事国としての日本の責務があつて、そのうえで自国権益の主張は堂々としてことと「新式外交」によって紛争を解決すること、である。

石井は、第一次世界大戦期1917年に石井・ランシング協定の調印によって中国における日本の特殊権益をアメリカに認めさせ、二国間同盟・協商を積み重ねる「旧外交」の完成者であると同時に、第一次世界大戦後は国際連盟総会・理事会日本代表として発展期国際連盟を支えた人物である。しかし、満州事変によって、特殊権益の主張者であると同時に集団安全保障の支持者であるという二要素の均衡は揺るぎ、石井は苦渋に満ちた綱渡りのような対応をすることになる。以下、これを見ていこう。

(2) 満洲事変勃発後の石井

1931年9月18日、柳条湖事件を契機に満洲事変が勃発する¹¹。当時の石井の受け止め方をうかがわせる史料は幾つかある。

一つは、「満蒙独立」を報じる『朝日』号外について娘婿の久保田貫一郎に語ったとされる感想の記録（26日付け）で¹²、「満蒙が望みもしないのに尻押しをして独立などをやらしてもとうていできるものではない。とくに蒙古が入ってくるとロシアがだまっていぬ。そこで露支の提携を促すこととなる、と考えると、号外が真を伝えるものとせば、これほど馬鹿げた沙汰はない¹³。」と述べたようである。

石井自身の筆になるものとしては、翌1932年4月18日付けの述懐があり、事変勃発の当初、これを「世界列国は勿論当事国たる我国人も軍閥の策動に出たりと為し、其独断専行に呆然たらざるを得なかった。国民の大多数が謂ゆる幣原軟弱外交の積弊に昂奮しつつ在るを看取したる軍閥は此の機逸す可からずと為し率然此の挙に出でたるものであらうとより外に此事態を判断し得る者として殆どなかった様に思はれる¹⁴」としている。

石井は、事変は陸軍佐官級の若手士官が陸軍省及び参謀本部の若手将校と「相策応」して計画実行されたとみていたが、さらに甥である当時外務省情報部第二課長・白鳥敏夫から、10月4日、事変は陸軍佐官級の「しゅんさい 雋才十数名」の策動によるもので、これはこの団体の行動範囲の「外的側面」で、次幕として「内的方面の行動」が計画されていることの情報を得ていた。そして、彼らの策動の目的が「第一に国威拡張、第二資本反対、第三に代議政体否認」であり「一種のファシズム樹立」

¹¹ 満州事変については、緒方貞子『満州事変』（岩波書店、2011年）、白井勝美『満州事変』（中公新書、1974年）等参照。

¹² 「東北各省呼応して、満蒙独立運動進展す 共和制建設の大勢」と題する記事は、管見の限りでは9月29日付け朝刊のものであり、日付がずれているようである。

¹³ 「石井子爵閑談録〈第二回〉」（『国際問題』第六三号、1965年6月）、61頁。

¹⁴ 石井菊次郎「無題（編者・自局の動向）」（昭七・四・一八）、『外交随想』、前掲、85頁。

¹⁰ 同上、257-258頁。

であると察知したと、述懐している¹⁵。

周知の様に、10月17日、橋本欣五郎中佐等による荒木貞夫（当時日本陸軍教育総監部本部長）首班の軍部内閣樹立クーデタ計画が発覚した。これは未遂に終わった（十月事件）が、白鳥がこの頃から関東軍を支持し、「現状打破」外交と国際連盟脱退論に向かう¹⁶のに対して、石井においては「次幕として」のファシズム樹立阻止と、事変の外交的解決が課題であっただろう。

石井が基本的に自由主義の立場に立っていたことは間違いない。ほぼ1年前の1930年ロンドン海軍軍縮条約承認後の11月浜口雄幸首相襲撃事件に際しては、次のように書いている。

「政治上の意見を異にするの故を以て反対者を殺害せんとするは最卑劣なる心理に発する行動であって、斯る行動が現はるるのは国家の不幸なるのみならず世界に対する国辱である。……上に名君ありて臣民に自由を与へたるを臣民相互の間に其自由が妨害せらるるは即ち臣民に自由を享有する資格なきことを証明するに当り国民全般の恥辱であらねばならぬ¹⁷」。

「暗殺」は「憲政自由の制度に逆行するもの¹⁸」とする石井は、ファシズム樹立阻止のために、事変拡大を先ずは抑止する必要があると考えるだろう。

石井は9月30日の枢密院会議において、一応は陸軍の「機敏の行動」に他の「同僚」同様に感謝すると言い、9月19日の「朝鮮軍ノ一部」の国境を越えた出兵に関しては「夫レ自體ハ適當ノ事ナリト信ジルモ」としつつ、その「獨斷専行」につ

いて質問し¹⁹、「大権干犯」の疑いありと追及する。さらに10月7日の同会議においても、「昨年ノ倫敦條約ニ於テ大権干犯の大問題起レリ」が、今回の朝鮮軍司令官が独断で外国に出兵したこともまた「大権干犯」ではないか、これを南陸軍大臣は「奨励」するのかと批判する²⁰。

周知のように、1930年、ロンドン海軍軍縮会議で調印された軍縮条約の批准審議において、批准反対の「艦隊派」、野党・立憲政友会、伊藤巳代治枢密顧問たちが主張したのが「統帥権干犯」問題である。批准推進派の石井は、これを逆手にとって、朝鮮軍の対応を問題にし、そこから、軍部内の中央と地方の不統一、外務省と陸軍との連携欠如のゆえに国際連盟対応が後手に回ったことを追及していく。

しかし、事変拡大はとまらない。石井は国際連盟における日本政府の対応にも、国際連盟理事会の対応にも問題を見る。

ごく簡潔に事変勃発後の日本政府と国際連盟理事会の対応を記しておこう。

事変勃発後、9月19日、若槻礼次郎内閣は緊急閣議を招集し、不拡大方針を決める。これに対して陸軍首脳部は、関東軍に呼応して対満政策を推進することに決定する。政府の不拡大方針にも関わらず、戦線は長春から吉林、ハルビンに拡大し、朝鮮軍も独断越境する。中国国民党政府は21日、国際連盟理事会に提訴した。芳沢謙吉日本代表は、日本政府・幣原外相の意を承けて、日中二国間交渉による事態打開を主張した。理事会は議長（スペイン代表レルー（A.Lerroux））と（日本を除く）常任理事国代表4名により通称「5人委員会」を構成し、対応にあたることになった。9月30日、理事会は日中に対し軍事行動の停止を求める決議を採択し、10月14日まで休会となった。この間、錦州爆撃が10月8日に起る。日本に対する不信が

¹⁵ 同上、85頁。

¹⁶ 戸部良一「白鳥敏夫と満州事変」(『防衛大学紀要 人文・社会科学編』39号、1979年)

¹⁷ 石井菊次郎「浜口首相遭難に就き所感」(昭五・十一・二〇手記)(『外交随想』、16頁。

¹⁸ 同上、19頁。

¹⁹ 枢密院会議「附満州事変ニ関スル報告」、1931年9月30日（アジア歴史資料センター、レファレンスコード（以下 JACAR.Ref.）A03033724400）。

²⁰ 枢密院会議「附支那問題ニ関スル報告」、1931年10月7日（JACAR.Ref. A03033724700）。

昂揚し、理事会が13日に繰り上げ開催される。15日には、日本の反対を押さえて、アメリカ代表をオブザーバーとして招請する提案が秘密理事会で可決される。他方で、芳沢代表は14日に、撤兵の前提として日本側の基本的大綱五項目〔1、相互に侵略的政策・行動をとらないことを宣言する。2、他方に対する敵対的運動を抑圧するため総ての可能性ある手段をとることを相互に約束する。3、日本は満州を含めて中国の領土保全を尊重する方針を再確認する。4、中国は満州において日本人がいかなる地点にも旅行し商工農業に従事することに対して保護を与えることを保証する。5、満州における鉄道に関する既存の条約規定を実施するため必要な協定を締結する。〕をブリアン（A.Briand）議長とドラモンド（J.Drummond）事務総長に提案するが、両者は撤兵前の日中直接交渉に反対する。結局、日本を除いた理事国は、日本の撤退完了後に日中代表による直接交渉を開始するというブリアン提案に賛同する。ブリアンと芳沢との折衝は難航し、結局、10月24日理事会では、日本軍撤退を11月16日までとする決議が日本の反対によって成立せず、理事会は休会になることになる。

そして、先述のように、10月17日には軍部内閣樹立のクーデタ計画が発覚していた。

石井は、このような事態の推移の中で、次のように対応した。

10月15日の連盟理事会においてアメリカ代表オブザーバー参加決議案が13対1で可決されたとき、日本の反対理由は、連盟規約に理事会オブザーバー参加の規定がないということであったが、石井はこれを支持して、10月22日の談話記事で、連盟不参加国を理事会審議に参加させることについて、これを手続的問題として多数決で決定したことは、連盟の伝統を無視するとともに、規約本文に悖る行為であると批判した²¹。

²¹ 石井菊次郎談「傍聴者問題／連盟のために／石井菊次郎子談」（東京朝日新聞 昭和6年10月22日）。

石井の基本は、満洲問題は国際連盟で審議すべきもので、連盟不参加国であるアメリカの参加は忌避するというものであったが、連盟「一時の過誤」を是正するのも日本の役割だと述べていて、この時期高揚した連盟脱退論を牽制している。

他方、日本政府・外務省の対応についても、石井は批判的であった。石井は、10月28日の枢密院会議で次のように言う。第一に、三週間前までは日本の意見が理事会では常に採用されていたのに、10月22日にいたって理事会の態度が一変して中国の言い分が入れられるようになったのは、錦州爆撃の結果である。今や日本は孤立し、問題は日本対国際連盟の様相を呈しつつあるが、日中間の直接交渉に入るという首相・外相の考えは「事志ト違」う結果になるのではないか。連盟規約第11条によって連盟に提訴した中国は、今後〔紛争解決手続に関する〕第15条を以て対抗すると考えられ、その場合日本の賛否にかかわらず理事会の決定が下されるか、〔連盟による制裁を規定した〕第16条によって「袋叩」にされるという重大な局面にも至ると考えられる。このように述べたうえで、石井は、事変が「支那軍ノ鐵道破壊ニ端ヲ發シタルコト明白」（実際には石井はこれには懐疑的であったが）であっても、このために国民はどこまで連れて行かれるのかと危惧を表明しつつ、外相も陸相も知らない間に錦州・北満爆撃が行われ、参謀総長も出先軍部を統制できない状況になっていることを追及する。

第二に、陸軍で起った事件（クーデタ計画発覚）の新聞掲載禁止について、種々の憶説があるが、今後「恐怖時代」が出現するのではないかと危惧される。首相は、この陸軍事件の対策を陸軍大臣に任せるだけでよいのか。さらに、「青年士官ノ團體」が形成され、民間に呼応する者がいないかと問いかける²²。

要するに、日中直接交渉入りに固執して国際連盟と対立する日本外交の袋小路と、出先軍の統制

²² 枢密院会議「附満州事変ニ関スル報告」、1931年10月28日（JACAR. Ref. A03033725400）。

不可能状態、「恐怖時代」への危機感のなかで、石井は、外交と政治による軍の統制の確立と連盟対応を要請しているのであるが、その時、石井は日本政府は規約15条による連盟理事会の審査は回避できないので、日中直接交渉入りへの固執を見直すように要請しているように思われる。

1932年9月13日、日満議定書批准がかかった枢密院会議での石井の発言の中に、次のような日本政府の対応への批判がある。枢密院会議録と異なるところがあるが、『外交随想』に収録されている演説原稿から引用しておく。

「第二に満洲問題に関する帝国対国際聯盟の關係は殆ど決裂点に接近したる觀を呈し、心ある者をして鮮からず疑懼の念を抱かしめつつあるであります。就中私の深く恐を抱けるは帝国政府が聯盟理事会または總會をして聯盟規約第十五条に依って之を審議せしむるを肯んぜざるの争点に存し居ったのであります。此態度は前々内閣（第二次若槻内閣）より前内閣（犬養内閣）に亘り繰り返されたる所なるが卑見に依れば斯る主張は国際司法裁判所は勿論世界公論の挙って排斥する所となるべきこと明瞭であります。国際聯盟国は何れも自国領土に関する爭議すら之を聯盟に提出し規約第十五条に依って之を審議せしむることを約諾したる者なり。満洲問題が如何に日本に重要なりとするも日本自身の領土に関する爭議すら聯盟の規約第十五条に依る審議を約諾したる日本として、兎も角も日本領土以外の満洲問題爭議に関し聯盟の審議を拒むの權なしとは蓋し覆へすべからざる世界の公論と視なければなりませぬ。故に此点に関し現内閣も亦前々内閣以来の方針を持続するものとせば我國の主張は聯盟及世界公論より排斥せらるるに終ること蓋し免るべからざるの数であったのだと思はれます²³。」（括弧内は筆者による）

上述の様に、事変勃発後、中国国民党政府は国

際連盟に提訴したが、日本政府・幣原外相は、連盟の介入を忌避して、日中二国間交渉による事態打開を主張した。石井が言わんとしたのは、中国が連盟に提訴した以上、規約第15条の紛争解決手続きに載せられれば「日本の賛否にかかわらず理事会の決定」が下され、それを無視して紛争を拡大するままにしておけば制裁を受ける可能性も出てくるから、出先軍に対する統制を確立し、連盟の審議の場において日本の立場を堂々と主張すべきだ（った）ということであろう。

石井が関与したであろう国際連盟協合理事会の10月30日決議において、国際連盟理事会宛に、事変が中国の条約無視、排外排日教育、日貨排斥、日本の權益無視の行動に対する反発から起こったものであり、満蒙の特殊性と複雑な關係を理解した上で「真相を洞察」するよう求め、11月16日の第二決議では、日本側の行動を自衛行為と主張し（後述するように石井自身は自衛権で正当化できるかどうか懐疑的であった）中国こそ連盟規約の精神に反していると、打電している²⁴のは、この文脈に位置付けられよう。

以上のように国際連盟対日本の様相となりつつあることを危惧する石井は、おそらく、国際連盟理事会議長であった時に対応した1923年のコルフ島事件において、理事会審査を拒否し続けた紛争当事国で常任理事国のイタリアに対する連盟總會における批判の激しさを想起していたであろう²⁵。満州事変については、日本政府・幣原も国際連盟対応を誤っているし、連盟理事会も対応を誤ったというのが石井の見立てであるが、日本対連盟の対立は避けなければならないと考えたように思われる。

ところで、事態は次のように展開する。日本政府は、中国との直接交渉のため、10月13日、大綱

²⁴ 洪沢栄一伝記資料刊行会『洪沢栄一伝記資料』第37巻、361-362頁。

²⁵ 石井菊次郎「国際連盟の真相」（『国際知識』、第8巻第8号、1928年）。なお、これに関連して、河村一夫「国際連盟と石井菊次郎（I）、（II）」、『政治経済史学』、第162号、第163号、1979年）も参照。

²³ 石井菊次郎「日満同盟議定書由来」（昭七・九・一三）『外交随想』、75頁。

協定案5項目を提示し、10月26日、日本政府はブリアンとドラモンドに知らせることなく、大綱を政府方針として声明発表する。これによって連盟理事会との関係がさらにこじれる。11月に入っても、幣原は、吉沢には16日の理事会再開に際して、基本的大綱五項目を中国が承認すれば撤退する方針に変更はないことを伝える。しかし、そこに日本側から連盟の視察員を中国と満洲に派遣することも一策と付け加えていた。これを承け、16日理事会では、芳澤は、1、日中両国政府間に直接交渉を行い、大綱に関する日中協定締結を主張すること。2、理事会が中国における排日問題等の実際問題について決定を為しうするため、連盟の視察員を中国に派遣方を考慮すること、を提案する。

連盟首脳部は第1項には難色を示したが、23日の日中両国を除く理事会で、日本の視察委員派遣提案が審議される。中国からは、調査範囲を中国の全般的状況に拡大することへの批判があったが、12月10日の理事会では日本提案に沿って決議案が可決され、リットン調査団が構成される。連盟理事会と日本との対立は、この調査団派遣決定によって、ひとまずは落ち着く形になった。

他方、若槻内閣は12月11日総辞職、幣原も辞任する。かわって犬養毅内閣が成立し、外相には駐仏大使・国際連盟理事会代表・総会代表であった芳沢が就任する。陸軍大臣には、10月クーデタ計画で首相に祭り上げられようとした荒木が就任する。

(3) 満洲国建国と石井

関東軍は事変勃発後、当初の満洲領有構想を満洲国独立構想に転換し、天津の日本租界にいる宣統帝溥儀を満洲に移転させる計画を進める。11月にはチチハルを占領し、東三省政府所在地を掌中に収める。年が明けて1932年1月3日には錦州を占領し、6日には陸軍・海軍・外務省の三省関係課長で満洲国独立方針の協定が行われる。そして、8日には、満洲事変が自衛措置であり、チチハル、錦州の攻略が「皇軍の威武を中外に宣揚」したと

する天皇の勅語が発せられる。

他方で、1月7日に、不戦条約、九か国条約に違反した軍事力による現状変更は承認しないという不承認主義のスティムソン・ドクトリンが発表されていた。

このように事態が展開する中、石井は満洲国建設には依然反対であった。

1月30日の枢密院会議では「満洲事件に関する経費支弁のため公債発行に関する件」が諮られ、石井は「帝國ノ満洲及支那に對スル行動ノ目的程度及範圍」について内閣の方針を問う。

第一に、皇軍の行動の目的は満蒙における權益と日本人の生命財産の保護であるという政府方針は絶対に貫徹すべきであるが、この權益をロシアとアメリカに承認させた証文（石井・ランシング協定）を大正12年（1923年）当時の政友会内閣はアメリカと交渉してこれを放棄した。新内閣は協定を反故としても満蒙の特殊權益は擁護するつもりがあるのか。

第二に、昨秋發布した関東軍司令官（本庄繁）の布告では皇軍活動の目的は満洲に内外人の樂土を建設することだとしているが、満洲において「地方政權」の「自立」を待ってこれを承認し又保護する考えなのか、あるいは「我ヨリ發案シテ直接之ヲ樹立セシメム」とするのか。何れかによって経費の相違が生じ、日本の全財産を傾けても尚不足するかも知れないが、政府の方針は如何。

第三に、ハルビンを占領（2月5日）し、北満洲を我が政府及び軍隊の行動範囲にすると、かつての日露協約を顧慮することなく特殊地域とするつもりなのか。

石井は以上の点を追及したうえで、外務省と陸軍との意思疎通を図り、軍部は出先軍部の統制を行うことを要請している²⁶。

これに対して芳沢外相の答弁は、満洲における帝国の行動は第一に平和維持であり、第二に我が權益の擁護であり、将来にわたってもこの方針で

²⁶ 枢密院会議「満洲事件ニ関スル経費支弁ノ為公債発行ニ関スル件」、1932年1月30日（JACAR. Ref.A03033726900）。

あること、また、新政権は満洲における「支那人ノ發意ニ係ル」ものであり、目下これに対する方針を検討中であること、北満洲については日本人の生命財産の保護以上のものではなくロシアとの関係は慎重に考慮すること、を骨子とした。

石井は石井・ランシング協定の放棄については『外交余録』の中で次のように述べていた。協定では、第一に「支那に於ける日本の特殊利益」、第二に「支那の領土保全」、第三に「支那に於る商工業上の門戸開放機會均等主義」が宣言されており、第二、第三は日米間だけで廃止すべきものではないし、それ自体廃止すべきものではない。廃止対象は第一の特殊利益であるが、「日本の支那に有する特殊利益は前に繰返し述べた通り天然の地勢より來たる實在の状態を描出したるものであつて、此利益は米國より與へられたるものではない」。だから、「ランシング、石井協定が廃止せられても日本の特殊利益は儼として其所に存在する。日本が支那に有する特殊利益は國際協定によって創設せられたものでもなければ廢止の目的物となり得べきものでもない²⁷」。

条約上の根拠がなくなっても、特殊權益は現前しているというのが石井の一貫した立場であつて、芳沢外相に質したのはこの点である。おそらくスティムソン・ドクトリンの発表があつて、日本政府の方針を正したものと思われる。

しかし石井は、満洲国建国についてはやはり反対であつたと思われる。2月15日の枢密院会議では、満洲国建国に関する石井の総括的意見が表明されている。石井は、1月30日の枢密院会議での質問－満洲において「地方政權」の「自立」を待つてこれを承認し又保護する考えなのか、あるいは「我ヨリ發案シテ直接之ヲ樹立セシメム」とするの－に対する芳沢の答えが不明瞭であつたため再度問うとして、我國が積極的に財力及び兵力を提供して援助することには反対であると主張する。満蒙における獨立國家建設の機運が熟さないうちに、これを強いて建設させようとすれば、負担が

膨大になることは必定である。強いて樹立された國家は人工的國家であるから、國防を我國が引受けざるをえず、そのための兵力・財力は無限になる。對してその見返りとなる利益は期待出来ない。自然に獨立國家が生まれることには賛成するが、無理矢理作つた場合には、ロシアがトルコを押さえてブルガリアを獨立させても思い通りにはならなかつたように、新國家はロシアや中國に走るかも知れない²⁸。

民族自決によって新國家が生まれることには賛成だが、人工的國家を作るのには反対だということである。

ところで、この間1月下旬には上海事變が起つている。1月18日に日蓮宗の僧侶・信徒一行が上海の共同租界を巡行中、中國人に襲われ、激昂した日本人居留民が暴動を引き起こしたことによつて、日中兩軍が衝突して事變になったものである。今日では、これが公使館付武官補佐官の田中隆吉少佐の陰謀であつたやうだとされているが²⁹、もちろん當時は知られていない。

2月12日、中國は連盟規約第15条に基づいて國際連盟に提訴するが、このとき、國際連盟英國代表・國際連盟協會長ロバート・セシル（R.Cecil）たち6名のイギリスの著名人が、2月18日、「日本は全支那の軍事的支配の道に向つて進みつつあるやの觀ある」として、日本の政策遂行を阻止し變更させることを訴えた寄書をロンドン・タイムスが掲載する。

これに対して石井は、若槻たちと6名で、2月25日、反駁文を掲載し、満洲事變・上海事變が惹起されたのは、中國が弱國だからではなく、中國に何ら有効な中央權力が存在しないことに原因があるのであり、満洲事變・上海事變は、中國の軍閥に対してとられた自衛行為に過ぎないと主張する。そして、リットン調査団到着時期に、セシル達が係争を前もつて裁判するようなことをしたと

²⁸ 枢密院會議「滿州事件ニ関スル經費支弁ノ為公債發行ニ関スル件」、1932年2月15日（JACAR.REF. A03033727200）。

²⁹ 後藤春美『上海をめぐる日英關係 1925-1932年』（東京大學出版會、2006年）、240頁。

²⁷ 『外交余録』、163頁。

抗議する³⁰。

他方、2月16日には日中を除く「12理事国会議」が日本に警告的通告を行ない、19日の連盟理事会では、国際連盟総会特別総会の招集が提議される。連盟対日本の抗争の様相が再燃する。

スティムソン・ドクトリン、セシルたちの抗議文が出され、米英、国際連盟との関係が悪化する中で、石井は立ち位置を変化させる。

満洲国建国が宣言されるのは3月1日であるが、リットン調査団の来日時、3月3日、国際連盟協会主催の晩餐会において、会長に就任した石井は次のように演説する。完全に日本の立場を弁護するものである。

まず、満洲事変を以て「軍閥の再興又は国際聯盟に對する同情心の反動と想像するものあらば」、それは皮相の見方である。満洲における事態は「積年鬱滞せる連續事件の當然の帰結」に外ならない。

石井によれば、浜口内閣・幣原外相は温柔的「對支外交方針」によって「讓歩的進言及提案」を行ってきたが、これに対して中国側は却って「脅威窮迫の度を強」めた。日本は中国からの「挑撥と敵對行為とを忍び來り」最後の自衛手段をとるにいたった。そもそも自衛権は国の強弱を問わずこれを行行使する必要があるものであり、強国に対して弱国が行行使する権利と考えるのは誤りである。

ここから、石井は民族自決に関するウィルソン主義と平和的変更を規定したと言われる連盟規約第19条の「條約再審議条項」は「後進民族」の「悪用の具」となり、その「悪用の旺盛なること世界に於て支那に如くものなし」とする。そして、田中内閣更迭後「支那は日本の權益を奪回するの途上に於て」満洲において日本攻撃に着手したのであり、それはボイコットと称する「絶対的貿易禁止」であり「公然對日經濟絶交」であり、「日本を饑饉に陥れんとする」ものである³¹。

³⁰ 「セシル卿等六名士の寄書の要旨」および「石井子爵等六名士の反駁文」（『国際知識』、第12巻第4号、1932年）、112-114頁。

³¹ 石井菊次郎「国際聯盟と支那問題」（『国際知識』、第12巻第4号、1932年）。

もっとも、事変はこのような背景で起こったと言いつつも、石井は、本心では、事変を自衛権によって正当化できるとは考えていない。日付不詳であるが、文中に上海における「支那軍ヲ攻撃シテ敗退セシムル」とあるから上海事変以後と推測されるが、次のような一文を残している。

「極東の事態に通ぜざる者より今回満洲事変事変を一見すれば聯盟理事会の態度は蓋し当然なるべし。事変の動機たりし柳条湖に於ける支那正規軍の我南滿鉄道路線破壊は支那側の否認する所なるが、仮にこれを事実とするも謂ゆる自衛行動には自から限度なかる可からず、現場に在たる奉天軍の攻撃は別とし現場を距ること数百里に互る長春、吉林、齊々哈爾の攻撃に至っては之を正当防衛と認むる克はずとは蓋し常識の明示する所ならん歟³²。」

滿蒙特殊權益の護持は石井の基本原則であったが、石井は事変を自衛によって正当化できるかどうか疑念を持っていたし、満洲国建国にも反対であった。しかし、一方での満洲国建国の既成事実化、他方での米英や国際連盟の日本批判の強まりと、国際連盟対日本の構図が強固になる中で、対外的に日本の立場の正当性を訴えることに重点を置く方向で態度を変化させざるを得なかったようである³³。

（4）満洲国承認と日本の国際連盟脱退まで

石井は4月18日付けの覚書で「ファッショ運動」の第二期に入りつつあると記しているが³⁴、周知のように満洲国建国宣言の後、5・15事件が起る。犬養首相が殺害され、犬養内閣は総辞職、5月26日斎藤実が首相に就任する。芳沢の後の外相候補

³² 石井菊次郎「無題（編者・自衛の範囲）」（日附なし）『外交随想』、78-79頁。

³³ この点は、いわゆる松山事件により軍部やメディア等の非難を受け態度を変更させた元国際連盟事務次長・新渡戸稲造とは異なっている。玉城英彦『新渡戸稲造』（彩流社、2018年）を参照。

³⁴ 石井菊次郎「無題（編者・自局の動向）」、前掲。

に、石井の名もあがったが、在奉天総領事であった林久治郎によれば、「石井（菊次郎・元外相）子は枢密顧問官であり、現事変に対しては始めより反対の意向を持って居る。従って、出廬の希望が無いであろう」との観測で、内田康哉は、「出先軍部と協調し過ぎて居る」ので好ましいとは思わなかったが、斎藤首相が内田を選択したとしている³⁵。

内田は7月6日に外相に就任するが、この頃国際連盟日本代表を誰にするかで、松岡洋右と石井の名があがっていたが、石井が断った³⁶。内田は8月25日の衆議院本会議において森恪の質問に答えて、「焦土」発言を行うのであるが、他方で列強の中でもフランスとの協調を模索し、11月頃に石井に協力要請を行なうのであるが、対国際連盟外交と日仏外交に関しては次章で扱うこととする。

さて、満洲国建国宣言の後、満洲国承認問題が起る。石井の言によれば、「4月上旬に衆議院臨時会議で」満洲国早期承認の決議があげられた後、国際連盟協会において対応が検討されるが、副会長の山川瑞夫が陸軍の一部や民間には「満洲併呑」を夢見るものが少なくないことを考慮して、穏健な「保護条約」を提案する。これに対して、石井は、満洲国独立を承認しながら保護条約を結ぶことは矛盾であり、九か国条約に違反するから、「日満同盟条約」を締結して外見上満洲国も独立権によって国防を日本に委託させれば、九か国条約に違反せず、事実上保護条約と同じ効果を持つと提案した。それは、イギリスがイラクと同盟条約を結んで保護条約と同じ効果を収めつつ、国際連盟に加盟させた巧妙な手段をとることであった。

さらに、6月下旬に白鳥が来訪した時に、満洲問題を国際連盟規約第15条によって審議させるのに反対の日本政府方針は行き詰まるとして、石井は、満洲国を正式に承認し「民族自決に因る満洲国独立」の流れを作れば規約第15条論に基づく審

議を回避できる旨主張した³⁷。白鳥は早くから国際連盟脱退論を主張しつつも連盟外で列強の了承を取り付けるため満洲国の早期承認に反対していたようであるが³⁸、これに対して石井は規約第15条による審議を回避しつつ、連盟にとどまるための方策を主張していたのである³⁹。

そして、7月6日の有田外務次官主催の晩餐会（牧野伸顕や芳沢前外相たちが出席）で、石井はリットン調査団が結論としようとした「支那宗主権の下に満洲国を完全なる自治国体と認むる」案でも、「我特殊権益擁護」の立場からしても「差支えなき」と述べた上で、「我国論」はこの案を認める筈もないから、同盟条約締結案を提案したと述べている⁴⁰。

「特殊権益」を政治的なものとする傾向が強かった石井であるが、ここでは満洲国を「支那宗主権の下に」置いても特殊権益は守られると考えていたのである。しかし、国際連盟脱退阻止と国論の急進化の回避の双方を追求していた石井は、民族自決による建国という論理を基礎にした「日満同盟条約」締結以外に策はないと言うのである。このような石井の発言は、内田外相の早期「満洲国無条件承認」の「拙速」を牽制し、政府・外務省に影響力を持ったようである。そして、9月13日の日満議定書案件がかかった枢密院会議では、次のような発言をしている。

第一に日本対満洲国の関係について、石井は議定書により満蒙特殊権益が確保されることに慶賀を表し、今後独立満洲国家が我国から離反することのないよう予防することを要請する。

第二に、帝国対国際連盟の問題に関しては、先にも触れたが、石井は国際連盟での審議に応じなかった日本政府の対応を改めるべきとしつつ、次

³⁷ 石井菊次郎「日満同盟議定書由来」、前掲、72頁。

³⁸ 戸部、前掲論文。

³⁹ 石井は5月7日の「國際聯盟協會總會開會の辭」（『國際知識』、第12巻第6号、1932年）においても、連盟による満洲事変に対する「認識不足」、中国に対する認識不足を批判しつつ、満洲国建国宣言以降高まっていた連盟脱退論の「短慮」を批判する。

⁴⁰ 「日満同盟議定書由来」、73頁。

³⁵ 林久治郎『満洲事変と奉天総領事』（原書房、1978年）、151-152頁。

³⁶ 松岡洋右伝記刊行会『松岡洋右 その人と生涯』（講談社、1974年）、420頁。

のように言う。今回満洲国が独立したことにより、対国際連盟外交、対米外交は一変する。日本軍の撤退を要求してきた国際連盟に対しては、同盟条約に基づき日本軍の駐屯が要請されたと応じることができる。アメリカに対しては、満洲国は民族自決により建国されたのだから、九カ国条約違反ではないと主張できる。リットン調査団に対しては、満洲国は独立国家なのだから他国の宗主権を認める必要はないと主張できる。残る問題は独立国として満洲国を設定したことの正当性であるが、これは中国が1911年に共和制を宣言した時に宣統帝に満蒙を還付すべきであったのだから問題はない⁴¹。

独立満洲国と同盟条約は、規約違反・条約違反という批判を免れうる効果があるというのである。もちろん、満洲国の実態を見れば、石井の議論は相当乖離した議論であるが、対国際連盟、対軍部、対国民世論を考えればやむをえないという考えであったのだろう。こうして石井は満洲国承認の翌10月に満洲国の正当性を論じた英文パンフレット⁴²を作成し、欧米の国際連盟協会等に配布したようである。

さて、10月2日、リットン調査団の報告書が国際連盟に提出される。日本では、連盟脱退の世論が強くなるが、石井は国際連盟脱退阻止の立場から発言する。

11月11日の（「平和記念日と渋沢翁追憶の夕べ」での）講演「国際聯盟と日本」では、現在時局は、国際連盟対日本の交渉は行き詰まったと見る悲観説が強いが、自分はそう思わない。日本の正当な主張を行いつつ、国際連盟がその「真使命」に目覚めてその本領に進む余地がまだあると、石井は述べる。この観点からするとリットン委員会報告書は、第一に、満洲問題は国際連盟規約に規定された妥協手段を尽くさずに一国が他国に宣戦を布告した事件（侵略）ではないと記していること、

つまり規約違反ではないとして、中国の主張ではなく日本の主張を認めたことが重要である。しかし、第二に、満洲独立国は日本軍および日本人の活動によるとして、満蒙住民の意思にあらずとしたことは「一大錯覚」であるとする。石井からすれば、連盟脱退阻止のために日満議定書策定において組み立てたロジックが崩れると言ってもよいが、1911年の廃帝時に、共和国は満蒙を宣統帝に還付せずに「支那の一部と為し」たことが非であったという持論を繰り返し、この点は国際連盟を説得する余地があるとしている⁴³。

そのうえで、石井は、国際連盟が国際平和樹立の大任を果たすためには、規約に修正を加える必要があると持論を述べる。規約の不備とは、第一に国家自衛権に関する条文の欠如と、第二に国家間の「経済絶交」に関する制裁規定が欠如していることである。自衛権規定がないがゆえに条約違反や条約の一方的廃棄の「侵略行動」を惹起させるし、経済絶交も侵略行動と同様のものと看做す規定がないために小弱国の不法行動を誘発するのだと言うのである。

この規約改正提案では、先進国と後進民族の関係も先進国の宏量と後進民族の自制によって図られねばならないとした視点が後退しているように見えるとはいえ、石井は、極東の平和は、日中は「共存共栄の打算よりして相離る可からざる運命」にあるのであって、日中の提携と「日支満三國の協力合」にかかっていると締めくくる⁴⁴。

周知のように、リットン報告書は11月の連盟理事会での審議後、12月6日連盟特別総会に送られ、総会での決議に基づき、19人委員会で規約第15条4項に基づく勧告案が策定される。1933年2月24日、勧告案が採択され、国際連盟総会において松岡全権が退場する。

⁴³ 石井は、1933年1月には、満洲事変が中国側の条約違反によるものであると主張し、日本の満洲政策について理解を求める論説を米国のフォリン・アフェアーズ誌に寄稿している。日本語の要約文は「我が国外交の基調」（『国際評論』第二巻第三号、1933年3月1日）。

⁴⁴ 石井菊次郎「国際聯盟と日本」（『国際知識』、第12巻第12号、1932年）。

⁴¹ 枢密院会議「日満議定書調印ノ件」、1932年9月13日（JACAR Ref. A03033730000）

⁴² 日本語のものは、石井菊次郎「満洲國及び満洲問題」（『国際知識』、第12巻第12号、1932年）。

3月27日の枢密院会議において、石井は脱退案に賛成する。国際連盟総会が採択した勧告は、「帝国ノ行動ヲ自衛権ノ発動ト非ズト為シ又満洲国ノ承認ヲ反対シ」、「恰モ我國ノ脱退ヲ望ム如キ態度」に及んでは、日本は脱退せざるをえないとしつつ、「國際聯盟ガ一時多数ノ小国に制セラレテ正當ノ判断ヲ誤リタルハ」は遺憾であるが、やがてその非を悟り、日本の主張を入れ、連盟規約改正を行うかして我国を迎える日がくれば、日本は再び連盟と提携する雅量を示すべきである⁴⁵、と。

石井は連盟脱退を最終的には支持する。当時関東軍の熱河作戦が展開していたから、石井の賛成論の背景には連盟による制裁を回避するためという事情もあっただろう⁴⁶。

以上のように、石井は満蒙特殊権益護持を日本外交の基本方針としていたけれども、事変には基本的に反対であったし、自衛権による満州事変の正当化にも懐疑心を持ち、満洲国建国にも賛成というわけでもなかった。しかし、石井はファシズム阻止と連盟脱退阻止のために、特殊権益の主張と国際連盟との協調の両立を常に追求し、そして軍部と白鳥たち外務省革新派を牽制しつつ、国際連盟対日本の構図が強固になる中で「自国の弁護人」の役回りを演じた。しかし、連盟脱退阻止は最終的に断念せざるを得なかったのである。

2. 日仏同盟論と日仏協調の終焉—日本陸軍・外務省革新派と石井

日本の国際連盟脱退によって、1920年代の石井と安達峰一郎が10年にわたって築いてきた日本の国際連盟外交は終焉し、それとともに、同じく両者が築いてきたフランスとの協調も瓦解する。日仏関係の比重はもちろん対米英関係に比べて確かに小さいが、日本の国際連盟脱退と対欧州外交の変容に少なからずかわる問題である。米英との対立が深まる中で、日仏関係の変容も日本外交に

少なからぬ意味を持つと思われるが、日仏外交問題に石井がかかわるのは1932年秋以後の国際連盟脱退への対応が本格化する局面なので、以下、日本の連盟脱退に至る過程の一コマとして最低限必要な点を辿る。

(1) 国際連盟理事会における日仏関係の軋み—満洲事変勃発から上海事変まで⁴⁷

繰り返すが、事変勃発後の9月21日、幣原外相から芳沢駐仏大使・連盟理事会代表に事変と不拡大方針が伝えられる。同日、中国の施肇基国際連盟代表は、国際連盟規約第11条に基づき、連盟事務総長ドラumontに提訴する。

国際連盟では、9月23日に理事会議長と英仏独伊の理事からなる五人委員会が開催され、イギリス代表のセシルから監視団派遣の提案があり、フランス代表のマシグリ(R.Massigli)からは日本から提案するようにアドバイスがなされる。この時点では、英仏は日本に批判的であったわけではない。しかし、日中二国間での解決にこだわる日本政府は、満州実地調査のための監視団派遣を忌避する。9月25日、連盟理事会フランス代表に復帰したブリアン理事会議長は監視団派遣延期に同意し、先ずは日中の話し合いでの解決を要請する。9月27日には、これを承けて、芳沢から幣原へ撤兵要請が伝えられるが、幣原は撤兵に期限を付けられることを拒否する。そして9月30日の理事会において、撤兵要請と両国で不拡大に努力しよう決議があげられる。

その後、10月8日に「満洲事変解決に関する政府方針」が幣原から国際連盟帝国事務局長・沢田節造に伝えられる。帝国政府は事態の不拡大に努めるとともに日中直接交渉によって円満解決を計り、南満州鉄道の安全と帝国臣民の生命財産の安全が確保されれば、軍隊を附属地内に復帰させる

⁴⁵ 枢密院会議「國際聯盟脱退ニ関スル措置案」、1933年3月27日(JACAR. Ref. A03033732800)

⁴⁶ 井上寿一『危機のなかの国際協調外交』(山川出版社、1994年)第一章。

⁴⁷ 以下、経過の整理は『日本外交文書(以下『外文』)』、満洲事変第1巻第3冊に拠る。満洲事変に対する国際連盟と欧米諸国の対応については、白井勝美『満洲国と国際連盟』(1995年、吉川弘文館)。クリストファー・ソーン『満洲事変とは何だったのか』(上・下巻、市川洋一訳、草思社、1994年)を参照。

というものである。

これを承け、10月9日、芳沢がブリアンと会談し、居留民の財産保護のための派兵であることを力説するのであるが、前記の方針が伝えられた10月8日に、関東軍による錦州爆撃事件が起る。日本が撤兵要請に応じておらず、紛争地域が拡大する事態を目にして、この頃から、ブリアンの対応にも変化が起る。

10月12日には、幣原から沢田宛に、連盟介入を拒否し、日中直接交渉で進めるという意向が伝えられ、13日には、大綱協定案5項目が提示される。理事会は14日に再開されるが、大綱案の実現を目指す日本政府と、関東軍の即時撤退による紛争終結に連盟の威信をかける連盟理事会議長のブリアン、フランス側との確執が徐々にエスカレートしていく。簡潔に見ておこう。

10月14日理事会前に、芳沢とブリアン、外務省官房長のレジエ（A.Leger）との会談が行なわれるが、そこでの争点は3つあった。

第1に、紛争拡大抑止のために連盟の監視が必要だとするブリアンの主張に対して、芳沢はこれを拒否して日中直接交渉による解決を主張する。

第2に、日中直接交渉の場合でも、基礎大綱案の第5項は条約改定に関わるものだから、日本軍撤退による紛争解決後に交渉すべきだというフランス側主張に対して、芳沢はこれも含めて日中直接交渉で解決するという立場を譲らない。

第3に、ブリアンは連盟理事会へのアメリカのオブザーバー参加を要請したいとするのに対して、芳沢は非加盟国の理事会出席は規約にないと反対する⁴⁸。

このうち、アメリカのオブザーバー参加は、事務総長ドラモンドも賛成し、10月15日の理事会で決定される。このとき芳沢は法律家委員会設置を要求するが否決される。なお、当初スティムソン國務長官は、軍に対する幣原の立場を悪くしない

ように静観していたが、連盟理事会とブリアンの招請を受ける形でオブザーバー参加を受け入れる。

争点は、大綱を軸とした日中直接交渉か、早期撤退・紛争解決のための連盟による監視強化かである。ブリアンからは不戦条約第2条遵守を期待する旨の期待と日中戦争の危惧が表明されるが、事態は容易に打開されない。ドラモンドが連盟側と日本側との妥協のための提案を行ったり、10月23日理事会前の芳沢とブリアン、レジエとの会談では、ブリアンが「ロカルノ方式」を提案したが決着を見ない。

10月24日理事会では、日本軍撤兵期限を11月26日までとする決議案が日本の反対で不成立となり、理事会は11月16日まで約3週間の休会に入る。

この直後の26日、日本政府は大綱を政府方針として声明発表するのであるが、これによりブリアンとの関係はさらにこじれる。11月1日には、ブリアンから日本政府声明に対する抗議が行なわれ、軍の撤退要請と、条約解釈は仲裁か常設国際司法裁判所で扱うべきとの見解が示される。

11月3日の杉村陽一国際連盟事務次長とマシグリ、レジエ会談では、9月30日決議の履行を迫られる。ドイツがポーランド回廊を占拠するような事態の前例になっては困るというのがフランスの主張である。ブリアンからも撤兵要請が繰り返され、ドラモンドからも、連盟規約、9カ国条約、不戦条約の違反ではないかと指摘され、連盟側と日本側との対立は先鋭化していく。さらに、11月4日からのチチハル攻撃が、これに輪をかけ、レジエからは、自分はこれまで日本に好意的であったけれども、軍に対する統制がとれていないのは前代未聞だと指弾されている⁴⁹。

他方、先述のように、16日の理事会再開に際して、幣原の方は、基本的大綱五項目を中国が承認すれば撤退する方針に変更はないことを伝えつつ、

⁴⁸ 昭和6年10月（15）日、在ジュネーブ沢田連盟事務局長より幣原外務大臣宛（電報）『外文』、満洲事変第1巻第3冊、276文書、290-291頁。

⁴⁹ 11月12日の安達峰一郎の内報は、ブリアンは常設国際司法裁判所にゆだねる方針のようであること、裁判所内では日本に対する無理解が広がっていると伝える。昭和6年11月（12）日、在オランダ国松永公使より幣原外務大臣宛（電報）、同上、494文書、515頁。

日本側から連盟の視察員を中国と満洲に派遣することも一策と付け加える。これを承け、16日理事会で芳沢が連盟の視察員を中国に派遣方提案を行い、23日の理事会で日本の視察委員派遣提案が審議され、12月10日の理事会で日本提案に沿って決議案が可決され、リットン調査団が構成される。

連盟理事会と日本との対立はこの調査団派遣決定によってひとまず収束し、したがって連盟理事会における日仏対立もひとまず収束し、リットン調査団のフランス委員としては、日本に好意的な立場をとり続けるアンリ・クロードル (H.Claudé) 陸軍中將が選任されたのである。

しかし、一方では、関東軍は、12月8日に錦州への攻撃を開始し、翌1932年1月3日、陥落させる。これに対して、1月7日、スティムソン・ドクトリンが宣言される。

この頃、駐米大使ポール・クロードル (P.Claudé) はスティムソン・ドクトリン発表前にスティムソン (H.Stimson) と協議し、日本の錦州占領に対して、英米と共同歩調をとることを告げている。親日派である元駐日大使クロードルの対応は、フランスが対米協調に移行しつつあることを示すように思われる⁵⁰。

なお、フランスでは、1月12日ブリアンが健康悪化のため外相を辞任し（3月に死去）、その後ラヴァル (P.Laval) 内閣が倒れ、2月20日に第3次タルデュー (A.Tardieu) 内閣（6月3日まで）が成立する。国際連盟理事会フランス代表はブリアンの後、社会主義者のポール・ボンクール (P.Boncour) が就任している。

1月28日には、上海事変が起るのであるが、先にも見たように、これによって日英関係は悪化し、国際連盟においては再び日仏関係が軋む。

1月31日の栗山茂臨時大使とレジェとの会談では、事態拡大は理解に苦しむところであるとの苦言が呈され、2月6日の松平恆雄（駐英大使で国際連盟総会代表）・タルデュー（当時は国防大臣だが、20日に首相就任）会談では、タルデューか

らも上海事件が解決しないと日本にはシリアスな状況になると警告が発せられる。同時期、仏上下院における討議も行なわれていて、2月10日には、仏下院の討議において、日本側の侵略の疑いがあると、かつてジュネーブ議定書（1924年）の提案者であった急進社会党のエリオ (E.Herriot) が批判を展開している。

このように、日本対国際連盟の構図の中で、フランスにおいても日本非難が大きくなる。

(2) 日仏インドシナ貿易協定と日仏同盟論の登場

以上のように満州事変から上海事変にかけて、国際連盟における日仏関係は揺れ動いていた。しかし、世界恐慌がヨーロッパを覆いつつある状況下で、国際連盟の外での日仏二国間関係はむしろ接近していた。

① 日本・インドシナ通商協定

満州事変が勃発した1931年9月、フランス側からインドシナをめぐる通商協定が芳沢駐仏大使に持ちかけられる⁵¹。安達峰一郎駐仏大使時代には簡単に進展しなかった日本・インドシナ通商交渉であるが、世界恐慌の波及とともに、双方での関税引き下げ交渉がフランス側から提案され、インドシナ通商をめぐる日仏の二国間協調は進められるのである。

芳沢が外相に就任した後、駐仏大使・連盟理事会日本代表に任命された長岡春一によれば、1931年の12月頃から交渉が急進捗し、上海事変の沈静化とともに、協定締結の見通しが生まれる⁵²。1932年2月20日に共和派穏健派のタルデューが首相となり、およそ3ヶ月の短命内閣であるが、この時期にインドシナ通商交渉が急速に進む。

3月18日にパリに着任した長岡が、23日着任挨拶のためタルデュー首相と会談を行い、インドシナ通商協定成立を機に、日仏協約（1907年批准）

⁵¹ 海野芳郎「日本とインドシナとの貿易摩擦」, 細谷千博編『太平洋・アジア圏の国際紛争史 一九二二—一九四五』（東京大学出版会, 1983年）, 61頁。

⁵² 『日本外交文書 追懷録 續編』第8章。

⁵⁰ 白井『満洲事変』, 142-143頁。

による提携を一層促進することを考えている旨伝えたと、タルデューは、日仏間の経済問題を片付けてから、政治問題を議論する旨の応答があったようである。その後、4月1日の長岡・タルデュー会談で、「政治的意見交換」を行い、上海事変の処理にあたって日仏の結束強化が合意される。4月8日には長岡から芳沢外相へ、日仏関係好転の情報が伝えられ、日本で高まっていた連盟脱退を回避するよう要請が行なわれる。

長岡とタルデューとの間で日仏協力の話が進んでいた背景には、世界恐慌の中で、フランス財界が、日本とインドシナの貿易拡大とともに満州への投資拡大を狙っていたからであり、それをバックアップしていたのが、タルデューだからという事情もあった⁵³。

こうして、「日本國及印度支那間ノ貿易規定ヲ暫定的ニ定ムル為ノ日本國仏蘭西國間通商協定」が1932年5月13日に調印される。ただし、日仏の間では経済協力は進展があったが、国際連盟における政治的協力は進まない。タルデューの態度は、経済問題を片付けてから政治問題へということ、満州事変や上海事変への対応は先送りするということである。

② 北一輝の日仏同盟論と日本陸軍の対仏外務省工作

以上のような日仏経済協調が進展するなかで、後の日本陸軍皇道派グループが、満洲国建国宣言後、米英との亀裂が深まる中、国際連盟脱退論に基づいて連盟外での日仏接近を画策した。

1931年末、宇垣一成派に対抗する上原勇作派に属する荒木貞夫が、犬養内閣の陸相に就任したことによって、日本陸軍指導部は荒木派（後の皇道派）によって占められる。この荒木に接近したのが、外務官僚の白鳥敏夫であった。白鳥は、錦州爆撃の頃から、満洲事変を正当化して荒木たちに接近し、「外務省革新派」のリーダーと言われる

ようになる。

そして、皇道派の思想的支柱を提供した北一輝は「対外国策に関する建白書」（1932年4月17日付け）において、来るべき対米戦争においては必ずや英米が結びつき、他方もう一つの敵国であるソ連は中国の対日抗争と結びつき、対米戦争は英米露支対日本の戦となろうという予測を立てる。そして、満洲事変により日本はルビコンを渡ったのだとして、次のように言う。

「一昨年のロンドン会議の醜態に見よ。自己と利害行動を共にすべきフランスを見捨てて独り英米の膝下に媚を呈し、却て前に速やかに脱退せるフランスが遙かに優勢なる比率を以て其の潜水艦を維持せるは如何。閣下。世界大戦前に於いてドイツを考慮すべかりしよりも深甚に重大に、今の日本帝国にとりて興亡を決するものはフランス共和国において御座⁵⁴。」

そして、日仏同盟はアメリカが対日戦をしかけないようイギリスを牽制するために必要であること、また「日本と同等なる四顧暗澹たる」状況にあるフランスが受ける孤立の脅威は今の日本帝国と符合するものであるから、「無用有害なる国際聯盟」に代わって世界平和を保障するものとなること、さらに「ボルセビーキ国家の根本的処分」にも資すること、を論じる。

北の日仏同盟論は、1920年代に上原勇作が模索した日仏軍事協調の延長線上にあり、荒木、枢密院副議長の平沼麒一郎、白鳥に影響を持った。

ところが、フランスでは、6月に急進社会党エリオ政権が誕生する。長岡からすれば、日本に好意的であったタルデュー内閣退陣は打撃である。6月12日には、長岡から斎藤首相に、「エリオ新首相の満洲問題について好意的発言」を得たとの情報がもたらされるが、長岡はなお未知数という

⁵³ 昭和7年4月（10）日、在仏国長岡大使より芳沢外務大臣宛（電報）、312文書、『外文』、満洲事変第2巻第2冊。

⁵⁴ 北一輝「対外国策に関する建白書」（『北一輝思想集成』、書肆心水、2005年）820頁。

慎重論に立っている⁵⁵。

他方、7月9日のマルテル（D.Martel）駐日大使からエリオ外相宛書簡では、リットン調査団の調査完了について報告し、「満州国に関しては、先の私見を繰り返すだけです。私には、満州国が日本政府の、適切に言えば日本参謀本部の作ったものと特徴づけうると思われません。」と、日本に好意的な報告がなされている⁵⁶。

そしてこの頃、日本陸軍によるフランス外務省への働きかけが行なわれる。

リットン調査団の最終報告書作成が着手される7月の9日、国際連盟総会フランス代表からのフランス外務省宛書簡では、「国際連盟日本代表の軍事顧問」である「小林将校（小林順一郎と推定－筆者）」から7月7日に面会申込みがあったこと、「松井将軍」（松井石根と推定－筆者）からの指示であることが伝えられている。

面会では、日仏の利害は一致しているのであって、「もし理事会が日本の利益に反する決定をすれば、日本は連盟を脱退することになろう」との小林の話があったとされる。さらに、日本の軍人はフランスに共感を持っており、日仏接近を図る時期が来ていること、日仏接近はヨーロッパと極東における安定に不可欠で、フランスにとっては対ソ安全、共産主義に対するインドシナの安全を計るため、日本には九カ国条約等の重大な政治的帰結を避けるため、同盟が必要だということであったと、伝えられている。

これに対して、総会代表マシグリはリットン調査団の報告を待つ必要があることを伝え、調査団委員であるH. クローデルに指示を出してほしいとの小林の要求を拒否する。フランスは他の大国とも協調しなければならず、特に、借款支払い問題もあって、アメリカとの関係が最重要であること、フランスは連盟規約署名国であり、規約に反

する約束はできないこと、日本の連盟脱退は悲しむべきことだと、答えている⁵⁷。

なお、7月19日には、マルテルからエリオへ、小磯国昭陸軍次官との会見によれば、松井・小林的行動は個人的なものであって、公式のものではないという伝達がなされている⁵⁸。

さらに、7月29日のP. クローデルからの書簡では、満州事変以後、「日本の真の権力は若い士官の一群」に握られていて憂慮すべきことだというケロッグの意見が伝えられている⁵⁹。

満州事変をめぐって、日本陸軍の対仏交渉はうまくいくはずもなく、日仏間の距離はむしろ拡大する。

(3) 内田康哉外相の日仏協商論と石井

日本では、7月9日に内田康哉が外相に就任する。対米英関係が行き詰まる中で、内田は満洲国承認を前に「焦土外交」を表明するが、他方で、内田が国際連盟に留まるために最後の頼みにしたのが日仏協調であり、そのために縋り付いたのが石井であった。

8月24日、斎藤内閣が「国際関係より見たる時局処理方針」を決定し、内田は同日付けで、出淵勝次駐米大使と長岡駐仏大使宛の別電（合一七二二号）において、「支那問題ニ関スル日英協調回復」に努めること、しかし、「日英提携ヲ急速ニ実現スルコトハ相当困難ナル」と認められるときは、「仏国政府ハ我方ニ近似セル対支政策ヲ執リ居ルノミナラス今次ノ日支紛争事件ニ付テモ我方ニ対シ比較的有利ナル態度ヲ示シ来レル一方仏国側トシテハ其ノ欧州制覇政策遂行ノ関係上極東ニ於ケル日仏両国ノ政治的接近ヲ求メルトスル空気アルモノノ如キニ付最近ノ機会ヲ捉ヘテ極東ニ於ケル日仏間ノ一般的諒解ニ関スル話合ヲ促

⁵⁵ 昭和7年6月12日、在仏国長岡大使より斎藤外務大臣宛（電報）、349文書、『外文』、満州事変第2巻第2冊。

⁵⁶ Rapport de la délégation Française à Genève, 9 juillet 1932, dans Documents Diplomatiques Français (以下DDF), 1932-1939, I^{re} série (1932-1935), Tome II, pp.7-9.

⁵⁷ Ibid., p.9.

⁵⁸ Ibid., p.56.

⁵⁹ Ibid., pp.135-136.

進⁶⁰」するよう指示している。そして、8月25日内田外相が衆議院で「焦土外交」演説を行うのであるが、翌26日には、内田から長岡へ、満州国承認は米国との緊張をもたらすであろうことから、また、リットン調査団メンバーのクロードル中将が日本に好意的であるため、フランスとの提携を望む声が強まっているから、対中政策における協調、満州国に対するフランスの希望聴取、軍縮会議における共同歩調等を図り、日仏協商を推進するよう訓令がなされる。

これに対して、長岡から、フランスは米英への配慮から日仏協商推進には乗ってこないであろうこと、今ではタルデューですら躊躇するという伝達がなされる。

9月に入ってから、内田から重ねて訓令があり、日英関係悪化の中で、日仏接近を図り、「英国を誘引し日英協調ヲ促進スル」よう要請がある。が、長岡からは、エリオとの会談（9月13日）では、日本はヴェルサイユ条約問題、軍備問題でフランスを支持し続けると述べても、エリオは、満州問題における「事実の方面よりする見地」は理解するが、満州問題には法律的側面があるという理由で、日本支持には否定的であるとの感触が、内田に伝えられる。さらに9月20日の電報でも、長岡は、対独問題ではフランスを支持すると再度述べても、エリオはそっけない態度に終始した様子が伝えられ、エリオの背後にレジェの存在があって、レジェは親中派だという推測が付け加えられている⁶¹。

実際のところ、この頃フランス外務省の態度は決している。1932年9月11日付けの「政治的指針のノート」では、先ず「日中紛争によって、国際連盟の西欧的政治概念と特に契約的体制に対する日本政府の賛同には虚構のものがあることが充分に明らかになった」という強い調子で、日本政府

に対する不信が表明されている⁶²。

そして、日本政府は、「虚構の満州政府」を構成して、中国北部に対する日本の支配を制限するような国際義務を回避する手段を見つけようとし、目下、この事情を諸列強に受け入れさせ、新満州国政府を承認させようとしているが、フランス政府は、いかなる形であれ、これを承認するわけにはいかないとして、次のように記している。

1. これを承認することは、現在日中紛争が提訴されている国際連盟の決定に予断を下すことになり、現存の条約の無視を意味する。1931年12月10日の理事会における議長ブリアンの宣言、1932年5月11日の連盟総会決議、上海事変時の2月16日の日本政府への訴えでも、連盟規約と不戦条約に違反する手段によって得られうる如何なる事態も、条約も、協定も承認しない義務は宣言されている。国際連盟が調査を進め、その結論が近々総会に付される状況で、フランス政府が一方的に予断を下すことはありえない。

2. 国際連盟規約の第10条に照らし、フランスは「連盟各国の領土保全及び現在の政治的独立を尊重」することを義務づけられている。この原則も、1932年2月16日に主張されたものである。

3. フランスは9カ国条約の署名国であり、「支那ノ主權、獨立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト」（第1条第1項）になっている。この義務は国際連盟規約第10条よりもさらに明確で、米国政府が日本に対して1月以来行なっている抗議はこの基本的条文に基づいている。

4. 日本・満州国間で締結される条約の内容はまだわからないが、これが中国における門戸開放と機会均等の原則に反してないとは考え難い。

5. 日本・満州国間の条約が、「第一條ニ記載スル原則（中国の主權、獨立、領土と行政の保全の尊重—引用者）ニ違背シ又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル條約、協定、取極又ハ了解ヲモ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ

⁶⁰ 昭和7年8月24日、内田外務大臣より在米出淵大使、在仏国長岡大使宛（電報）、『外文』、満州事変第2巻第2冊、393文書、386頁。

⁶¹ 昭和7年9月20日、在仏国長岡大使より内田外務大臣宛（電報）、同上、417文書、410頁。

⁶² Note de la Direction politique, dans *DDF, op.cit.*, pp.302-305.

締結」することを締約国に禁じた九か国条約第2条に反するのではないかという問題がある。中国の領土保全に反する事態を承認しようとするいかなる行動も連盟加盟国が調印した一般的かつ特殊的な義務と両立しえない。

以上が政治的指針であるが、9月15日付けのエリオ首相から駐日フランス大使館への秘密文書では、「現今の情勢において我国の見解を非公式に求めることによって、日本外務省が、我国が日仏協調政策について抱いている関心を試すつもりであることは明白である。この主題については、我国は、日本の軍事指導者の申し出をすでに退けなければならなかったのであるであるが⁶³。」と、日仏協調を拒否する姿勢が述べられている。

9月15日の満州国議定書調印、日本による満州国承認の後の17日、駐米フランス大使館からエリオへの電信では、スティムソンが満州問題不承認に対する英仏の支持を評価する旨、伝えられている。リットン調査団が報告を行った10月2日には、駐米大使クロードルの書翰では、スティムソンとの会談において、フランスの政策の枢要な二つの原理として、第1は、特に不戦条約のように力の支配を法の支配に置き換えることを目的とする条約の尊重、第2は、国際的な外交情勢の発展により新たに重要になっているもので、世界に現存する三大民主主義国、仏英米の緊密で信頼関係のある合意の原理⁶⁴があると伝えたことが報告されている。

ともかく、国際連盟における日仏協調の可能性はすでに失われていた。11月に松岡洋右が連盟理事会フランス代表のボンクールと会談したり、笠井平十郎大使館付き武官がエリオ工作を行い、内田外相から栗山臨時大使には笠井の行動を止めぬよう指示があるなどの動きがあるが、功を奏するはずもない。

そしてこの頃、石井に協力依頼がなされるのである。

石井の日記によれば、1932年11月10日に、白鳥が内田外相の使いとして、欧州主要国特にフランス政府当局と意見交換を行い、日仏同盟とまでいかずとも日仏の接近協調を期成されたいとの希望を石井に伝える⁶⁵。なお、白鳥は、本件は外相の発意よりは軍部の意向であり、陸軍以上に海軍も熱心で、フランス以外に味方になりそうな国はないので、石井に頼むしかないと外相を動かしたものだと言った。石井はこの圧力に対して、日仏同盟であれば話は断ると伝える。日仏同盟は、フランスにとっても日本にとっても益がない。ただし、日仏の接近親善の可能性はないではないし、これは双方に益があるので考えてみるとの返答をする。国際連盟脱退論を抑制して連盟にとどまることを模索し続けていた石井は、日仏協調であれば協力するという対応をしたのである。

石井はこの後、「列國間の形勢觀察點」と「日佛間の形勢觀察點」という二つのメモを作成している。前者の要点は、次の通りである。世界は英米を軸に動いており、両者の競争は必然であるから、日本は両者の間にあって知恵ある中立を堅持した方がよい。日仏同盟は英米を結束させる恐れがあるどころか、独伊をも敵に回す危険がある。後者の要点は、日本は極東有事の際にフランスからの兵力援助を期待できないし、フランスも欧州有事の際に日本から兵力を期待できない。また、日仏同盟は英米独伊を敵に回しかねない。しかし、日仏協調の可能性はあるとして、両国の利害関係はほぼ一致すること、両国の経済財政関係、中国における排外行動対策、「安南陰謀者と朝鮮陰謀者」（おそらく共産主義運動のこと）の避難巢窟の監視警備、での協力を挙げている。

石井は内田外相との会談で以上の考えを伝え、内田の同意を得て、11月半ばには石井の派遣が決まる。石井は12月5日には荒木陸相に、6日には国際連盟協合理事会でも挨拶もすませ、準備万端整えつつあった。

⁶³ Ibid.,p.330.

⁶⁴ Ibid.,pp.342-343.

⁶⁵ 「石井子爵日記 連載第四回」（『国際問題』（70）、1966年）、62頁。

しかし、石井の欧州訪問を松岡が忌避する。12月19日、内田外相が石井を訪問し、松岡から、石井が来訪すれば日本政府が態度を緩和させたと受け取られ、国際連盟における「斷固たる聲明が割引される」可能性があるという理由で、派遣延期申し入れがあると伝えられる⁶⁶。

松岡が石井に代わって国際連盟日本代表を引受けたことは先に述べたが、結局、松岡は、満州事変に反対の立場を取っていた石井の来訪を拒否して、2月の国際連盟総会に臨み、日本は連盟脱退へ追い込まれていく。

（4）日仏協調の終焉と仏ソ提携

日本の国際連盟脱退によって、フランス側では対日協調の必要がなくなる。フランスは、すでに1932年11月29日に仏ソ相互不可侵条約に正式調印、ナチス・ドイツが日本の脱退に次いで1933年10月に脱退後、1934年1月に入っても仏ソ通商協定調印、春には東方ロカルノをソ連と共に模索する。そして、同年9月にはソ連の国際連盟加盟が実現する。

石井は、このような動向を見ながら、1934年7月、「極東問題と仏蘇の因果関係」と題する講演で、フランスが対独安全保障のためにソ連に接近するのは当然のことであり、これにより日ソ間に対立あるときには日仏が対立する局面が生じうることを予測しつつ、「元来佛国としては我國と利害関係の衝突するところなく、東西の両強大国として依存共栄の途を辿るを賢策とすること勿論であらねばならない⁶⁷」としつつも、日ソ間での紛争が生じたときの日仏関係について警戒するよう促している。

ともかく、日本の国際連盟脱退とともに日仏協調は終焉する。あるいは連盟における日仏協調の破綻が国際連盟脱退の一つの背景となる。

これ以後、日本陸軍はドイツに接近し、駐独日

本大使館付陸軍武官・大島浩を通じて、1936年11月25日、日独防共協定調印を推進し（翌1937年11月6日に日独伊防共協定に）、日仏同盟路線を推進していた外務省革新派・白鳥もそこに加わる。

こうしてみると、陸軍皇道派が追求した日仏同盟論は荒唐無稽なものであったが、石井が追求しようとした日仏協調論も挫折したことは、日本の独伊との接近への道を開くことになったと言えるかもしれない。

そして、日仏協調に見切りをつけた石井は対米協調にシフトしていく。次に、国際連盟脱退以後、太平洋戦争期にかけての石井の足跡を辿っておきたい。

3. 満州事変以後の石井菊次郎—対欧州協調から対米協調へ、そして勢力均衡へ

（1）世界経済会議における対米協調へのシフト

日本の国際連盟脱退によって、石井が失意の中にある時、ルーズベルト（F.Roosevelt）大統領の招請でロンドン世界経済会議が開催されることになり、1933年4月11日、内田外相より石井に代表派遣の要請がある。先述のように、松岡の反対により石井の欧州訪問は実現しなかったが、連盟脱退後、石井の派遣が再度浮上した。

石井は国際連盟脱退のため「寂しく感じ」ていたときに、アメリカ大統領が日本を「世界雄鎮の一として」招請したことは「聯盟に冷水を打ち掛けたるの感」があつて「快事」であるとしつつ、「此機を利用し十分な熱誠を以て」望むこととしたと記している。国際連盟を離れて対米協調にシフトしたのである⁶⁸。

石井と同じく全権に選ばれたのは深井英伍日本銀行副総裁であった。世界経済会議は世界恐慌からの脱出のための国際協調を図るために企図されたもので、経済政策協議は専ら深井の仕事とされ、

⁶⁶ 「石井子爵日記 連載第五回」（『国際問題』（71）、1966年）、79頁。

⁶⁷ 石井菊次郎『外交回想断片』（金星堂、1939年）、203頁。

⁶⁸ 「石井子爵日記 連載第五回」（『国際問題』（71）、1966年）、83頁。なお、以上については、原田熊雄述『西園寺公と政局』（岩波書店、1950-1956）第二巻、415-416頁、をも参照。

石井に期待されていたのは政治的調整であった⁶⁹。焦点は満洲国問題である。

石井が代表に決まるとすぐに、アメリカの新聞では、石井・ランシング協定のときのように満洲問題等政治問題を主題にするのではないかという警戒が表明されている旨、出渕駐米大使から内田外相に報告がある。

しかし、陸軍省軍事課と参謀本部は、この際、アメリカから満洲国承認を取り付けることをもくろみ、外務省も同調した。そして4月28日に外務・陸軍・海軍の三省事務当局会議が石井を交えて開かれる⁷⁰。

軍部特に陸軍を掣肘しながら対米協調を模索するのが、石井の基本的態度である。これについては、井上寿一『危機のなかの協調外交』が扱っているので、要点だけ記しておこう。

まず、満洲国承認問題について、陸軍側がアメリカの承認を強く望んだのに対して、石井は消極的で、スティムソンの不承認主義をアメリカが簡単に引っ込めることはないであろうから、アメリカの経済的利益に訴えながら、漸進的に進めることを主張する。

満洲国門戸開放・機会均等問題については、石井は、満洲国参議・駒井徳三の満洲国非承認国には門戸を閉ざすという声明を問題視して、門戸開放を基本方針としつつも機会の均等については言及せず、日本の排他的支配を確保することを主張する。

そして、排日・排貨運動の日米協調による抑制については、石井は世界経済会議を活用した列国との協調による排日・排貨運動の抑制を提案した。

なお、この会議では関東軍の関外進出問題が議論され、石井はここでも反対意見を述べている。

こうして、この会議を経て、内田外相による訓

令が5月3日に出されるが⁷¹、石井は、独自に次のような対米交渉案を準備していた。その内容は、満洲国は門戸開放を原則とすること、日満軍は長城以南に進出しないことに加えて、日米両国民の双方の疑念を解消するため仲裁裁判条約を締結すること、「モンロー主義」や「東亜モンロー主義」のような誤解を招く恐のある用語を用いないことであった⁷²。

日米予備交渉は5月24日から27日まで行われ、石井＝ルーズベルト会談が実現する。

焦点は、ルーズベルトの「軍縮による平和」と世界平和保障に関する声明、日米両国を含む新安全保障条約案と日本の対満洲政策の関係であった。

石井は次のような態度で臨んだと語っている。すなわち、ルーズベルト大統領になってもフーバー（H.Hoover）大統領時の不承認主義を引っ込めることはないだろうが、不承認主義と言っても、満洲は中国の一部であるとの「建前」を強調して中国の領土保全が主張されれば、アメリカとの衝突不可避だが、承認の証文は入れないが実際上はこだわることなしに進んでいくというやりかたもある。ルーズベルトは後者の方だ、と⁷³。

石井は、まず、新安全保障条約案について、国際連盟が日本を侵略国とみなしたことを不当と訴え、満洲事変を侵略とするような安全保障条約案を受け入れられないと、ルーズベルト大統領に詰め寄る。ルーズベルトは、安全保障条約は中国満洲における過去の軍事行動に干渉する意図はなく、「満洲事件」は「疎通 canalize」の路さえ講じる肚があればよいと答えた。そのためには条約の批准において「満洲について採った行動は除外する」という留保をつけることだという。つまり、ルーズベルトは満洲問題については問うつもりはないから、これを留保して条約に調印してほしい

⁶⁹ 馬場恒吾「石井菊次郎と深井英吾」（『中央公論』48-6, 1933年）。

⁷⁰ 「満洲国承認問題 /8石井経済会議全権ト外、陸、海三省トノ懇談会記録」, JACAR.Ref.B02032047800。

⁷¹ 昭和8年5月3日、内田外務大臣よりロンドン国際経済会議全権宛、『外文』, 昭和期Ⅱ第2部第2巻, 103文書, 187-188頁。

⁷² 同上, 195-196頁。なお、東亜モンロー主義を主張していたのは白鳥たちである。

⁷³ 「石井子爵閑談録 最終回」（『国際問題』（66）, 1965年）, 83頁。

と言っているのだと石井はとらえた。石井の読み通りになったということである。

そして、話は日米開戦の回避まで及び「日米間の地ならしはできた」と石井は述べている。

しかし、石井の側から、中国によるボイコット禁止協定の締結を提案したところ、ルーズベルトはこれには終始消極的であった。

他方、仲裁裁判条約提案については、ルーズベルトは積極的に賛意を表明した。その結果、日米事務協議に委ねられることになったのであるが、その後ハル國務長官と國務省の反対によって実現することはなかった⁷⁴。

こうして、石井は対米接近を図ったのであるが、結果的には「一頓挫」することになった⁷⁵。

なお、塘沽協定によって日中関係にも改善の兆しが現れ、排日・排貨運動も沈静化しつつあったのであるが、宋子文等、国民党政府内の欧米派は、国際連盟技術担当官ライヒマン（L. Rajchman）と呼応して、国際連盟の対中国技術援助を推進しようとしていた。国民党政府内の「親日派」との協調による日中関係改善を基本方針にしていた日本政府・外務省は、ライヒマンの中国派遣に反対する。このとき、石井は、ロンドン世界経済会議中に、国際連盟事務総長アヴェノル（J. Avenol）に対して「多年の友人」として意見交換を行い、ライヒマン派遣について強い警戒を促した。日米接近を計りながら、中国と連盟の接近を牽制しようとしたわけである。

また、石井は1933年4月15日の日記で、南次郎陸軍大将から「亜細亜議会」設置について意見を求められたが、それは「英米アングロサクソン接近を招致する」から、民間有志の文化事業に範囲を制限した方がよいと意見したと記している⁷⁶。石井はアジア主義的方向には批判的であるが、米英接近を警戒しつつ、日米接近を測ろうとしてい

たのである。

石井は、1935年に「恒久的日米同盟の実例」と題する小文を書いている。第一次世界大戦中の1915年2月に地中海岸のマントン訪問時に、米国人動物学者のアレン博士と野村という動物学者の共同研究を見聞した話であるが、「日米問題が紛糾する毎に」この場面を回想すると述べるほどに、石井は親米傾向を強めていた⁷⁷。

（2）領土並びに資源再分配問題—近衛文麿と石井

石井が対米協調へシフトする傾向を強めたのが、日本に同情的な意見を示した、W. ウィルソン元大統領の顧問であったハウス大佐の論文「国際ニュー・ディールの必要⁷⁸」（『リバティ』、1935年9月5日号）である⁷⁹。論文の発表時期は、イタリア軍のエチオピア侵攻（1935年10月3日）直前にあたる。

ハウスは、「イタリアは拡大しなければ爆発する」というムッソリーニの言葉はドイツにも日本にも当てはまることで、これらの国はその人口を養い、必需品と原料を確保する必要に迫られており、日本は狭隘な領域内の過剰人口のはけ口を求めていると言う。社会的平和が資本主義システムの調整を必要とするように、国際平和は「ドラスティックな再調整を抜きにしては」達成できない。英仏露米が、世界の植民地資源の適切な分け前を与えられるべきだという日独伊の主張を受け入れねば、世界はカオスと破局を免れえないであろう。

こうしてハウスは植民地資源の再配分論を展開するのであるが、それは日本のなかの国際協調派（牧野伸顕等重臣リベラル）を支援するという文

⁷⁴ 以上、昭和8年5月26日、在米国出淵大使より内田外務大臣宛（電報）、前掲、110文書。

⁷⁵ 井上寿一、前掲書、85頁。

⁷⁶ 「石井子爵日記 連載第六回」（『国際問題』（72）、1966年）、60頁。

⁷⁷ 石井菊次郎「恒久的日米同盟の実例」（『国際知識』第15巻第1号、1935年3月）、40頁。なお、原田熊雄述『西園寺公と政局』（第8巻、106頁）には、1939年11月の野村・グルー会談を前にして、ルーズヴェルト大統領から石井をよこしてくれという話があったようである。

⁷⁸ Colonel Edward Mandell House, Wanted-A New Deal among Nations, Liberty, September 5, 1935. 『国際事情』、464号、1935年、所収。

⁷⁹ ハウス論文をめぐる日本の側での反応については、庄司潤一郎「植民地再分割」と日本」（日本国際政治学会編『国際政治』第139号、2004年）を参照。

脈で書かれているとも読める。

ハウスによれば、アメリカにとって、独伊の問題以上に、日本の問題は緊要である。欧米人の多くは日本を深刻な国際的混乱の醸成者と見て、日本の指導者は日本の利益になるものであればどのような政策も追求すると考えている。国際連盟脱退にもワシントン海軍軍縮条約を更新しようとし、ないことにもそれは現れている。

しかし、ハウスはこのような見方を退け、日本人が心に描いていることは理解できるとしたうえで、日本人はそれをもたらすタイミングと方法を誤ったのだと言う。ハウスによれば、日本が極東で支配的影響力を持ちたがっていることは理解できるし、狭隘な領域内の過剰人口のはけ口を求める権利を持っている。世界には浪費されている広大な土地があるのだから、日本人がそれらを生産的にし、人類の富と幸福を増加するようにどうしてしてやらないのか。これは戦争によらずに平和的な方法でできるのではないか。

その上で、ハウスは、軍国主義者の声高な要求や他国との協調拒否等の点で日本に偏見を持っていたけれども、幾人かの日本の賢明な政治家と日本の諸問題を議論する機会があって、若干違った見方をするようになったと言う。日本には若い軍国主義者と牧野伸顕のような成熟した政治家の集団という二つの集団が存在するが、このような二つの集団の対立はアメリカを含めてどこにもある。また、最近まで、日本人の多くは平和を望み、それが軍縮によって達せられることを望んできた。このような世論は未だ多数であるし、そうであることを自分は望んでいる。もし軍国主義者達が権力を握るならば混乱は確実だが、自分は日本人の多くの醒めた判断を信頼しているし、共通の目的のために協力することもできよう。孤立化への傾向は多くの国で見られるが、問題を直視すれば国際協調あるいは国際ニューディールが必要である。

以上がハウスの主張であるが、これにいち早く反応したのは近衛文麿である。近衛は、これまで、平和をもたらす方法としては機構の問題ばかり論

じられ、戦争の原因である領土の不公平な分配と資源の偏在の問題をなおざりにしてきたのに、ハウスがこの問題を提起したことを高く評価する。

他方で、近衛は領土の現状維持を主張する国際連盟が破綻百出に陥っているのは戦争の原因という根本問題に触れなかったからだ、連盟批判を行う。第一次世界大戦は現状維持を希望する先進国と現状打破を希望する後進国との戦争であり、現状維持を希望する前者が勝利して作ったのが国際連盟である。領土の現状維持を一方的に確立しても移民の自由と通商の自由の二原則を認めてくれればよいが、日本のような後進国にはそれすら認められないのだから、領土の現状維持に疑いを差し挟まれてもそれは当然である。世界の世論と言ってもそれは英米が製造元であり、世界の大勢順応で行ってきた日本外交は改められねばならない。日本も、独伊のような率直さでもって、英米本位、現状本位の考えを脱して、「我々独自の立場、独自の見識から新しい国際平和の原則を考え出し、これを世界に向かって大胆率直に問う丈の覚悟」がなければならないのであり、ハウスのような議論は日本のような後進国から起こさねばならないと、言うのである⁸⁰。

ここではアジア主義的要素は抑制しているが、「英米本位の外交を排す」以来の近衛の議論がより急進的に展開されており、大勢順応の日本の国際協調外交を改めて、「我々独自の立場」から新しい国際平和の原則を提起するのである。後の東亜新秩序声明につながるものであろう。

アジア主義に傾斜していく近衛に対して、自由主義のジャーナリストである清沢洌は、ハウスと近衛の植民地再分割論を批判して、領土再分割ではなく自由貿易体制維持のための国際連盟を通じた原料供給管理のようなものを提案したが⁸¹、石井は、ハウスの議論を歓迎しつつ、近衛とは異な

⁸⁰ 近衛文麿「国際平和の根本問題」（『清談録』、1936年）、新版、千倉書房、2015年。

⁸¹ 清沢の議論は、清沢洌『世界再分割時代』（千倉書房、1935年）、「植民地分割論の帰結點」（『国際知識』第16巻第1号、1936年）等を参照。

る立場をとる。論説「領土分野再検討問題」の中で、「領土人口の適當なる按配が世界の真正なる平和を樹立する前提条件」であるというハウスの議論は自分も考えていたことで、1918年7月のハウスとの会談でもそのように意見していたことを追懐し、国際連盟の発足においても人種平等、移民に関する移動の自由、通商における差別待遇の廃止を主張してきたところであるという。しかし、平和機関としての国際連盟はこれらの点を放置するという、生まれながらの欠陥を孕んでいたのであり、この根本的弱点に目覚め、平和樹立の道を連盟規約の外に求めて、連盟の軌道修正を指示したのがハウスの新外交だと評価する。

だから、石井の立場は清沢の国際連盟を通じた原料資源管理とは異なる。石井が注目したのは、イギリスの外相ホーア (S.Hoare) の「原料分配論」であり、それに続くイギリスの「スウォルター等の植民地再分配論」である。そして、イギリス自治領の発展、インドの台頭、エジプトの決起、アイルランドの「反動」に対してイギリスが「驚嘆すべき大度量を以て」対処しようとしているところに着目する。

しかし、人口領土分野再検討問題は領土飽和国と領土饑渴国双方の「陰忍自省の雅量を要し、幾度か機微なる折衝を重ねずむば問題解決に近付くことすら困難である」。この折衝をなるべく「領土飽和国側より發せしめ」、平和的な変更を進めたいというのが石井の考えであり、日本のような後進国から問題提起すべきという近衛とは異なるのである。

もちろん、領土拡張を国策としてきた列国がこの方策に転換することは容易ではないが、イギリスにおけるエジプト独立承認、アイルランド独立承認、アメリカにおけるフィリピン独立承認、イタリア・エチオピア問題に際して英仏両国がその属領の一部をエチオピアに提供しようとしたことを挙げて、いずれも民族自決主義を考慮して動乱を防ごうとしたものであり、国際新外交の前途を悲観すべきではないというのが、石井の結論で

あった⁸²。

ここまで見れば、石井にも、脱植民地化の承認に基づく新国際秩序構想があったようにも見えるかも知れないが、石井は英米が先鞭をつければ日本もそれに従って、台湾、朝鮮等植民地を解放すべきだとは言わない。あくまでも日本は領土饑渴国である。

そして、石井はこの領土再分割の議論を、国際連盟だけでなく、太平洋問題調査会で行うことを求めている⁸³。

1936年1月、日本国際協会（前国際連盟協会）への太平洋問題調査会の統合が行われるが、前年の1935年12月に、会長の石井は次のように述べていた。

「殊に我國が国際聯盟から脱退致した今日、一層我々は独り日本國際協會といはず我々日本人は遠く隔たつて居る欧米の方面よりも寧ろ注意を太平洋に注ぐべきで、此の方面は一層正確なる研究をするのが自然の使命であり寧ろ本務と思ふのであります⁸⁴」。

しかし、1936年のヨセミテ会議では、確かに平和的変更の問題が討議されているようであるが、そこでは領土問題ではなく原料供給の問題と平和機構の問題が主に議論されていた。

1937年5月の日本国際協会総会講演「領土並びに資源再分配問題」において、石井は、植民地再検討問題は「既に実行の端緒に入つたのであって、御承知の通り国際聯盟に於ては総会の議を以て委員会を設けるということになり、其の委員会も既に第一回は開かれたのである」と言う。しかし、「此の既往一年の議論を私は注意して見ると、是はまだ要諦に達して居らぬ。……アメリカ及び南洋等

⁸² 石井菊次郎「領土分野再検討問題」（『国際知識』、第16巻第6号、1936年）。

⁸³ 太平洋問題調査会については、片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究』（慶應義塾大学出版会、2003年）参照。

⁸⁴ 石井菊次郎「太平洋問題調査會との合併に付て」（『国際知識』第15巻第12号、1935年）、79-80頁。

の問題に付いての議論を見ると、天然の富源と云ふことは論じて居るが、人間の生活が営まれる土地についての考へが非常に薄い。土地の考へは外国人は日本人程敏感に持ち得ないのである⁸⁵。」

こうして、石井は領土問題の解決こそが鍵だと言う。

「今日日本は天然富源は勿論のことであるが、狭小なる日本の領土内に七阡萬、八阡萬の人が楽に生活出来ないことを實見して、其の實見の深刻味は日々と増して来ているのである。毎日我々は強盜、窃盜、自殺、投身、誠に忌はしき社会現象を新聞上で見せつけられるのは何か。是は外国にはない。日本に限っての現象である。此の現象は領土問題を解決しなければ拭ひ去ることは到底出来ない問題である⁸⁶。」

確かに身勝手な議論であるが、この頃には、小日本主義者・石橋湛山も、満蒙放棄を言うものの、台湾と朝鮮植民地の保有は自明のものとしていたし、日独伊防共協定調印（1937年11月）にあたっては、「持たざるものの同盟」に賛成していた⁸⁷ようであるから、石井だけの問題ではなく、自由主義的な国際協調派も、今日から見れば、日本を持たざる国と見て領土拡張を正当化する問題を免れていなかったと言える。

結局のところ、石井にとって、ハウス論文は、米英に日本の立場と大陸進出を理解させ、さらに列強協調による平和的な解決の可能性を示すものであっただろう。ここから石井は、持てる国・持たざる国の対立を独伊やアジア主義的方向で煽るのではなく、米英協調を基軸とした列強間の領土

調整による解決を考えたのである⁸⁸。

(3) 「支那事変」をめぐる

さて、植民地再分割が議論されている最中、1937年7月、盧溝橋事件が起こる。このとき、近衛内閣は、日本の立場を説明するため、欧米諸国に「国民使節」を派遣した。そのきっかけの一つとなったのは、アメリカで船荷積込従業員組合による対日ボイコットへの懸念が生じたことのようなのである。

石井の日記によれば、9月6日に堀内謙介外務次官が石井を訪問し、主としてイギリスへの訪問を広田弘毅外相が要請している旨を伝える⁸⁹。石井は「拳國一致軍國のため国民総動員の折柄なれば」と受諾する。ただし、高齢と病気がちであること、またチェンバレンたち昵懇の友人を近年失っているし、日英親善回復の可能性は多くないと見ていることをあけてヨーロッパ行きを渋り、4年前にルーズベルト大統領の知遇を得たアメリカを訪問したいと希望を申し出た。これに対して、堀内はアメリカには野村吉三郎大将の派遣が決まりつつあること、イギリスでは吉田茂駐英大使と独立の行動を執り得る人物が必要ということで、石井にイギリス行きを懇請する。

なお、9日には白鳥が来訪し、石井に対して、広田外相は対英策を持たず、陸軍青年将校連がイギリスの態度に憤慨しているから、広田への不満の一部の責任転嫁をされる可能性がある、だからイギリスではなくアメリカに行く方がよいとの話がある。

しばらく石井の欧米訪問は決まらない。石井は、新聞にアメリカ政界は石井渡米に好感を持っているという記事が掲載されたため、外務省が再検討しているのではないかと、あるいは軍部青年将校の

⁸⁵ 石井菊次郎「領土並びに資源再分配問題」（『外交回想断片』所収）、228頁。

⁸⁶ 同上、232頁。

⁸⁷ 「所謂『持たざる國』の連合」（『東洋経済新報』昭和12年11月13日）。なお、上田美和、前掲書、172頁。また、清沢洌に対しても外交の基本を「帝國主義諸列強の利害調整の問題」と捉え、西欧文明の優越を疑わなかったという批判がある。山本義彦『清沢洌の生涯と自由主義・平和主義』（日本図書センター、1998年）84頁。

⁸⁸ 白鳥からすると、このような石井の態度は「物質主義」的であり、「精神的」に大陸政策を基礎付け、アジアの諸民族解放を主張していた。白鳥敏夫『国際日本の地位』（三笠書房、1938年）、23頁。

⁸⁹ 「石井子爵日記 連載第七回」（『国際問題』（73）、1966年）、58頁。

一部に石井の欧米行きへの反対が起っているかのどちらかだと、推測している。15日に広田外相と面会した時の話では、後者ではなかったという感触を得ているが、石井による日英親善活動への反対が軍部青年将校に強かった可能性はある。またそのとき、目下イタリアとの防共協定締結交渉が行われているとの広田外相の外交報告について、一方が第三国と戦争となった場合に中立を守るというイタリア政府の要請は、「日英親善回復の希望と相反す」と記し、同盟国としては最も頼りにならないイタリアと協定を結ぶことは有害無益と書いている。そして22日、石井は広田に対して、第三国がイギリスのことだと見られれば、日英親善はありえなくなることを、軍部側でイタリアと結ぼうとするのは「時節柄無理なき様なれど」、イタリアが日本に援助することはありえないことを理解すれば、軍部の希望もなくなるだろうと告げている⁹⁰。

ともかくも、以上のような状況の中で派遣が決まり、石井は加瀬 俊一^{しゅんいち}を随員に指名する。後に太平洋戦争末期にジュネーブで終戦工作を行う人物である。なお、国民使節には、政友会幹事長の依頼を受けて芦田均も参加し、衆議院議員の鶴見祐輔、中野正剛、鳩山一郎は自薦で参加し、他薦とあわせて15名が参加した⁹¹。また、この前に清沢洌は、11月にロンドンで開催予定の国際ペン・クラブ理事会に日本ペン倶楽部を代表して出席するため、9月に米欧旅行に出発している。「日中戦争の弁解」という役割を期待されてのことであつた⁹²。

なお戦線拡大過程において、中国の提訴を受けて、国際連盟から九カ国条約会議の開催が提案され、11月にブリュッセルで行われることになった。

10月11日の石井の日記には、（河相達夫）情報部長談話中の「持てる國が既得権に膠着して持た

ざる國の要求に応じざれば戦争あるのみ」という発言、九カ国条約会議に関し「一昔前の古証文は無効」発言を広田外相に問いただし、情報部長の個人的意見で外務省の意見ではないこと、九カ国条約は依然有効であるとの解答を得ている⁹³。また、10月26日には白鳥が再訪し、九カ国条約脱退を主張し、反米英路線を遂行しようとしたのに対して、石井は脱退不可避の理由なしと反論したようである。ここでも石井は国際会議での審議を受け入れるべきと考えていたのである。しかし、10月下旬、日本は会議不参加を決定し、駐中国大使トラウトマンを介した日中和平を模索する。

さて、10月24日、石井は、新任のクレギー（R.Craigie）駐日イギリス大使と会見する⁹⁴。このやり取りは日記では次のようになっている。

クレギーは次のように言う。先ず、日本は世界市場競争においてダンピングを行っているが、これに対して他国が市場閉鎖の最後手段に出るのはあたりまえではないか。日本が国民生活を改善するために利潤も賃金もあげれば、製品価格も上昇し、外国市場も閉鎖という乱暴な手段に出ないのではないか。第二に、日本は経済発展を唱えながら、武力によってこれを実現しようとし、武力で中国を征服しても中国人の怨恨を買って却って通商を閉ざし、経済発展に反する結果に陥るのではないか。

これに対して、石井は次のように応じた。

第一に、日本が人口過剰を感じ始めてから40年ほどになるが、その対策のために、移民送り出しを行っても至る所門戸を閉じられ、産業を興して人口問題を解決しようとしても、世界市場の閉鎖をもって遇せられた。その結果は、毎日強窃盗、身投、入水等あらゆる形の自殺である。要するに、これらは領土面積が人口との均衡を失し、人民に生活を営む機会が与えられていないが故に起る不可避の現象である。国民生活程度を高める利益は

⁹⁰ 同上、63頁。

⁹¹ 高橋勝浩「日中開戦後の日本の対米宣伝政策」、服部龍二・土田哲夫・後藤春美編著『戦間期の東アジア国際政治』、中央大学出版部、2007年。

⁹² 上田美和、前掲書、117頁以下。

⁹³ 「石井子爵日記 連載第八回」（『国際問題』（74）、1966年）、78頁。

⁹⁴ 同上、77-78頁。

イギリスには妥当しても、日本はそれ以前に生活を営む機会を与えることが大事なのである。

第二に、日本は武力によって隣邦領土の併呑を計りこれによって経済発展を企図しているというが、今回日本は中国の挑発によってやむなく自衛手段を執ったのであり、広田外相が「我政府は領土的野心を包蔵せず」と述べた通りである。なお、欧米人は日本を軍人跋扈の国と看做しているが、これも当をえない。軍人跋扈とは元帥や将軍が個人的野心により大統領職を占めたり内閣政権を壟断しようとすることを意味するようであるが、我国で近年起っている不幸な出来事は元帥、将軍の野心によって起ったものではない。却って元帥や将軍は暴動を鎮圧しようとしている。事を起こしているのは民衆子弟から出た青年士官で、しかも、彼らは個人的野心からではなく、新時代に適応した新政策が適任者によって実施されることを望んでいるに過ぎず、それは大衆の望むところでもあるからだ。満洲事変も支那事変も挙国一致の実が現れたのは、跋扈する軍人が為したからではなく、直接動機は兎も角、動機の原因に深く大衆の意向と共鳴するものが潜在しているからである。過剰人口がすでに破裂点を突破し、国民生活の上に大なる不安と不満があり、それらが軍人活動の形によって現れているのである。満洲北支における軍人行動の出発点は、人口問題解決すなわち経済問題なのである。

明らかに石井は前年の2.26事件を念頭におきつつ、青年士官の活動を警察力または武力によって抑圧しても根本原因をなくすことはできない、内閣がなし得るのは、この新潮流に疎通の道を開き、障碍事項をなるべく平和的に調整することだというのである。石井はこの議論を10月10日に牧野伸顕にしており、賛同を得ていた⁹⁵。

石井の議論は、軍国主義化を正当化するようにみえるかも知れないが、基本はハウス論文の延長上であって、日本の過剰人口問題が根底にあるのだから、そこを理解してほしいというものであり、

⁹⁵ 牧野伸顕『牧野伸顕日記』（中央公論社、1990年）、690頁。

日本が軍人跋扈の国ではないというのは国際協調が可能な国だと言うためであろう。

もちろん、過剰人口の問題は領土拡大によってではなく、国内産業の育成と内需拡大によって解決可能であるから、石井の議論には問題がある。が、この時点では、イギリスを始め欧米諸国との協調を計るための議論でもあることも注意しておく必要がある。

こうして、石井は、10月31日に出発し、11月29日にナポリに到着する。イタリアではムッソリーニ（B.Mussolini）と会見し、日独伊三国防共協定締結を祝し、満洲国承認に礼を述べたようである。

イギリスでは12月8日にイーデン（A.Eden）外相と、9日にチェンバレン（N.Chamberlain）首相と会見し、日英協調での対応を申し入れ、クレギー駐日イギリス大使に話した内容と同様の話をしているが、支那事変を「日本の野心的政策の發現」と見る両者の見方を覆すことはできなかったようである。

その後、14日に安徽省撫湖におけるイギリス艦砲撃、米艦撃沈の報道と、蒋介石逃竄の報道をみて、石井は「余の使命も斯くて根本より覆され」と考え、日英協調ならずと見て広田外相に帰国を申し出る。このイギリス艦砲撃、米艦撃沈事件は円満に解決したとの連絡を受けるが、年が明けて1938年1月26日、近衛による「今後蔣政権を非認し之を對手とせず」声明報道を見て「余の滞歐は其意義の大半を逸したり」と、感慨を残している⁹⁶。対米英協調は失敗したのである。

この「国民政府を對手とせず」とする第一次近衛声明の後、9月には有田外相の「東亜新秩序建設」の新外交理念が提唱され、11月3日、第二次近衛声明において東亜新秩序声明が行われる。11月末の御前会議では、全中国にわたって日本の特殊権益を設定しようとする「日支関係調整方針」が決定される。

⁹⁶ 「石井子爵日記 連載第十回」（『国際問題』（76）、1966年）、72頁。

（4）日独伊三国同盟批判，日ソ中立条約，大東亜省設置批判

こうして，石井や芦田が参加した国民使節は，対英協調，対米協調の維持には効果がなかった。

この後，駐伊大使の白鳥や駐独大使の大島浩が，日独伊防共協定から日独伊三国同盟締結に向けて動き出し，1939年3月の五相会議で決定される。

石井は，日独防共協定が諮られた枢密院会議（1936年11月25日）に欠席していたが，石井の述懐では，これは同盟ではなく「警察協定」のようなものであるから賛意を表したとしている⁹⁷。このときには反ソ連＝反共産主義を優先しているわけである。また，日独伊防共協定（1937年11月6日）についても，先述のようにムッソリーニとの会談では慶賀の意を評したようである。

そして1939年2月22日の枢密院会議には満洲国とハンガリーが日独伊防共協定に参加する議定書案がかけられ，そこでも賛意を述べている⁹⁸。このとき，陸軍が日独伊三国同盟を積極的に推進し，外務省も大筋了承，海軍は反対との情報を得て，外務省に自分の意見を伝えるため翌日沢田廉蔵外務次官に託したのが「国際同盟続稿」（1939年2月15日作成）である。そこでは，自力自衛を国防の基本原則とする立場から，日独伊三国同盟への動きを批判する。この頃，白鳥に対して「軽進を誡めた」ようであるが，白鳥は「石井の外交は古い」と耳を貸さなかったようである⁹⁹。

9月1日，ドイツ軍のポーランド侵攻により第二次世界大戦が起る。石井は，「昭和15年頭欧州時局所感」と題するメモにおいて，英独仏三疎みの状況で長期戦になると予測しつつ，ソ連はアメリカの参戦を望むであろうが，英独どちらが勝っても我関せずの姿勢を執ることを主張し，戦後世界を欧州の没落と日米ソ三国勢力均衡の世界とし

て展望する¹⁰⁰。

しかし，1940年9月27日日独伊三国同盟が締結される。このとき枢密院会議において，ドイツは「最も悪キ同盟国」，イタリアはマキアヴェリを生みたる国として一人反対演説を行ったのが石井であるが¹⁰¹，これはよく知られている。

そして，翌1941年4月13日，日ソ中立条約が調印される。松本俊一の述懐によれば，調印した松岡が帰国したとき，石井は「この條約はビスマルクの二重保證條約に比すべきものだ。自分は三国同盟を片輪だと思っていたが，ソ連との間にこの條約が結ばれて，はじめて完成されたことになる。このラインで，今後日英，日米の外交政策を上手にやれば，双方の條約がいずれも生きるだろう。政府はそのつもりでやってもらいたい¹⁰²」と述べたようである。石井は，4月24日の枢密院会議でも日ソ中立条約締結を三国同盟を補完するものとして賛意を表しているが¹⁰³，石井が言おうとしたのは，日英，日米の外交政策をもうまく「やってもらいたい」の部分であろう¹⁰⁴。

しかし1941年12月8日太平洋戦争が開幕され，1942年，東条英機首相は，対華新政策遂行のため，「大東亜省」の設置（11月1日）を行う。

大東亜省設置案は1938年の興亜院設置過程でも出て来たもののようであるが，大東亜戦争開始後，「大東亜共栄圏建設の国策」遂行のため，中国や東南アジアの占領地における一般政務を統括することを目的として設置された。これは，「外政の一元化」を主張する外務省から強い批判を浴び，

¹⁰⁰ 石井菊次郎「昭和十五年頭歐洲時局所感」（『外交随想』所収）。

¹⁰¹ 枢密院会議，日独伊三国條約關係1件，1940年9月26日（JACAR. Ref. B04013490300）。

¹⁰² 松本俊一「思い出の名外交官」（『文芸春秋』，1957年4月）238頁。

¹⁰³ 枢密院会議，「大日本帝国及「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦間中立條約御批准ノ件」1941年4月24日（JACAR. Ref. A03033795600）。

¹⁰⁴ 5月2日の国際協会通常総会議講演（「超非常時局所感」，『國際知識及評論』第21巻第6号，1941年）では，ルーズベルト政権により歐洲戦への参戦準備が進められていると分析しつつ，この流れが米国民の民意によって覆ることの期待とともに，外交の困難増という世界的状況への危惧を表明している。

⁹⁷ 石井菊次郎「国際同盟続稿 附録」，『外交随想』，226頁。

⁹⁸ 枢密院会議，大東亜省官制，1939年2月22日（JACAR. Ref. A03033776500）。

⁹⁹ 石井菊次郎「国際同盟続稿 附録」，前掲，226頁。

9月1日、早期終戦を考えていた東郷茂徳外相の辞職を引き起こしたものである。

石井は枢密院会議で、中華民国やタイのような独立国からも植民地拡大を企図していると憶測されるから大東亜省の名称を変更すること、外交は従前通りすべて外務省の所管にすることを主張し、最後まで不賛成を表明した¹⁰⁵。

結びにかえて

石井は、満州事変の展開、満州国建国には基本的に反対であったけれども、満州国建国が既成事実化され、日本対国際連盟の構図が確固としてくるなかで、事変を自衛権によって正当化し、満洲国承認を正当化する行動を行うようになった。しかし、国際連盟外交を牽引してきた石井は、確かに最終局面では国際連盟を小国によって支配されていると批判したが、事変を契機に現状打破外交に転換する外務省革新派を牽制しつつ、両立困難になった満蒙特殊権益の護持と国際連盟脱退回避という二つの基本方針を模索し続けた。

日本の国際連盟脱退後、石井は対米協調にシフトし、日本の孤立化を回避しようとした。そして、日本のリベラル派に好意的なハウス大佐の植民地再分割論に呼応して、国際関係の平和的変更を構想しようとした。それは、脱植民地化ではなく、人口過剰・領土不足問題を解決するために、植民地の維持拡大と帝国主義諸国間での再配分を図るというものであったが、アジア主義的方向ではなく、米英の親日派との連携において植民地再分割戦争の回避を図るものであった。

日中戦争の勃発以後も、石井は広田外相の依頼を受けて対英協調を模索したが、その挫折後も、日独伊三国同盟批判、大東亜省設置批判を行い、日本陸軍・外務省革新派に抗して、政治的自由主義と国際協調を守り抜こうとした。

石井には状況追隨的、現状維持的等々の限界はあったことも否定しようがないが、それでも軍部・

外務省革新派やアジア主義には抵抗しつつ、外交の自律を守り戦後再建を担う他の外交官出身の政治家たちに連なる流れを支えるべく苦闘したこともまた無視できないように思われる。

〔付記〕本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)「石井菊次郎の国際連盟外交と日仏外交」（課題番号18K01460）の助成を受けたものである。

¹⁰⁵ 枢密院会議、大東亜省官制、1942年10月28（JACAR. Ref.A03033806263）。

Ishii Kikujirō's Diplomatic Behavior in the 1930s

KITAGAWA Tadaaki

(Asian Cultures, Cultural Systems Course)

After retiring from the Ministry of Foreign Affairs, Ishii Kikujirō assumed office as Privy Counsellor in 1929. Nish has pointed out that Ishii became increasingly conservative in his diplomatic behavior throughout the 1930s. I will argue, on the contrary, that Ishii continued as a liberal senior statesman. The purpose of this paper is to track the record of his diplomatic actions as a liberal inter-cooperationist.

I examine first his diplomatic speeches and editorials during the Manchurian Incident period. Ishii initially was against the incident, the construction of the Manchukuo state and the Japanese withdrawal from the League of Nations. Eventually, however, he came to justify all three. I examine the reasons for his justification.

I examine next the processes involved in the collapse of Franco-Japanese relations during the Manchurian Incident. This collapse is important, as it effected Ishii's views on Japanese foreign policy after its withdrawal from the League of Nations.

Finally, I will look at Ishii's diplomatic actions as a pro-American after the Manchurian Incident and as a critic of the Japanese army and the ultranationalists. This reveals Ishii's continued maintenance of his position as a liberal, cooperationist senior statesman..

ユニークなミゼリコルディア ：エッメリヒ、聖マルティニ聖堂の内陣席装飾について¹

元 木 幸 一

(山形大学名誉教授)

はじめに

スイスからオランダに向かって流れる大河ラインでドイツ最後の港町はエッメリヒ (Emmerich) である。現在では人口3万ほどの小都市だが、500年程前の1520年11月16日、かのアルブレヒト・デューラーが三度目のアントウェルペン行きの上で一泊した町である。彼の『ネーデルラント旅日記』にはその町の名称だけでなく、その町で何をしたかという具体的な行動が逐一記述されている。

「エムメリッヒでは逗留して立派な食事に3ヴァイスペニツヒを使った。そしてそこで金細工師の徒弟でアントウェルペン出身のペーター・フェーダーマッヒャーの肖像を描き、ただ一点の婦人像を描いた。この逗留の原因は何とも激しい嵐が我々を襲ったからに外ならない。私はさらに5ヴァイスペニツヒを使い、支払いのため1グルデンをくずした。また私は宿屋の主人の肖像を描いた。」²

驚いたことに、デューラーはこの小さな町でのわずかに一泊で金細工師の徒弟、正体不明の婦人、宿屋の主人、計三点の肖像を描いたというのである。素描ということだろうか。また、徒弟に過ぎない「ペーター・フェーダーマッヒャー」の名をわざわざ記録しているにもかかわらず、婦人や宿屋主人の名を無視しているのも不思議である。金

細工師という同じ職人ゆえの親近感からか、あるいは父と同業者であるがゆえであろうか。



(fig.1) エッメリヒ聖マルティニ聖堂、左がライン川

さて、今でもエッメリヒのライン川沿いには船着場があり、多数のコンテナを積んだ貨物船や大きな観光船が往来している。船着場付近には近代的なホテルやマンション、観光案内所が立ち並び、様々な意味でライン川がこの町の中心であることを示している。

河畔のホテル群に沿ってしばらく下流、オランダの方へ歩くと、さほど大きくもない聖堂が立ち現れる (fig. 1)。聖マルティニ聖堂である。この聖堂の中には、極めて興味深いミゼリコルディア (聖職者席下部木彫) が残されているのだ。

19世紀末の美術史家パウル・クレメンは、この聖堂の内陣席 (聖職者席) を次のように記述している。

「エッメリヒの内陣席はニーダーライン地方のこの種の造形品の中でもっとも豪華で、もっとも大規模なものである。それらはクサンテンの内陣席ほど壮大な効果をもたらすはしないし、クレ-

¹ 小論は、科学研究費補助金 基盤研究 (C) (研究課題「尻の下イメージ：ドイツにおける聖職者席下部彫刻ミゼリコルディアの総合的研究」課題番号18K00182) 研究成果の一部である。

² デューラー『ネーデルラント旅日記』前川誠郎訳、岩波文庫、2007年、106-107頁。前川氏は「エムメリッヒ」と記している。H. Rupprich (Hrsg.), *Dürer Schriftlicher Nachlass*, Berlin, 1956, p. 161.

ヴェの内陣席ほど人物像の完成度において繊細ではない。しかしながら、それは動物像の機知に富む多様な表現において、また装飾美において、これら二つの町の聖堂を凌駕するのである。³

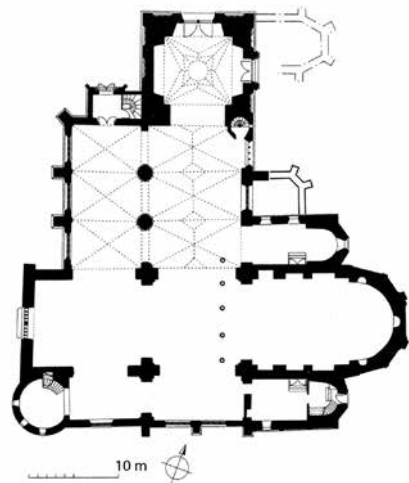
つまり、この聖堂の内陣席はケルン、デュッセルドルフ、デュースブルクなどの大都市が並ぶ低ライン地方（ニーダーライン地方）の中でも際立った教会内部装飾家具であると言える。本論ではライン川という大河に面した聖堂に現存するこの内陣席がどのようにして作られたか、このミゼリコルディア（misericordia）の特徴はどこにあるのか等を分析したいと思う。それをもってドイツ語圏のミゼリコルディアを総合的に調査し、各地域、各聖堂の特徴を分析する研究の一部としたい。

第1章 聖マルティニ聖堂の歴史と内陣席の寄進者⁴

伝説によれば、聖ヴィリブロルトが700年にエッメリヒの最も古い教会を聖マルティヌスに捧げたという。最古の記録では、エッメリヒには914年までに聖堂参事会または修道院が成立していたとされる⁵。この聖堂の新しい起工が明白なのは1040年頃で、ユトレヒト司教ベルノルト（Bernold 司教位1027–1054年）の計画に基づくものだった。彼は司教区内にいくつかの教会建築を企画し、そこにはユトレヒトの聖ピーテル聖堂、聖ヤン聖堂、デーフェンターの聖レバイヌス聖堂、そしてエッメリヒの聖マルティニ聖堂が含まれていた。ユトレヒト聖ピーテル聖堂の献堂式が1048年だったこ

とからすれば、聖マルティニ聖堂も同じ頃に建設されたものと思われる。

その聖マルティニ聖堂の平面図は主内陣、身廊、翼廊からなる十字形をなしており－現状は内陣から西構えの東西ラインに、身廊部と一廊式側廊の南北ラインが直交するという変型になっている（fig. 2）－、身廊両側には各一廊の側廊があり、主内陣の両側には脇内陣が付属していた。身廊は二つの塔のある西構えで閉じられた。主内陣は外面では五面形、内面では円形になっていた。この五面形式はラヴェンナに倣ったもので、アルプス以北ではおそらく初めて実施されたと思われる。そのことは司教ベルノルトと皇帝コンラート2世の密接な関係に由来し、皇帝の権力を象徴したものと推測されている。



(fig.2) 聖マルティニ聖堂平面図

その聖マルティニ聖堂は、1237–1238年にかけて、ライン川の氾濫で身廊部や聖堂西区画が押し流され、多大な損害を被った。ベルノルトが建設した部分で残ったのは、クリュプタ、内陣、交差部、東端ベイだけだった。

その後聖マルティニ聖堂は1485年頃にゴシック様式で改築された。現在の内陣席、ミゼリコルディアに関係するのはこの改築である。この時の寄進者は、エッメリヒの首席司祭モーリッツ・フォン・シュピーゲルベルク（Moritz von Spiegelberg）

³ Paul Clemen, *Die Kunstdenkmäler des Kreis Rees*, Düsseldorf, 1892; *Emmerich St. Martini*, Regensburg, 2010, p.22.

⁴ エッメリヒ聖マルティニ聖堂の歴史などについては以下を参照した。Ulrike Spengler-Reffgen, *Das Stift St. Martini zu Emmerich von den Anfängen bis zur Mitte des 15. Jahrhunderts*, Siegburg, 1997; Georg Dehio, *Handbuch der deutschen Kunstdenkmäler, Nordrhein-Westfalen I Rheinland*, Berlin, 2005, pp. 345-349; *Emmerich St. Martini*, op. cit.; H. W. J. Piron, "The Choir Stalls of St Martin in Emmerich: History of a Battered Ensemble," *Monuments & Memory. Christian Cult Buildings and Constructions of the Past. Essays in Honour of Sible de Blaauw*, Turnhout, 2016, pp. 297-306.

⁵ H.W.J. Piron, op. cit., p. 297.

だった。聖マルティニ聖堂の『各年帳簿（Calendarium anniversariorum）』には次のような記載がある。

「主の年1483年に、尊く高名な君主シュピーゲルベルク伯モーリッツは没した。彼はケルン大聖堂の司祭にして参事会員、エッメリヒの首席司祭、ユトレヒト司教座聖堂の助祭だった。その生涯において、彼は新しい見事な座席を寄進した。」⁶

つまり内陣改築を主導し、われわれが探究の対象とする内陣席を新たに寄進したのがモーリッツだった。彼はエッメリヒの首席司祭だけでなく、ケルン大聖堂司祭、参事会員も務め、エッメリヒが属していたユトレヒト大聖堂の助祭でもあったのである。

この人物は1406-07年に、ヒルデスハイム司教の配下だったシュピーゲルベルク伯の子として誕生した。その領地はハーメルンとヒルデスハイムの間に位置していた。1418年に父は、カロリング朝西構え唯一の現存物であるコルヴァイ修道院の世俗院長となった。モーリッツ自身は1427年にライプツィヒ大学に登録されている。1434年に父が戦没したのでコルヴァイ修道院長の地位を失ったが、1435年モーリッツはケルン大聖堂参事会員席を獲得した。このケルン大聖堂参事会員はドイツでもっとも特権的な地位の一つといえよう。同年、彼はバーゼル市参事会員にもなっている。1443年には、ユトレヒト大聖堂参事会員となった。さらに翌1444年にはエッメリヒの聖マルティニ聖堂参事会員となり、その後エッメリヒの修道院長の地位をも獲得した。またトリアー大聖堂参事会員、マーストリヒトでの参事会員などの地位にも就いた。このように数多くの都市や聖堂の役職についていたにもかかわらず、彼はほとんどケルンで暮らしていた。彼がエッメリヒに滞在するようになったのは1458年以降で、1474年にケルンでの政争に敗れて市外追放になってからの2年間はエッメリヒで亡命生活を送った。そして彼は1483年6月3日ケルンで他界し、その遺志に従って、ケル

ン大聖堂聖アントニウス祭壇の前に埋葬された。そして死の直前に彼はかつて亡命生活を送ったエッメリヒの聖マルティニ聖堂のために、内陣席を注文したのである。その銘に従えば、没後3年で完成した⁷。

モーリッツ・フォン・シュピーゲルベルクは大学で学び、書物を愛する教養人で、「新しき信心（Devotio Moderna）」のような当時流行した潮流へも興味を持っていたらしい。ケルンのヴィンデスハイム修道院に聖務日課書を注文したことも知られている。さらにオウィディウス、キケロ、ボッカチオの著作を所有するなど、人文主義へも関心を示し、北ネーデルラントの著名な人文主義者ルドルフス・アグリコラの知人でもあった。彼はエッメリヒの古い参事会学校をラテン語学校に変えるなど典型的な教養人だったのである。

なお、1735年頃にオランダの素描家ヤン・デ・バイエルが描いた教会内部の絵（fig. 3）が残されている。それは北から身廊に沿って南方向を描いたもので、左奥には内陣仕切りが見える。現在では失われた内陣仕切りだが、おそらく1480-90年頃に建造され、19世紀に破壊されたものだろうと思われる。内陣仕切りの柱土台は現存している。

ちなみに、現在の聖堂で、凝灰岩を建材としているのはもともとロマネスク様式だった部分で、



(fig.3) ヤン・デ・バイエル 《エッメリヒ聖マルティニ聖堂内部》1735年頃

⁶ Ibid., p.298.

⁷ Idem.

レンガ建箇所はゴシック様式だった部分ということになる。

本聖堂が最大の被害を受けたのは、1944年10月7日第二次大戦での焼夷弾攻撃である。内陣席の南半分が焼失してしまったのはこの時である。北側内陣席は残ったが、部分的に損害を受けた箇所は1973-1977年の間にカルカーの指物師やクレヴェの彫刻家の手で修復され、現在では南壁沿いに設置されている。全体の修復・再建が終了し、新しい儀式用祭壇が設置されて奉献式が施行されたのは、1989年9月だった。

第2章 内陣席概観⁸

現在の聖マルティニ聖堂への入り口は、北塔の東側にある。堂内に入ると後期ゴシックの星型ヴォールトの新しい身廊が南に向かって3ベイ進み、正面に方形の祭壇が現れる。その向こうに元来は北側に設置されていた内陣席が南壁に接しておかれている。全部で18席の内陣席だが、当初は南北それぞれ18席ずつの内陣席があった。つまり内陣席の合計は36席あったということになる。

現存する内陣席は二段になっており、下段には8席、上段には10席が取り付けられている（fig.4）。規模は上段が長さ793センチ、高さ310センチ、1席あたりの座席幅51センチ、下段は長さ680センチ、高さ152センチ、座席幅53センチである。下段中央には上段に上がる階段への扉があり、左右両端には扉なしで階段が設置されている。

左側の側板（フランス語で *jouée*、ドイツ語で *Wangen*⁹）上部には1486という年号が彫られている。1483年に遺言によって依頼した内陣席が3年で完成し、設置されたのである。上段の背板には



（fig.4）エッメリヒ聖マルティニ聖堂内陣席

中央に野人像、左側にはザクセン家をはじめとする母方の紋章、右側には父方の紋章がフォン・シュピーゲルベルク家まで合計9枚並んでいる。左端の一枚には紋章がなくトレサリーのみが彫られている。これら紋章によって寄進者としてのフォン・シュピーゲルベルク家が強調され、その由緒正しさが示される。つまりこれら紋章は家門証明なのである。

下段側板の外側には南北で聖アウグスティヌス、聖アムプロシウス、聖ヒエロニムス、聖グレゴリウスという四大教父のレリーフがあったと思われるが、現存するのは聖グレゴリウスと聖アウグスティヌスのみである。

第3章 小座板の型式

ベネディクト会の規則では、聖職者は七つの時禱からなる聖務日課の間は立っていなければならなかった¹⁰。当初、内陣で祈りを捧げる老人や身障者の聖職者などは松葉杖を頼りにしていたが、12世紀末頃になると、立てた座板裏の突起台（ledge）に臀部を載せることが許されるようになった¹¹。その突起台と装飾付きの支持部を合わせてミゼリコルディアと呼ばれることになる。そ

⁸ 聖マルティニ聖堂の内陣席に関しては以下を参照した。E.C. Block, *Misericords in the Rhineland Images of Medieval Life*, Paris-New York, 1996, pp. 101-110.

また、内陣席一般の多様な部分の意味付け、形式的特徴などは以下のブロック著書の序論が参考になる。E. C. Block, *Corpus of Medieval Misericords in France XIII-XVI Century*, Turnhout, 2003.

⁹ 英語には一語でそれに相当する言葉はない。フランス語 *jouée* もドイツ語 *Wangen* もともに「頬」という意味である。ブロックはあえて英語で *End Panels* と呼んでいる。

¹⁰ “Misericord”, *The Dictionary of Art*, vol. 21, Grove, 1996, pp. 724-725.

¹¹ ベネディクトゥスの『戒律』には、老人などへの「優しい配慮」をするよう記されている。ヌルシアのベネディクトゥス「戒律」『中世思想原典集成5 後期ラテン教父』古田暁訳、平凡社、1993年、240-328頁、殊に290頁。

の突起台を、蝶番等で開閉可能な通常腰掛ける大きな座板と区別するために、ここでは「小座板」と呼ぶことにしよう。

ちなみにミゼリコルディアの材料は通常オーク材である。硬くて丈夫であり、細工も比較的容易だからである¹²。ちなみに、中世のミゼリコルディアにはほとんど亀裂が見られないのだが、それは以下の理由によると考えられる。第一に中世の工房や教会には暖房がなかったので、湿度はある程度良い状態に保たれていた。第二に材木は木目に従って四分割されていた。第三に材木は使用されるまで十分に乾燥されていた¹³。

この小座板の形式は多様である。例えば、台形、長方形、半月形、浅い半月形、帆立貝形、U字形などがあるが、エッメリヒの小座板型式は「二葉形 (bilobate)」である¹⁴。

二枚の丸い葉が合体したような形なので「二葉形」と呼ばれる (fig.5)。エッメリヒのミゼリコルディアではその葉の下を各々一つずつの円錐形の持ち送り (console) が支えている。その円錐形には横に二筋の線が入っている。また二本の円錐形は接触せずに隙間がある。そして、持ち送りを飾るように動物や人物像、あるいは葉飾りなど諸モチーフのミゼリコルディア彫刻が付着しているのである。

この二葉形小座板が見られるのは、他にクレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂 (1474年)、カルカー、聖ニコライ聖堂 (1505-08年)¹⁵、クサ

ンテン、聖ヴィクトル聖堂 (1450年頃) (fig.6)¹⁶、シュトゥラーレン、教区聖堂 (15世紀)、ケムペン、聖母聖堂 (1493年) など¹⁷で、これらの聖堂はすべて低ライン地方にあり、いずれも15世紀後半から16世紀初頭の制作である。最古はクサンテン、聖ヴィクトル聖堂で1450年頃と推測される。これらの中で年記がある最古のミゼリコルディアはクレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂で、側板に1474と年記がある。



(fig.5) ミゼリコルディア「一本の骨を取り合う2匹の犬」



(fig.6) クサンテン聖ヴィクトル聖堂ミゼリコルディア「鷲」

他に多葉形の小座板ミゼリコルディアは、プロックの調査によれば、ポルトガル¹⁸とフランス¹⁹に各1例、スペインに4例²⁰が見られるばかりだが、スペインの2例は三葉形であり (fig.7)、他の二葉形 (fig.8) には円錐形の持ち送りはなく、低ライン地方の二葉形ミゼリコルディアとはその点で異なる。

ところが北ネーデルラントのユトレヒト、聖ヤン聖堂内陣席の小座板は、低ライン地方とよく似た二葉形で円錐形の持ち送りを持つ同タイプのミ

¹² H.Harrison, "Technical Aspects of the Misericord," *Profane Images in Marginal Arts of the Middle Ages*, (ed. E. C. Block), Turnhout, 2009, p. XX.

¹³ *Ibid.*, p.XXII.

¹⁴ 「二葉形」ミゼリコルディアについては以下を参照。W. Piron, "The Bilobate Misericords of the Lower Rhine Area: A Local Phenomenon?," *Choir Stalls and their Workshops* (eds. A. Seliger and W. Piron), Newcastle upon Tyne, 2017, pp.282-298.

¹⁵ 聖ニコライ聖堂については以下を参照。田辺幹之助「聖堂内装としての木彫について－カルカー、ザンクト・ニコライ聖堂を例として－」『聖なるかたち 後期ゴシックの木彫と板絵』国立西洋美術館、1994年、181-192頁。

¹⁶ クサンテン、聖ヴィクトル聖堂には時代の異なる二種のミゼリコルディアがあり、一つは1450年頃のもので6席だが、もう一つの大規模な54席のミゼリコルディアは年輪年代測定法によると1228年頃のものである。W. Piron, *op. cit.*, pp. 284-285.

¹⁷ 他にマリエンバウムの巡礼聖堂、デュッセルドルフの聖ラムベルティ聖堂にも見られる。Piron, *op. cit.*, pp.284-286, 295.

¹⁸ ポルトガルには、コインブラに三葉形のミゼリコルディアがある。E. C. Block, *Corpus of Medieval Misericords Iberia*, Turnhout, 2004, pp.104-109.

¹⁹ Block, *Corpus France*, p.256.

²⁰ スペインは、オビエド大聖堂、バリャドリッド、コレヒオ・デ・サン・グレゴリオ（現在はベルリン）の二つが二葉形、トレド大聖堂、プラセンシア大聖堂の二つが三葉形。Block, *Corpus Iberia*, pp. 120, 189-191, 228-235.



(fig.7) スペイン、プラセンシア大聖堂ミゼリコルディア「騎乗する道化を案内する猿」



(fig.8) スペイン、オビエド大聖堂ミゼリコルディア「晚餐にコウノトリを招待する狐」

ゼリコルディア (fig.9) なのである²¹。二つの円錐形は接している点でエッメリヒとやや異なるが、横に二重の筋が入っている点では同じである。その点や2本の横筋の幅や間隔などで、もっとも類似しているのは、クレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂 (fig.10) とケムペン、聖母聖堂のミゼリコルディアであろう²²。



(fig.9) ユトレヒト聖ヤン聖堂ミゼリコルディア「海で狩をする狐」



(fig.10) クレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂ミゼリコルディア「籠の中の男」

エッメリヒはかつてユトレヒト司教区に属しており、この低ライン地方とユトレヒトとは古くから宗教的に密接な関係を有していた。そこから推察すると、これらの二葉形ミゼリコルディアは同一工房か、きわめて近い関係にある工房によって制作されたものと考えられる。さらにヤン・フェルスパンドンクによれば、低ライン地方は古くからユトレヒト司教区に含まれていたこと、さら

にエッメリヒは中でも古い参事会で、司教選挙で投票権を持つほどに有力な聖堂参事会だったことなどから考えると、エッメリヒ内陣席の依頼主であるモーリッツ・フォン・シュピーゲルベルクがこれらのミゼリコルディアの類似性に大きな影響力を発揮したという。彼は、1480年頃にはエッメリヒ、聖マルティニ聖堂参事会の首席司祭であり、ユトレヒト大聖堂参事会員でもあったのである²³。

そうしてみると、エッメリヒ、聖マルティニ聖堂の二葉形ミゼリコルディアは、低ライン地方で15世紀後半から16世紀初頭に流行した形式であり、それを制作した工房あるいは繋がりがあった工房が依頼主との関係からユトレヒト、聖ヤン聖堂でも参加したと考えられよう。

これらの聖堂を具体的な作者名と結びつけてみよう。この二葉形ミゼリコルディアで最も古い1474の年記のあるクレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂の内陣席作者は彫刻家アルント (Arnt Beeldsnider)²⁴である。彼は、その後1476-77年にクサンテンで《救世主像》や《受難具をもつ天使像》を制作、カルカー、聖ニコライ聖堂で《聖ゲオルク祭壇》(1484年)《埋葬》(1487年)を、最後に同聖堂の主祭壇を作り始め、未完成で他界した。さらにケムペン、聖母聖堂内陣席は、1493年にヨハネス・グルーター (Johannes Gruter) の手で制作された²⁵。このグルーターはヴェセル出身のヘンリク・ベルント (父) の徒弟だった。そして1508年頃カルカーの聖ニコライ聖堂の内陣席を担当したのが、その息子ヘンリク・ベルント (子) だった²⁶。

²³ Jan Verspaandonk, "De koorbanken van de Janskerk," *Maandblad Oud-Utrecht*, vol. 57, 1984, pp. 26-27.

²⁴ W. Piron, *op. cit.*, p. 285; H. Meurer, "Arnt, Master," *The Dictionary of Art*, vol. 2, J. Turner (ed.), Macmillan Pub., 1996, pp.486-487; S. T., "Arnt Beeldsnider," *Allgemeines Künstler-Lexikon*, Bd.5, München-Leipzig, 1992, pp. 254-255.

²⁵ W. Piron, *op. cit.*, pp. 285-286; E. Hintze, "Gruter, Johannes," *Allgemeines Lexikon der bildenden Künstler*, Bd. 15, Leipzig, 1922, p. 154.

²⁶ W. Piron, *op. cit.*, p. 286; B. S., "Bernts, Henrik," *Allgemeines Künstler-Lexikon*, Bd.9, München-Leipzig, 1994, p.626.

²¹ E.C. Block, *Corpus of Medieval Misericords Belgium-Netherlands*, Turnhout, 2010, p. 217.

²² Block, *Misericords in the Rhineland*, pp. 32-39, 127-135.

まとめるとアルントとヘンリク・ベルント（子）は、カルカー、聖ニコライ聖堂の制作活動で繋がりが、ベルント（父）とグルーターは師弟関係で結ばれていたのである。とするとグルーターとベルント（子）は、兄弟弟子だった可能性が高い。そして1486年に完成されたエッメリヒの内陣席は、時期的にアルントとグルーターやヘンリク・ベルント（子）の間に位置する。つまり、エッメリヒの内陣席を制作した親方は、この密接な関係を有するグループの一人、あるいはそれに深く関わった親方と推定できよう。

第4章 ミゼリコルディアのテーマ — 諺、寓意、動物等 —

エッメリヒ、聖マルティニ聖堂の現存する18席のミゼリコルディアの内、「一本の骨を取り合う2匹の犬」「二つの椅子の間にしゃがむ男」「卵を殻竿で打ったって山のような殻が出るだけだ」「口に仔羊を咥える狐」の4つは諺に由来する。ここでは、この諺のほか、寓意、動物などのテーマについて分析しよう²⁷。

(1) 「一本の骨を取り合う2匹の犬」(fig.11)

円錐形の付け根に2匹の犬が頭を接して一本の骨を咥え、引っ張り合っている。座板の裏面に後ろ足をしっかり踏ん張り、力を込めている²⁸。ベルリン国立絵画館蔵、P. ブリュエール（父）作《ネーデルラントの諺》にもその例がある（fig.12）²⁹。中央やや右手、亜麻の髭をつける偽キリストの左手後方に、黒い犬と白い犬が一本の骨を噛み合っている。通常「嫉妬」を示唆されると言われる。ブリュエールの表現は、このミゼリコル

ディアにかなり近いように見える。



(fig.11) ミゼリコルディア「一本の骨を取り合う2匹の犬」



(fig.12) P. ブリュエール《ネーデルラントの諺》ベルリン国立絵画館、部分

ところが、このモチーフはミゼリコルディアだけでなく、同じ聖マルティニ聖堂内陣の左から3番目の側板頂部（fig.13）にも丸彫りで表されている。2匹の犬が腰を下ろして左前足を相手の右肩にあて、突っ張り、互いに口を大きく開けて骨を咥え、引っ張り合っている。丸彫りであることもあって、この表現はブリュエールとはかなり相違している。

このテーマは低ライン地方では、ケムペン、聖母聖堂のミゼリコルディア（1493年）³⁰、ネットスハイム、聖マルティン聖堂の側板頂部（15世紀）³¹、ネーデルラントでは、リムブルフ地方ネーデルヴェールト、聖ランベルトゥス聖堂（1500–30年頃）³²、同地方ヴェンロ、聖マルティヌス聖堂のミゼリコルディア（1497–99年）³³などにも見ることができる。

また他の地域でも、このモチーフは見られる。フランスでは、中南部オーヴェルニュ地方カンタルの聖セルナン聖堂（15世紀）（fig.14）³⁴や東部メーヌ・エ・ロワールのベユール、ノートル・ダム聖堂³⁵にあり、そこでは2匹の犬が頭を寄せ合って、一本の骨に噛み付こうとしている。カンタルの犬は、犬の種類や尻尾の形などでエッメリヒのそれによく似ている。ただ、右手の犬の頭部は欠

²⁷ ミゼリコルディアの諺テーマについては主に以下を参照した。E. C. Block, "Misericords and the World of Bruegel," *Profane Images in Marginal Art of the Middle Ages* (ed. E. C. Block), Turnhout, 2009, pp. 21-45; P. Hardwick, *English Medieval Misericords. The Margins of Meaning*, Woodbridge, 2011, pp. 11-65, 85-153; 森洋子『ブリュエールの諺の世界 民衆文化を語る』白鳳社、1992年。

²⁸ *Emmerich St. Martini, op. cit.*, p. 23.

²⁹ 森洋子、前掲書、322-330頁。

³⁰ Block, *Misericords in the Rhineland*, p. 134, SU-03.

³¹ *Ibid.*, p. 150, NW-01.

³² Block, *Corpus Belgium-the Netherlands*, p.47, N-03.

³³ *Ibid.*, p.49, N-11.

³⁴ Block, *Corpus France*, pp.33, 257, N-02.

³⁵ *Ibid.*, pp. 102, 336, E-01.

損しているのではっきりとは分からないのだが、この犬の頭は骨まで届いていないように思われる。一方でベユアールの同主題ミゼリコルディアでは共に毛並みのよい豊かな犬同士であり、エッメリヒのそれとは大分異なるのである。



(fig.13) 側板頂部「一本の骨を取り合う2匹の犬」



(fig.14) フランス、カンタル聖セルナン聖堂ミゼリコルディア「一本の骨を取り合う2匹の犬」



(fig.15) スペイン、プラセンシア大聖堂ミゼリコルディア「一本の骨を取り合う2匹の犬」

スペインでも3例の同主題ミゼリコルディアが見られる。スペイン東部、カセレスのプラセンシア大聖堂（15～16世紀）（fig.15）³⁶やサモラ大聖堂の2例（1502～05年）³⁷である。プラセンシア大聖堂のミゼリコルディアはエッメリヒやフランスの例と異なり、2匹の犬のうち片方が頭を下げて骨を咥え、もう1匹は上体を起こし、骨を咥えている片方の犬を上から見下ろしている。珍しく、背景には木が4本立っている。サモラ大聖堂のミゼリコルディア（NB-09）では、2匹のスペイン犬が羊の頭部骸骨から伸びる角をなめている。これまでの例では1本の長いまっすぐの骨だったが、ここでは羊の骸骨で、しかも舐め合っている

のが、その角という稀有な表現となっている。さらにサモラのもう一つの例（NH-18）では、左右両脇から頭を伸ばして一本の骨を片方が噛み、もう片方が舐めている。その2匹の間に手前向きの人間の尻が見える。この聖堂のミゼリコルディアには他にも尻の表現が多数見える。作者あるいは依頼主の特別な嗜好なのかもしれない。

(2) 「二つの椅子の間にしゃがむ男」(fig.16)

西側上段2つ目のミゼリコルディアは「二つの椅子の間にしゃがむ男」のモチーフである。真ん中に男が腰を下ろし、三脚椅子を左右に両手で持って支えにしている。男は三つボタンのジャケットを着、フードを被り、先の尖った靴を履いている。

このモチーフはブリュゲル《ネーデルラントの諺》（ベルリン国立絵画館）左手の民家地階、左手奥の闇の中に登場する（fig.17）。また初期の《十二のネーデルラントの諺》（アントウェルペン、マイヤー・ファン・デン・ベルフ美術館）の右上手上段にも現れていた。これらは森洋子によれば、フランドルの諺「二つの椅子の間の灰の中に座る（落ちる）」を絵画化したものである³⁸。つまり、左右どちらの椅子に座ったら良いか判断できず、ぐずぐずしているうちに灰の中に落ちてしまうという意味。端的に言えば、優柔不断を揶揄したモチーフである。日本風に言えば、「二兎を追う者は一兎をも得ず」ということになる。



(fig.16) ミゼリコルディア「二つの椅子の間にしゃがむ男」



(fig.17) P. ブリュゲル《ネーデルラントの諺》ベルリン国立絵画館、部分

³⁶ E. C. Block, *Corpus of Medieval Misericords Iberia Portugal-Spain XIII-XVI*, Turnhout, 2004, pp. 13, 120, SWB-01.

³⁷ *Ibid.*, pp. 53, 55, 241, 246, NB-09, NH-18.

³⁸ 森洋子，前掲書，191-203頁。

ブリュゲル作品と違い、ここでの男は腰を地面に下ろしてしまうのではなく、跪いている。また彫刻で表現することの困難さゆえにか、灰の表現は省略されている。さらに、ブリュゲルでは悲惨な表情であるのに対し、ここでは笑っているように見える。失敗そのものを表しているというより、ぐずぐずして決断できない愚かさを示しているようだ。

さてこの例は、ネーデルラントではフリースラントのボルスヴァルト聖マルティニ聖堂のミゼリコルディア（1480-99年）（fig.18）³⁹で、帽子とロングコートを身に着けた男が両手で椅子を支えにして中腰になる姿で表されている。二つの椅子の間で腰を降ろしているようなポーズではない。ブリュゲルの絵画における「二つの椅子の間の灰の中に座る」の表現とはやや異なるのである。二つの椅子のどちらに座ろうか、決めかねているという仕草である。決めかねたがゆえに、灰の中に落ちるという結果は示されていない。ここでは優柔不断がまだマイナスの結末を迎えはしない。ネーデルラントには他にアムステルダム、アウデ・ケルク（聖ニコラース聖堂）⁴⁰にもある。



（fig.18）オランダ、ボルスヴァルト聖マルティニ聖堂ミゼリコルディア「二つの椅子の間にいる男」



（fig.19）トレド大聖堂ミゼリコルディア「二つの椅子の間にしゃがむ男」

フランスでも同じ諺がミゼリコルディアで表現される。ルーアン大聖堂（1457-70年）⁴¹では長

い外衣を着、ターバンを被った男が、両手を左右に伸ばして四角の椅子の上に載せており、両足は横に大きく開き、今にも腰を地に落としそうである。また、サン・マルタン・オー・ボワの旧オーギュスタン修道院（1492年）⁴²にも見られる。

イベリア半島では、ポルトガル、コインブラ聖十字架聖堂（1513年）⁴³のミゼリコルディアで、裸体の男が左右の三脚椅子を両脇に置き、跪いている。裸体男性という点で、これまでの例とは異なる。ただし、椅子の形や男の跪く姿勢は、エッメリヒに比較的似ている。さらにトレド大聖堂（15世紀後半）（fig.19）⁴⁴では同様に跪く姿勢で左右の三脚椅子を抱えている。ただし、この場合は膝までのガウンのような衣装を身につけている。椅子の形、男の姿勢などの点で、このトレド大聖堂の例がこれまでの例の中でもっともエッメリヒに近いといえよう。さらにコインブラ、トレドのミゼリコルディアの小座板は三葉形であり、二葉形のエッメリヒに比較的似ている。つまり、人体の姿勢、三脚椅子、小座板の形式という点で、ネーデルラント、フランスに比べると、イベリア半島の例がもっともエッメリヒに近いのである。

（3）「沢山の卵を殻竿で打ったって山のような殻が出るだけだ」（fig.20）

西側上段第7席のミゼリコルディアは「沢山の卵を殻竿で打ったって山のような殻が出るだけだ」という諺の造形化で、逆さまの世界を表す。ブリュゲルの《ネーデルラントの諺》には見られない。短いコートを着用した男が、脱穀の道具である殻竿を持ち、穀物ではなく、団栗のように見える卵を叩いているのである。穀物なら、殻を叩くことで実を出すことができるが、卵では殻を壊し、中身はこぼれる。卵の黄身、白身は、地面にこぼれるだけなのである。その結果は食べられない山のような殻だらけということになる。なん

³⁹ Block, *Corpus Belgium-the Netherlands*, pp. 44,178, N-15.

⁴⁰ *Ibid.*, p.54, N-09.

⁴¹ Block, *Corpus France*, pp. 155, 396, NH-13.

⁴² *Ibid.*, p.120, WS-08.

⁴³ Block, *Corpus Iberia*, pp.9, 108, SWH-01.

⁴⁴ *Ibid.*, pp. 50, 228, NW-05.



(fig.20) ミゼリコルディア「沢山の卵を殻竿で打ったって山のような殻が出るだけだ」

と愚かな行為。無意味な行為を指す諺である。

低ライン地方では、他にも見られる。カルカー、聖ニコライ聖堂ミゼリコルディア(1505-08年頃) (fig.21)⁴⁵では、プリーツスカートを穿いた男が地面にある卵を殻竿で叩きつけている。地面には



(fig.21) カルカー聖ニコライ聖堂ミゼリコルディア「沢山の卵を殻竿で打ったって山のような殻が出るだけだ」



(fig.22) ケムペン聖母聖堂ミゼリコルディア「沢山の卵を殻竿で打ったって山のような殻が出るだけだ」



(fig.23) クレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂ミゼリコルディア「沢山の卵を殻竿で打ったって山のような殻が出るだけだ」

割れた卵の殻が貝殻のように積み上がっている。ケムペン、聖母聖堂ミゼリコルディア(1493年) (fig.22)⁴⁶でも、丈の短いスカートを穿く男が竿で叩いている。エッメリヒ、カルカー、ケムペンはよく似ているのだが、クレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂ミゼリコルディア(1474年) (fig. 23)⁴⁷では、卵がなく、髭面の男が長い杖を振りかぶっているだけである。ブロックはこれも卵の諺だろうと推測しているが、判断は困難である。何れにしても、この諺はこの地域のミゼリコルディアに良く見られるモチーフであり、ネーデルラント、フランス、イベリア半島には見られない。低ライン地方独特の諺なのであろうか。

(4) 「口に仔羊を喰える狐」(fig.24)

西側上段4番目には「口に仔羊を喰える狐」のモチーフが表現されている。狐か狼か明白ではないが、ここでは顔の表現から考えて狐と判断するのが適切ではないだろうか。ここで狐は群れから羊を捕まえる行為によって、神学的な寓意としては、キリストの仔羊の群れを餌食とする悪魔を意味すると言われる。だが、はたして神学的な意味をもつかどうかは疑問である。というのは、このモチーフは、ある場合には、羊が鳥になったり、狐が狼になったりするからである。弱肉強食という一般的な意味にすぎないのではなかろうか。



(fig.24) ミゼリコルディア「口に仔羊を喰える狐」



(fig.25) ベルギー、ルーヴェン聖ピーテル聖堂ミゼリコルディア「口に鳥を喰える狐」

低ライン地方、ケムペンの聖母聖堂では、狐が

⁴⁵ Block, *Misericords in the Rhineland*, p. 120, SU-09.

⁴⁶ *Ibid.*, p. 130, NU-02.

⁴⁷ *Ibid.*, p.38, SU-02.

鳥たちを捕まえようと海中を泳いでいるミゼリコルディアがあるが、このモチーフは第二次大戦で失われたエッメリヒの聖堂にもあったという⁴⁸。ミゼリコルディアでは鳥の方が多いように思われる。

ネーデルラントの類似モチーフは、ルーヴェン、聖ピーテルス聖堂に鳥を咥えた狐が見られる（fig.25）⁴⁹。大きな狐が真横で左を向き、口から小さな鳥をぶら下げている。ユトレヒト、聖ヤン聖堂でも狐が鳥を捕まえようと海を泳いでいる⁵⁰。ここではまだ咥えてはおらず、3羽の鳥を追いかけて泳いでいるのである。

フランスでは中南部アヴェイロン、ヴィルフランシュ・ド・ルエルグに鳥の獲物を加えた奇妙な動物がミゼリコルディアに表されている⁵¹。この動物は聖職者風のカラーを首の周りに巻いているが、尻尾はいかにも狐のようである。ただし、狐にしては体が肥満しているので、雄豚にも、あるいは犬にも見える。ブロックはとりあえず狐に分類している。ここでは、聖職者を装っている点や尻尾の形状からして、狐ととるのが適切なのではないかと思う。

イベリア半島にも1例が見出される⁵²。ポルトガル、マデイラのフンシャル大聖堂では狐がすばしこく鳥を咥え、逃げて行こうとしている。後ろ足が飛び跳ね、尻尾が上に跳ね上がり、スピード感十分に表現されている。

しかしこれらの狐が餌を咥えるイメージはいずれもエッメリヒ・ミゼリコルディアのそれとは異なり、餌も狐の姿もかなり相違し、互いに密接な関係があるとは思えない。特に複雑な比喻ではないので、このイメージは互いに関係があるとは思えないのである。

(5) 四大、空気の寓意像（fig.26）

西側下段第4ミゼリコルディアには女性の立ち姿が見える。彼女は高い円錐形のベール付き帽子を被り、ゆったりとした長めの外衣を身に着けている。左手では腰の辺りで外衣をたくし上げ、右手では八角状の団扇で扇いでいる。団扇の上には雲のような形が浮かんでおり、そこから風を示すような線が斜めに団扇まで降りている。彼女は団扇で自然の四要素、つまり四大の一つである空気を動かしているのである。そして団扇の下には斜めにくねった線が見える。それはおそらく水の流れ、つまり川を表している。この女性は母たる自然の寓意像なのである。



(fig.26) ミゼリコルディア「四大、空気の寓意像」

同様の寓意像は、低ライン地方に他にもいくつか登場する。例えば、ケムベン、聖母聖堂の南上段第5ミゼリコルディア（fig.27）では、同じような格好の女性が左手に持つ円形団扇を川の流れに入れようとしている⁵³。彼女の手の上にはやはり雲があり、雲からは雨らしきものがまっすぐ落ちてくる。つまりこの女性＝母たる自然は、四大の水を支配しているのである。

さらにネットルスハイム、聖マルティン聖堂の東側第2ミゼリコルディア（fig.28）では、女性がやはり丸い団扇状のものをもち、それを太陽の方へ向けている⁵⁴。太陽からは熱あるいは火であ

⁴⁸ *Ibid.*, p. 133, SL-01.

⁴⁹ Block, *Corpus Belgium-Netherlands*, pp. 35, 160, N-09.

⁵⁰ *Ibid.*, pp. 56, 217, N-05.

⁵¹ Block, *Corpus France*, pp. 27, 251, SB-05.

⁵² Block, *Corpus Iberia*, pp. 10, 112, NH-08.

⁵³ Block, *Misericords in the Rhineland*, p. 135, SU-05.

⁵⁴ *Ibid.*, pp. 146, 148, E-02.



(fig.27) ケムペン聖母聖堂ミゼリコルディア「四大、水の寓意像」



(fig.28) ネットルスハイム聖マルティン聖堂ミゼリコルディア「四大、火の寓意像」

ろうか、斜めに強烈な線が引かれている。女性の左側には曲線がうねっているが、これもまた水、川を示すものであろう。以上の点からすれば、この女性は四大の火を表す寓意像なのであろう。

これらの女性はほとんど同じ姿で表現され、団扇状のもので、四大の一つを操作している。さらに川が必ず表現され、自然を構成する四大の水を示している。低ライン地方のミゼリコルディアに四大のうちの3つが現存しており、それゆえブロックは、おそらくこれらが、同じ工房、あるいは師弟関係など密接な関係のある工房によって作られたか、共通の手本があったと推定している⁵⁵。

このように女性で母たる自然を表し、団扇を用いて四大の一つを示唆するような寓意像は、ネーデルラントにもフランスにも見られない⁵⁶。

ただ、イベリア半島、トレド大聖堂のミゼリコルディアには「火と水」を両手に持つ男の寓意像がある⁵⁷。椅子に座っている男が両手を肩まであげて右手には火、左手には水を持っているのであるが、水は帽子のようなものを持っているだけであり、水であることがそれほど明瞭ではない。さらに火と水は四大としてよりも、対照的な二つとして表現されているようである。その点から考えると、低ライン地方の四大寓意像と同列に論じるのはいかなものかと思う。

つまり、この四大寓意像は低ライン地方独特の

モチーフと言えるだろう。

(6) 動物たち

エッメリヒのミゼリコルディアが目立った特徴は、特にはっきりした寓意もなさそうなのに犬のような動物の多彩なポーズが生き生きと表現されていることである。西側下段左から見て行くと、「前足を噛む動物（熊か）」(fig.29)「後ろを振り向く犬」(fig.30)「前足の上に頭を載せる犬」(fig.31)と3つの動物ポーズが続く。これらは頭部から体まではよく似ているが、尻尾を比較すると第一ミゼリコルディアが丸く小さな尾、第二、第三は長く細い尾と異なる。そこから第一が熊、第二、第三が犬と推定されるのである。第一は背を最も丸め、第二は首を背の方へ伸ばし、口を大きく開けて何かに噛み付こうとしている。そして第三はやはり背を丸めながら首を右前方へ伸ばし、前足に頭部を載せている。第一のポーズとのわずかな違いは、第一が右前脚の先の方に口先を乗せているので、噛み付いているように見えることである。その微妙な差を描写している点にこの作家の技量が発揮されているといって良いだろう。また、いずれも毛並みまで繊細に彫られており、その腕前は見事である。それを19世紀の美術史家パ



(fig.29) ミゼリコルディア「前足を噛む動物」



(fig.30) ミゼリコルディア「後ろを振り向く犬」



(fig.31) ミゼリコルディア「前足の上に頭を載せる犬」

⁵⁵ Ibid., p. 148.

⁵⁶ Block, *Corpus Belgium-the Netherlands* や Block, *Corpus France* に全く例は見られない。

⁵⁷ Block, *Corpus Iberia*, pp. 50, 230, N-17.

ウル・クレメンは「動物像の機知に富む多様な表現⁵⁸」と呼んだのである。

それ以外の犬のような動物は、下段第七の「右を向くライオン」(fig.32)，上段第一の「尻を舐める犬」(fig.33)，第六の「左へ走る動物(犬)」(fig.34)，第九の「翼をくちばしに咥える鷺」(fig.35)であり，ライオンですらも犬の変形のように華奢な姿である。尻を舐める犬はほぼ円形に体を丸め，左へ走る犬はいかにも速そうな姿である。いずれも柔軟性，俊敏性の点でいかにも犬らしい体を表している。犬や熊の姿は，動物の特徴を実に巧みに表現している点が，際立っている。



(fig.32) ミゼリコルディア
「右を向くライオン」



(fig.33) ミゼリコルディア
「尻を舐める犬」



(fig.34) ミゼリコルディア
「左へ走る動物」

他に下段第五には洗礼者ヨハネを象徴する「旗を持つ仔羊」(fig.36)がある。この仔羊は脚を折って，座っている。球状の模様が身体中にあるが，もちろん羊毛の表現である。この羊毛の表現は「口に仔羊を咥える狐」(fig.24)の場面でも使われている。

いずれにせよ，犬の表現が最もリアルである。いや，リアルさという点で，これほど卓越したミゼリコルディア木彫は珍しいのではないだろうか。



(fig.35) ミゼリコルディア
「翼をくちばしに咥える鷺」



(fig.36) ミゼリコルディア
「旗を持つ仔羊」

(7) 葉飾り (fig.37)

下段に1つ，上段に4つの葉飾りがある。その配置は何かの意図があるようには見えない。それぞれの葉はほとんど同じ形で，ほんのわずかな差があるだけである。葉飾りは通常内陣席の最も常套的なモチーフの一つで，ミゼリコルディアではそれを仮面モチーフと組み合わせたり，肘掛けになったり，あるいは背板の大きな模様となったり，側板頂部では様々なモチーフを隠す藪のような模様になったり，実に多様な変奏を生み出すのである。



(fig.37) ミゼリコルディア
「葉飾り」

第5章 肘掛けと側板の装飾

最後に肘掛けと側板装飾の興味深い表現を分析しよう。

肘掛け装飾は，ミゼリコルディアと違って着座する人が触れることが多いので，かなり摩耗している。テーマで注目すべきなのは下段の「卵を温めようと籠に入っている僧」，上段の「蜜蜂の巣から蜜を舐める熊」「動物の骨を持つ裸の髭男」「雌鶏を持つ男」「豚の毛を刈る男」「チターを弾くロバ」などで，それらを同地域作品などと比較考察してみよう。

⁵⁸ 32頁参照のこと。

「動物の骨を持つ裸の髭男」（fig.38）では、髭男が持つものは多様で、ケムペン、聖母聖堂の肘掛けでは石を持つ裸の髭男として⁵⁹、またシュタインフェルト修道院の肘掛けでは髪と膝を手で持つ裸の人として現れるなど、同種の表現が低ライン地方の肘掛けに現れ、それらはブロックによれば、いずれも神の存在を否定する愚者を表すというのである⁶⁰。



（fig.38）肘掛け「動物の骨を持つ裸の髭男」



（fig.39）肘掛け「豚の毛を刈る男」



（fig.40）P. ブリュエール
《ネーデルラントの諺》
ベルリン国立絵画館、部分

その隣の「豚の毛を刈る男」（fig.39）は P. ブリュエール《ネーデルラントの諺》にも登場する諺の造形化である。ブリュエールの絵では、中央より左の煉瓦塀の前に二人の動物の毛を刈るモチーフがある（fig.40）。それは「ひとり羊の毛を刈り、もうひとり豚の毛を刈る」という諺である⁶¹。森洋子によれば、一人は有利で、他は不利になるという意味だという。もちろん羊の毛

を刈る方が有利で、豚の毛を刈るのは不利というわけである。ところが豚の毛を刈る方だけの場合は、短い豚の毛すらも刈る「吝嗇」、あるいはそれすらも刈らねばならない「窮乏」を示すのだという。しかし羊の毛を刈ることと比較すると豚の毛を刈ることが不毛な行為と言えることからすれば、これは「愚行」を示すともいえよう。さらに「動物の骨を持つ裸の髭男」と隣接していることを考えると、ともに「愚行」を示すと推察するのが、適切なのではないだろうか。

このモチーフはやはり低ライン地方の他の聖堂に現れる。例えば、クレーヴェ、フランチェスコ会修道院聖堂のミゼリコルディアに、短いチュニックを身につけ、帽子を被った愚者として⁶²、またシュタインフェルト修道院では毛を刈り終わった豚を抱いている男として登場する⁶³。

さらにその隣の「雌鶏を持つ男」（fig.41）は好色家（女たらし）を示す象徴となるだろう⁶⁴。これもまたブリュエール《ネーデルラントの諺》に現れる。「豚の毛を刈る男」の背後の塀の先にいる雌鶏に触っている男である（fig.42）。森洋子によれば、妻に小言を言う夫、薄のろ夫、そして好色漢と解されるが⁶⁵、この場合は周辺モチーフとの関連から好色漢がふさわしい解釈だろう。つまり、この3体の肘掛けは連続して破廉恥な悪行を意味するのである。

さて、上段左端の「蜜蜂の巣から蜜を舐める熊」（fig.43）は、クマのプーさんのようなユーモラスな表現である。右手で蜜蜂の巣を抱え、蜂蜜のついた左手を舐めている。同モチーフは、レディンゲン教区聖堂内陣席肘掛け（15世紀末）にもある⁶⁶。

同じくユーモラスなモチーフとして下段にある「卵を温めようと籠に入っている僧」（fig.44）を見てみよう。横に置かれた大きな籠の中に人物

⁵⁹ Block, *Misericords in the Rhineland*, p. 137.

⁶⁰ *Ibid.*, pp. 162-163.

⁶¹ 森洋子、前掲書、221-231頁参照。

⁶² Block, *Misericords in the Rhineland*, p. 36.

⁶³ *Ibid.*, p. 163.

⁶⁴ *Ibid.*, p. 110.

⁶⁵ 森洋子、前掲書、249-258頁。

⁶⁶ Block, *Misericords in the Rhineland*, p.155.



(fig.41) 肘掛け「雌鶏を持つ男」



(fig.42) P. ブリュエール
《ネーデルラントの諺》
ベルリン国立絵画館、部分



(fig.43) 肘掛け「蜜蜂の
巣から蜜を舐める熊」



(fig.44) 肘掛け「卵を温
めようと籠に入っている
僧」

が入っているが、それは聖職者だと言う。なぜ籠に潜っているかといえば、卵を孵化させるためなのだ。聖職者が卵を孵化させるなんて、そんな愚かなと思うが、しかも籠の中に入り込むことで孵化させるとは、愚かな行為の極みだろうが、それをこのような聖職者席の肘掛けにつけるとは驚かざるを得ない。

低ライン地方には、そのものズバリではないが、きわめてよく似たモチーフがある。シュタインフェルト修道院の肘掛けに、やはり籠の中に潜り込んだ人物像がある。ブロックによれば、それは「卵を孵化させる愚者」とされる⁶⁷。

上段右端の「チターを弾くロバ」(fig.45)は、他の肘掛けと違って側板でのレリーフだが、やはり肘掛けなどに多く作られた楽器を弾く動物モチーフの一例である。低ライン地方には、次のような例がある。ケルン大聖堂の「音楽家の猿」では、猿が弦楽器を弾いており (fig.46)、他はベルを鳴らしている⁶⁸。またケルン、シュニユットゲン美術館にある内陣席の肘掛けでは「音楽家と

しての豚」がリュートを引いている⁶⁹。さらに、カルカー、聖ニコライ聖堂の肘掛けには「バグパイプを吹く豚」がいる⁷⁰。



(fig.45) 肘掛け「チター
を弾くロバ」



(fig.46) ケルン大聖堂
肘掛け「絃楽器を弾く猿」

14世紀初頭に作られたドイツ、ミゼリコルディアの傑作であるケルン大聖堂内陣席には多彩な音楽家が出現する。例えば、ミゼリコルディア下部背板装飾、側板などにも、弦楽器を弾いている人や動物、怪物などが登場する。これらは内陣席の性格を考察する上で重要な要素だろう。



(fig.47) 側板頂部「盾型
紋章を持つ2羽の鷲」



(fig.48) 側板頂部「餌を
捕らえるグリフィン」

側板頂部の立体装飾は、左から「盾型紋章をもつ2羽の鷲」(fig.47),「餌を捕らえるグリフィン」(fig.48),「口に咥えて骨を取り合う2匹の犬」(fig.13), 右端に「盾型紋章をもつ2匹の犬」(fig.49)となる。「盾型紋章をもつ2羽の鷲」は、柱、

⁶⁷ Ibid., pp. 158, 162, Armrests N-02,

⁶⁸ U. Bergmann, *Das Chorgestühl (Meisterwerke des Kölner Domes 3)*, Köln, 1995, p.32.

⁶⁹ Block, *Misericords in the Rhineklad.*, p. 96, Armrests 03.

⁷⁰ Ibid., p. 121.



(fig.49) 側板頂部「盾型紋章を持つ2匹の犬」

柱に巻きついた綱、柱の上の鶏、梯子が表された紋章を、鷲が片足で抑え、嘴で咥えている。紋章の中はいずれも受難具である。「餌を捕らえるグリフィン」はライオンの強力な足で、餌の動物の両前足を押さえつけ、片方の前足で喉をつかんでいる。鷲のような逞しい翼で屹立し、餌の動物を完全に征服している。グリフィン単独像は様々な地域で見られるが、「餌を捕らえるグリフィン」のモチーフは他に例がない。先に述べたように、「口に咥えて骨を取り合う2匹の犬」はミゼリコルディアとも重複するモチーフだが、こちらは丸彫りなので、前足で立ち上がり、口で強烈に骨を噛み合い、よりダイナミックな表現になっている。「盾型紋章をもつ2匹の犬」では、一方の犬が両前足で紋章を掴み、他方の犬は片方の前足で紋章の下を掴んでいる。紋章の中には、十字架、荊冠、やっこ、金槌が表されている。鷲の紋章内の受難具と合わせて、八つの受難具を示しているのだ。この内陣席装飾で唯一の明瞭な受難シンボルである。

第6章 エッメリヒ、聖マルティニ聖堂内陣席装飾の特色

最後にこのエッメリヒ、聖マルティニ聖堂内陣席におけるミゼリコルディア、肘掛け、側板装飾などの特色を簡単にまとめてみよう。

(1) ミゼリコルディアの仮面（マスク）

ドイツばかりではなく、ミゼリコルディアのモチーフとして目立つのは、大きな顔、つまり仮面（mask）である。ケルン、シュニユットゲン

美術館所蔵の《内陣席》（1298年頃、ヴァッセンベルク、聖ゲオルク聖堂旧蔵）の「狼のような怪物仮面」（fig.50）⁷¹、あるいは1310年頃のケルン大聖堂の「頭巾を被った仮面」（fig.51）⁷²、「ブドウの葉の下の仮面」⁷³、「舌を伸ばした怪物の仮面」（fig.52）⁷⁴、ウルム大聖堂の「手で口を開き、舌を出す阿呆の仮面」（fig.53）など、人間ばかりでなく怪物を含む奇怪な仮面像が多数見られる。仮面なきミゼリコルディアはほとんどないくらいなのである。



(fig.50) ミゼリコルディア「狼のような怪物仮面」ケルン、シュニユットゲン美術館



(fig.51) ケルン大聖堂ミゼリコルディア「頭巾を被った仮面」



(fig.52) ケルン大聖堂ミゼリコルディア「舌を伸ばした怪物の仮面」



(fig.53) ウルム大聖堂ミゼリコルディア「手で口を開き、舌を出す阿呆の仮面」

これらは、聖職者が臀部を載せる小座板下に位置するミゼリコルディアに、顔のイメージを置くことで、尻と顔というまったく不適合な要素を意図的に重ね合わせているのである。それゆえにこそ、このモチーフは、かえってミゼリコルディア

⁷¹ Ibid., p. 97. このヴァッセンベルクの内陣席については以下を参照のこと。U. Bergmann, *Schnütgen-Museum. Die Holzschnitzereien des Mittelalters (1000-1400)*, Köln, 1989, pp.221-226.

⁷² U. Bergmann, *Das Chorgestühl*, p.40.

⁷³ Ibid., p.41.

⁷⁴ Ibid., p.45.

アにふさわしいものになったと言えるだろう。特にケルン大聖堂の「舌を伸ばした怪物の仮面」やウルム大聖堂の「手で口を開き、舌を出す阿呆の仮面」のように舌を出す仮面は、その舌で臀部を舐めるかのようなイメージを喚起するがゆえに、ますますミゼリコルディアに適した奇怪なモチーフになったと言えるのではないだろうか。これこそが聖堂で最も神聖なる空間である内陣の椅子の座面下、あるいは小座板の下という特殊な場所に設置されたイメージにぴったりなのである⁷⁵。逆説的にぴったりなのである。

ところがエッメリヒ、聖マルティニ聖堂の現存する18席のミゼリコルディアには、ただの一つも仮面のイメージがない。18席は原状のミゼリコルディアの半分である。半数は戦災で失われた。失われた半数に仮面ミゼリコルディアが含まれていなかったかどうかははっきりしないが、それでも内陣席片側の半数にまったく見られないということは不自然で、失われた残りの半数にもなかったのではないかと推定することができるように思われる。

では仮面なきミゼリコルディアは、エッメリヒだけであろうか。ここでも低ライン地方の聖堂にその例を探索しよう。まずはクレーヴェ、フランチエスコ会修道院聖堂、カルカー、聖ニコライ聖堂、ネットルスハイム、聖マルティン聖堂、シュタインフェルト修道院聖堂などは仮面ミゼリコルディアがエッメリヒと同様まったくない。さらにケムペン、聖母教区聖堂では、しかめ面の仮面がただ一つあるのみであり、他の21席は別のモチーフである。

とすると、仮面なきミゼリコルディアは、低ライン地方に存在する聖堂の際立った特徴と言えるかもしれない。

(2) 聖書テーマ

マクデブルク大聖堂内陣席のように、側板には「受胎告知」から「キリスト昇天」までの26場面や旧約物語、あるいは諸聖人像などがあり、側板頂上装飾には旧約預言者像、十二使徒像、教父像などがあるのが普通である。他にも聖堂内陣席には聖書場面や教義に関連するイメージが表されることが多い⁷⁶。

では、エッメリヒの聖マルティニ聖堂ではどうだろう。ミゼリコルディアにある聖書的モチーフは洗礼者ヨハネを象徴する「旗を持つ仔羊」のみである。また下段側板の外側にはもともと聖アウグスティヌス、聖アムブロシウス、聖ヒエロニムス、聖グレゴリウスという四大教父のレリーフがあった。現存するのは聖アウグスティヌスと聖グレゴリウスだけで、他の2つは失われている。さらに側板頂上装飾の二つの紋章の中には、受難具モチーフがある。他には聖書など教義に関連するモチーフはほとんど見られない。つまり、この内陣席装飾には、明白な聖書テーマがきわめて少ないのである。ミゼリコルディアだけならその理由は分かりやすい。ミゼリコルディアは聖職者席の座板下に彫られたイメージなのだから、普段はほとんど目に入ることがない。いわば逆の意味で「聖域」のごとき場所ゆえに、教義から外れていることも許容されるかもしれない。ところがこのエッメリヒの聖堂には、ミゼリコルディアだけでなく、普段目につきやすい側板、その頂部、肘掛けなどにもほとんど聖なる画像がないのである。

(3) 側板の旧約預言者像と福音書記者像

普通、とりわけ側板頂部には、旧約聖書の預言者像や福音書記者像が表されることが多い。例えば、ライン中流域の小都市ボッパールト、旧カルメル会修道院聖堂内陣席（1460–70年頃）の一例、

⁷⁵ 聖堂内の仮面モチーフについては、以下を参照のこと。マイケル・カミール『周縁のイメージ 中世美術の境界領域』永澤峻・田中久美子訳、ありな書房、1999年、104-107頁；金沢百枝『ロマネスク美術革命』新潮選書、2015年、19-31頁。

⁷⁶ H. Michael, *Das Chorgestühl im Magdeburger Dom*, Norderstedt, 2002, pp.18-103; G. Porstmann, *Das Chorgestühl des Magdeburger Domes*, Berlin, 1997, pp.65-97.

北東端下段には銘帯を持っている二人が跪いているが、その銘帯には Isaias VII. 14. や Daniel IX. 25. と記されていることから旧約預言者のイザヤとダニエルであることがわかる (fig.54)⁷⁷。この頂部は近代の修復による像だが、原状を反映したものと推測される。一つの銘帯は『イザヤ書』第7章14節を指し、「見よ、おとめが身ごもって、男の子を産み その名をインマヌエルと呼ぶ」という引用を内包する。つまりイエス誕生の預言を示しているのである。『ダニエル書』(IX, 25) も同様に救世主の到来を預言している。他にも北側下段には有髭の人物が多い。彼らもおそらく旧約預言者であろう。



(fig.54) ボッパールト旧カルメル会修道院聖堂側板頂部「イザヤとダニエル」

他に低ライン地方では、ケルン、聖アンドレアス聖堂にやはり銘帯を持つ二人の有髭人物が側板頂部に何体も置かれている⁷⁸。ウルム大聖堂内陣席頂部の有名な古代の偉人たち、巫女たちの像にしても⁷⁹、旧約預言者像を発展させた姿であろう。

なお、ボッパールト旧カルメル会修道院聖堂の内陣席上段の側板には、北側に福音書記者マタイ

とヨハネ、南側にルカとマルコがおり、福音書記者とキリスト誕生を予言する旧約預言者が勢ぞろいするという典型的な聖堂装飾となっている。

このように多くの聖堂の内陣席側板頂部では、旧約や新約聖書の主要な人物の登場が常道なのである。

ところがエッメリヒ、聖マルティニ聖堂の内陣席には、これらのようなあまりにも当然な人物たちの姿がまったく見られない。同じ低ライン地方のミゼリコルディアが現存している聖堂にも、この聖堂のような例はまったく見られない。とすると、これはこの聖堂に独特の特徴ということになりそうである。

終わりに

さてこのようにエッメリヒ聖マルティニ聖堂内陣席の特徴を分析すると、きわめてユニークであることが分かる。

さらに小座板の形式と内陣席装飾のテーマ13種、つまり計14の要素を他の聖堂と比較すると、現存作例に関する限り、4要素以上で共通するのは、7要素で共通するケムペン、聖母聖堂のほか、4要素のクレーヴェ、聖フランチェスコ修道院聖堂、カルカー、聖ニコライ聖堂、シュタインフェルト修道院聖堂と、P.ブリュゲルの《ネーデルラントの諺》だけである。つまりブリュゲルの絵を除くと、すべて低ライン地方の聖堂ということになる。

そのうち肘掛けで共通する要素が多いシュタインフェルト修道院を除くと他の内陣席ではすべて二葉形小座板の聖堂なのである。

また、ミゼリコルディアテーマで共通要素が多いのは圧倒的にケムペン、聖母聖堂である。

このようにして考えると、エッメリヒ、聖マルティニ聖堂の内陣席が主に低ライン地方で活躍した作家により制作されたと推測できる。つまり、先述したように、彫刻家アルント、ヘンリク・ベルント親子などがその候補としてあげられるが、とりわけケムペン、聖母聖堂の作者であるヨハネ

⁷⁷ Block, *Misericords in the Rhineland*, p.14; *Karmeliterkirche und ehem. Kloster Boppard*, Regensburg, 2005, pp. 8-10.

⁷⁸ Block, *Misericords in the Rhineland*, pp. 93-95; *Dominikanerkirche St. Andreas Köln*, Regensburg, 2013, pp. 28-29.

⁷⁹ W. Vöge, *Jörg Syrlin der Ältere und seine Bilderwerk*, Berlin, 1930; D. Gropp, *Das Ulmer Chorgestühl und Jörg Syrlin der Ältere*, Berlin, 1999.

ス・グルーターに近い親方が最も有力な候補者になるだろう。

〔図版出典〕

fig.2 G. Dehio, *Handbuch der deutschen Kunstdenkmäler, Nordrhein-Westfalen I*, p.346.

fig.3 *Emmerich St. Martini*, p.2.

fig.7, 8, 15, 19 Block, *Corpus Iberia*, pp.120, 191, 120, 228.

fig.9, 18, 25 Block, *Corpus Belgium-Netherlands*, pp.217, 178, 160.

fig.10, 21, 22, 23, 27, 28 Block, *Misericords in the Rhineland*, pp.32, 120, 130, 38, 135, 146.

fig.12, 17, 40, 42 L. Silver, *Pieter Bruegel*, New York-London, 2011, pp. 224, 222, 222, 222.

fig.14 Block, *Corpus France*, p.257.

fig.46, 51, 52 U. Bergmann, *Das Chorgestühl*, p.32, 40, 41.

それ以外の図版は筆者の撮影による。

Unique Misericords in the Choir Stalls of St Martin in Emmerich

MOTOKI Koichi

(Professor Emeritus)

Emmerich is the last harbor of the Rhine in Germany. St Martin is located along the Rhine in Emmerich. The choir stalls of the church are remarked to be the most wonderful in the Lower Rhine region. We are going to analyse the characters of the choir stalls.

(1) The History of St Martin and the Donor of the Choir Stalls

The Church of St Martin was built in ca.1040 by Bishop Bernold of Utrecht. The church was badly damaged in 1237 to 1238 by a flood from the Rhine. In ca. 1485 the church was reconstructed by Moritz von Spiegelberg, who was the dean at the chapter of St Martin. Then he donated the choir stalls of the church.

On 7 October 1944 the church was destroyed by air attacks, and the south part of the choir stalls were demolished, but the north part survived.

(2) The Character of the Misericords

Generally masks are used as themes of misericords, such as at the Cathedral of Cologne and at the Ulmer Cathedral. However, there is no mask in the misericords of St Martin at Emmerich, such as in the churches in the Lower Rhine region, Minoriten Church at Cleves, St Nicholas at Kalkar, and St Martin at Nettersheim.

(3) Statues of Prophets and Evangelists on the End Panels

On the top of the end panels in the choir of the Carmelite Church of St Severus at Boppard along the Middle Rhine, there are statues of two prophets, Isaiah and Daniel. Generally statues of prophets and evangelists stand on the end panels of choir, but we cannot see any statues of prophets or evangelists in the choir in St Martin at Emmerich.

Eventually we can conclude that the choir of St Martin at Emmerich is very unique.

社会文化システム研究科 彙報

2018年度開講科目一覧

授 業 科 目 名	担当教員	開講期
歴史言語学特論 I	IRWIN Mark	前 期
言語科学特別研究 II (前期)	IRWIN Mark	前 期
言語科学特別研究 II (後期)	IRWIN Mark	後 期
現代外国語 (英語) I	Ryan Stephen Bond	前 期
異文化間コミュニケーション論特論 I	Ryan Stephen Bond	前 期
イギリス経済学史特論 I	下 平 裕 之	前 期
公共政策特別研究 I (前期)	下 平 裕 之	前 期
イギリス経済学史特別演習	下 平 裕 之	後 期
公共政策特別研究 I (後期)	下 平 裕 之	後 期
人権論特論 I	中 島 宏	前 期
人権論特別演習	中 島 宏	後 期
北アジア史特別演習	中 村 篤 志	後 期
日本語史特論 I	中 澤 信 幸	前 期
言語科学特別研究 I (前期)	中 澤 信 幸	前 期
言語科学特別研究 II (前期)	中 澤 信 幸	前 期
日本語史特別演習	中 澤 信 幸	後 期
言語科学特別研究 I (後期)	中 澤 信 幸	後 期
言語科学特別研究 II (後期)	中 澤 信 幸	後 期
統治組織論特別演習	今 野 健 一	後 期
比較文化論特論 I	伊 藤 豊	前 期
欧米文化特別研究 I (前期)	伊 藤 豊	前 期
現代外国語 (英語) II (後期)	伊 藤 豊	後 期
比較文化論特別演習	伊 藤 豊	後 期
欧米文化特別研究 I (後期)	伊 藤 豊	後 期
英米近代文化論特論 I	佐 藤 清 人	前 期
欧米文化特別研究 II (前期)	佐 藤 清 人	前 期
英米近代文化論特別演習	佐 藤 清 人	後 期
欧米文化特別研究 II (後期)	佐 藤 清 人	後 期
日本古代史特論 I	十 川 陽 一	前 期
情報処理実習	古 藤 浩	後 期
中小企業論特論 I	吉 原 元 子	前 期
プロジェクト演習 V	坂 井 正 人	前 期
人類学・アンデス考古学特論 I	坂 井 正 人	前 期
歴史文化特別研究 I (前期)	坂 井 正 人	前 期
財政学特論 I	坂 本 直 樹	前 期
実験心理学特別演習	大 杉 尚 之	後 期
英米現代文化論特論 I	宇 津 まり子	前 期
英米現代文化論特別演習	宇 津 まり子	後 期
日本古代中世文化論特論 I	宮 腰 直 人	前 期
アジア文化特別研究 II (前期)	宮 腰 直 人	前 期
アジア文化特別研究 II (後期)	宮 腰 直 人	後 期

現代外国語（英語）Ⅱ（前期）	富澤直人	前	期
英語学特論Ⅰ	富澤直人	前	期
心理言語学特論Ⅰ	小泉有紀子	前	期
言語科学特別研究Ⅱ（前期）	小泉有紀子	前	期
心理言語学特別演習	小泉有紀子	後	期
言語科学特別研究Ⅱ（後期）	小泉有紀子	後	期
民法特論Ⅲ	小笠原奈菜	前	期
経営法務特別研究Ⅱ（前期）	小笠原奈菜	前	期
経営法務特別研究Ⅱ（後期）	小笠原奈菜	後	期
管理会計特論Ⅰ	尻無濱芳崇	前	期
管理会計特別演習	尻無濱芳崇	後	期
ドイツ史特論Ⅰ	山崎彰	前	期
人類学・アンデス考古学特論Ⅴ	山本睦	前	期
人類学・アンデス考古学特別演習Ⅲ	山本睦	後	期
都市計画特論Ⅰ	山田浩久	前	期
地域政策特別研究Ⅰ（前期）	山田浩久	前	期
地域政策特別研究Ⅱ（前期）	山田浩久	前	期
都市計画特別演習	山田浩久	後	期
地域政策特別研究Ⅰ（後期）	山田浩久	後	期
地域政策特別研究Ⅱ（後期）	山田浩久	後	期
日本近世史特論Ⅰ	岩田浩太郎	前	期
東アジア近世史特論Ⅰ	新宮学	前	期
歴史文化特別研究Ⅰ（前期）	新宮学	前	期
歴史文化特別研究Ⅱ（前期）	新宮学	前	期
東アジア近世史特別演習	新宮学	後	期
歴史文化特別研究Ⅰ（後期）	新宮学	後	期
歴史文化特別研究Ⅱ（後期）	新宮学	後	期
比較政治学特論Ⅰ	星野修	前	期
国際関係特別研究Ⅱ（前期）	星野修	前	期
国際関係特別研究Ⅱ（後期）	星野修	後	期
公共経済学特論Ⅰ	是川晴彦	前	期
地域政策特別研究Ⅱ（前期）	是川晴彦	前	期
公共経済学特別演習	是川晴彦	後	期
地域政策特別研究Ⅱ（後期）	是川晴彦	後	期
人間情報科学特論Ⅰ	本多薫	前	期
人間情報科学特別演習	本多薫	後	期
環境経済学特論Ⅰ	杉野誠	前	期
環境経済学特別演習	杉野誠	後	期
プロジェクト演習Ⅲ	松尾剛次	前	期
日本中世史特論Ⅰ	松尾剛次	前	期
歴史文化特別研究Ⅱ（前期）	松尾剛次	前	期
日本中世史特別演習	松尾剛次	後	期
歴史文化特別研究Ⅱ（後期）	松尾剛次	後	期
人類学・アンデス考古学特論Ⅶ	松本剛	前	期
人類学・アンデス考古学特別演習Ⅳ	松本剛	後	期
プロジェクト演習Ⅱ	松本邦彦	前	期

歴史文化特別研究Ⅰ（前期）	松	本	雄	一	前	期
歴史文化特別研究Ⅰ（後期）	松	本	雄	一	後	期
日本近現代文化論特論Ⅰ	森	岡	卓	司	前	期
日本近現代文化論特別演習	森	岡	卓	司	後	期
アジア文化特別研究Ⅰ（後期）	森	岡	卓	司	後	期
言語学特論Ⅰ	池	田	光	則	前	期
言語学特別演習	池	田	光	則	後	期
法哲学特論Ⅰ	池	田	弘	乃	前	期
法哲学特別演習	池	田	弘	乃	後	期
英米哲学特論Ⅰ	清	塚	邦	彦	前	期
思想文化特別研究Ⅰ（前期）	清	塚	邦	彦	前	期
英米哲学特別演習	清	塚	邦	彦	後	期
思想文化特別研究Ⅰ（後期）	清	塚	邦	彦	後	期
現代外国語（ドイツ語）	渡	辺	将	尚	前	期
ドイツ現代文化論特論Ⅰ	渡	辺	将	尚	前	期
ドイツ現代文化論特別演習	渡	辺	将	尚	後	期
日本語意味論特論Ⅰ	渡	辺	文	生	前	期
言語科学特別研究Ⅰ（前期）	渡	辺	文	生	前	期
日本語意味論特別演習	渡	辺	文	生	後	期
言語科学特別研究Ⅰ（後期）	渡	辺	文	生	後	期
マクロ経済学特論Ⅰ	溜	川	健	一	前	期
マクロ経済学特別演習	溜	川	健	一	後	期
社会経済システム論特論Ⅰ	田	北	俊	昭	前	期
公共政策特別研究Ⅰ（前期）	田	北	俊	昭	前	期
社会経済システム論特別演習	田	北	俊	昭	後	期
公共政策特別研究Ⅰ（後期）	田	北	俊	昭	後	期
現代外国語（中国語）	福	山	泰	男	前	期
中国古代中世文化論特論Ⅰ	福	山	泰	男	前	期
国際取引法特論Ⅰ	荒	井	太	郎	前	期
中国中世文化論特論Ⅰ	西	上		勝	前	期
アジア文化特別研究Ⅰ（前期）	西	上		勝	前	期
中国中世文化論特別演習	西	上		勝	後	期
アジア文化特別研究Ⅰ（後期）	西	上		勝	後	期
刑法特論Ⅰ	西	岡	正	樹	前	期
経営システム特論Ⅰ	西	平	直	史	前	期
経営システム特別演習	西	平	直	史	後	期
東アジア近現代文化論特論Ⅰ	許		時	嘉	前	期
アジア文化特別研究Ⅱ（前期）	許		時	嘉	前	期
東アジア近現代文化論特別演習	許		時	嘉	後	期
アジア文化特別研究Ⅱ（後期）	許		時	嘉	後	期
現代中国政治特論Ⅰ	赤	倉		泉	前	期
英語語法論特論Ⅰ	鈴	木		亨	前	期
英語語法論特別演習	鈴	木		亨	後	期
調査の方法	阿	部	晃	士	前	期
計量社会学特論Ⅰ	阿	部	晃	士	前	期

2018年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
述語の関与者の言語化に関する日独対照			
－マンガのセリフをもとに－	人 間 科 学	言 語 科 学	堅持 夏実
日本語韻律に現われた台湾語音の特徴について	人 間 科 学	言 語 科 学	汪 志偉
隆慶年間における海運試行			
－明、王宋沐撰『海運志』を手がかりに	思想歴史論	歴 史 文 化	王 蘭
『小町草紙』の研究 －和歌表現の分析を中心にして－	国際文化論	アジア文化	太田宗一郎
小説における日中同形語に関する対照研究			
－翻訳文を中心として－	人 間 科 学	言 語 科 学	孫 文婷
日中同形類義語の対照研究			
－否定接頭辞「不」「無」「非」「未」が含まれる二字漢語を中心に－	人 間 科 学	言 語 科 学	戴 茜
A Sociological Approach to Rendaku in Yamagata Dialect	人 間 科 学	言 語 科 学	PLANTE Simon
現代中国の独立ドキュメンタリーの研究 (1990～2017年)	国際文化論	アジア文化	李 菠
日本語習得の観点から見た中国西南方言と			
日本漢字音との対照研究	人 間 科 学	言 語 科 学	李 蓮
戦国末期から近世前期における土豪と村落			
～出羽国置賜郡小国石滝村・五味沢村の両齋藤家の事例を通して～	思 想 歴 史	歴 史 文 化	渡部 眞治
ルイス・キャロル研究	国際文化論	欧 米 文 化	草刈めぐみ
最上家家法をめぐって	思想歴史論	歴 史 文 化	桔梗みゆき
芥川龍之介の文芸観	国際文化論	アジア文化	三澤奈津美

社会システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
認知症高齢者の不法行為責任への衡平責任の導入可能性			
－認知症高齢者による鉄道事故判決を契機として－	企業システム	経 営 法 務	五反田 健
イギリスの社会統合政策における多文化主義の展開	国際システム	国 際 関 係	佐藤 秀樹
歴史的街並み景観の保全方法に見られる地域アイデンティティの創出メカニズム			
～福島県下郷町大内宿と南会津町前沢を事例にして～	公共システム	地 域 政 策	張 紅
産業遊休地を活用した地域振興に対する行政の役割			
－ドイツ・IBA エムシャーパークとその後の取り組みを事例に－	公共システム	地 域 政 策	向谷地 真
大学と地域との連携強化に関する考察			
－ソーシャル・キャピタル形成とコーディネーターの重要性の観点から－	公共システム	公 共 政 策	金澤 恵里
山形県清酒製造業における特定名称酒産地への変容			
－等級別制度廃止後の多様なネットワーク形成－	企業システム	企 業 経 営	庄司 義弘

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 人文・社会科学およびその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの
 - ① 論文
 - ② 研究ノート
 - ③ 資料(史料)紹介・分析
 - ④ 書評, 研究動向
 - ⑤ 翻訳
 - ⑥ 判例評釈
 - ⑦ 史料目録
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプすることにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。

- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委員会が仲介するものとする。
- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさはA4判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も2段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの1部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは2005年1月31日とする。
- (2) 第2号以降の原稿締め切りは、6月30日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

原稿を投稿する者は、山形大学本研究科に対し、当該論文等に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文等の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は2005（平成17）年1月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2016（平成28）年11月1日から施行する。

Zoku-on: Sino-Japanese ‘Vulgar’ Readings

NAKAZAWA Nobuyuki

(Linguistic Sciences, Cultural Systems Course)

Zoku-on (俗音) is a technical term used by scholars of Sino-Japanese from the Heian Period to the Meiji Period. Its meaning, however, changed over time. It originally meant ‘vulgar tongue’, used as a general term, but afterwards came to be employed as a technical term referring to more specific categories. In the Heian Period, it referred to the *go-on* (呉音) to distinguish them from the *sei-on* (正音) and *kan-on* (漢音), the readings cited in Chinese rhyming dictionaries. In the Edo Period, it referred to ‘general readings’, distinguishing them from the Buddhist *hokke-kyō* (法華經, the Lotus Sutra) readings: Chinese dialect readings as opposed to Mandarin Chinese readings. Later, *zoku-on* were recategorized as ‘common readings’, as opposed to *jionkanazukai* (字音仮名遣い) or ‘artificial readings’. *Zoku-on* thus have a strong connection with *kan’yō-on* (慣用音), or ‘idiomatic readings’, used in contemporary Chinese character dictionaries.

引用文献

- 江口泰生（一九八五）『和名類聚抄』の「俗」音注、『国語学』141、国語学会（現・日本語学会）、1～17頁
- 詹伯慧（一九八三）『現代漢語方言』、樋口靖訳、東京…光生館
- 高松政雄（一九八二）『日本漢字音の研究』、東京…風間書房
- 中澤信幸（一九九九）「一七世紀初頭における『古今韻会举要』の受容——日遠『法華経随音句』を中心に——、『愛文』34、愛媛大学法文学部国語国文学会、16～27頁、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇〇）「なぜ日遠は伝統的読誦音を改変したか」、『訓点語と訓点資料』104、訓点語学会、1～12頁、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇四）『磨光韻鏡』と『磨光韻鏡字庫』、『国語学』55—1、日本語学会、82～69頁（右16～29頁）、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇八）「日遠『法華経随音句』における「呉音」「漢音」、『訓点語と訓点資料』120、訓点語学会、60～75頁、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇九）「齊韻字に対する字音注の変遷について」、『国文学攷』202、広島大学国語国文学会、1～14頁
- 中澤信幸（二〇一〇）『日台大辞典』付載「日台字音便覧」について、『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』7、162～154頁（右1～9頁）
- 中澤信幸（二〇一二）「日本語の漢音・呉音と台湾語の読書音・俗音」、『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』9、59～68頁
- 中澤信幸（二〇一三）『中近世日本における韻書受容の研究』、東京…おうふう
- 永山勇（一九六三）『国語意識史の研究』、東京…風間書房
- 付記 本稿は、平成二十五年度名古屋大学国語国文学会春季大会シンポジウム「文献から見た日本語の歴史」（二〇一三年七月）における、パネルディスカッションでの報告が元になっている。

1 中世までは「正音（漢音）」漢籍の読書音」「和音（呉音）」仏典の読誦音」といった、いわば自然発生的な区別であった。中澤（二〇〇九）参照。

2 永山勇（一九六三）145～169頁参照。

3 江口泰生（一九八五）参照。

4 永山（一九六三）364～375頁参照。

5 中澤（一九九九）および（二〇〇〇）等参照。

6 この「俗音」を中国のものとする考え方の源流は不明であるが、例えば『古今韻会举要』（元・熊忠著、一二九七年成）の「凡例」には、「音例」として次のような記述がある。

一世俗音讀有相承而誤者今注云俗作某音非 例見支韻職字注單韻離字注

『古今韻会举要』「凡例」3ウ1～2

ここでは、世俗に音読されているものには誤って伝承されている音があるが、今それを「俗作某音非」と注することにする、と述べられる。例として「酣」字が示されているが、この字は『古今韻会举要』本文でも

酣 胡甘切音與合同俗作呼甘切音非（『古今韻会举要』卷一〇・13ウ7）

8 覃輿談通

と注される。ここでいう「俗」とは、中国における「世間一般」と考えてよさそうである。一方、「凡例」に続く「礼部韻略七音三十六母通攷」には次のような記述がある。

韻書始於江左本是呉音今以七音韻母通攷韻字之序惟以雅音求之無不諧叶

（『古今韻会举要』「礼部韻略七音三十六母通攷」1オ4～5）

ここでは、韻書は「江左」で始まったもので、もともと「呉音」を載せている、今「七音韻母」をもって「韻字之序」を考え、「雅音」をもってこれを求めれば、音が合わないことはない、と述べられる。ここでは「雅音」に對峙するものとして「呉音」が用いられていると言える。

この『古今韻会举要』の記述と文雄との因果関係は明らかではないが、『韻鏡指要録』の「是モ亦俗音ニシテ呉音ノ類ナリト知ルヘシ」という記述は、『古今韻会举要』における「俗」や「呉音」と重なるところがある。文雄は『磨光韻鏡』

や『磨光韻鏡字庫』（宝暦一〇年頃成、一七六〇、安永九年刊、一七八〇）の編纂にあたって、『古今韻会举要』を参照していた。したがって、文雄の「俗音」の源流が『古今韻会举要』に求められる可能性は、十分にあると言える。文雄の『古今韻会举要』利用については、中澤（二〇〇四）参照。

なお日遠の『法華経随音句』では、『古今韻会举要』「礼部韻略七音三十六母通攷」の記述を承けて、次のように述べられる。

見_二韻會_一曰、韻書、始_二於江左_一、本_レ是呉音、今以_二七音_一韻母、通攷_二韻字之序_一、惟以_二雅音_一、求_レ之、無_レ不_二諧叶_一。 云云常_二所_レ言、呉音漢音、與_二彼_一、呉音雅音、同耶、異耶、更明之。 云云（『法華経随音句』卷上・30ウ6～9）

日遠は日本の「呉音」「漢音」と中国の「呉音」「雅音」とを並べた上で、この両者が同じものか異なるものか更に考える必要がある、と述べている。日遠はここでの「呉音」「雅音」の記述が日本の「呉音」「漢音」とどう関係があるのか、結論を出すことはできていないようである。日遠『法華経随音句』における「呉音」「漢音」については、中澤（二〇〇八）参照。

7 方言と言っても日本の方言とは異なり、方言間のコミュニケーションは困難である。呉語、粵語、閩語など。言語学的には別言語とされることもある。

8 台湾語のルーツは、中国福建省で話される閩語、特に南部で話される閩南語（河洛語、福佬語）である。台湾では他に客家語・原住民諸語（オーストロネシア語族）が話される。中華民国統治下となつてからは、中国の北京語が「国語」とされた。

9 中澤（二〇一〇）参照。

10 詹伯慧（一九八三）248～253頁参照。

11 日本語の「漢音」「呉音」と台湾語の「読書音」「俗音」との関係については、中澤（二〇一二）参照。

12 高松政雄（一九八二）670頁では、

①まず、管見では、「慣用音」なるものを記すものの中、最も早い時期のものたる、「新訳漢和大辞典」のを引く。

として、この凡例を引用している。

「音」の意味も時代ごとに変化した。また本来は「俗音」は「俗」の「音」という一般的な語であったが、漢字音研究において特定のカテゴリーを指す語へと変貌を遂げた。

『和名類聚抄』においては、「俗」「此間」は「正音」（漢音、韻書の反切）に對峙するものであり、それはいわゆる「呉音」を指すものでもあった。

江戸時代に入り、法華經字音学では「俗」「世俗」は「世間一般の音」を指し、それは法華經読誦音、さらには「僧」（仏教）と對峙するものであった。一方、文雄・本居宣長においては「俗音」は中国の方言音を指し、それは「雅音」（中国の官話、中原音）と對峙するものであった。

太田全斎の『漢吳音図』は文雄・宣長の「字音仮名遣い」研究を受け継いだものであるが、ここでの「俗音」は文雄・宣長とは異なり、「字音仮名遣い」による規範的な「漢音」「呉音」とは合わない音を指していた。太田全斎の「俗音」は約900年前の『和名類聚抄』を承けたものであるが、その内実は「字音仮名遣い」と對峙するものに変えられていたのである。

明治時代に入って、『日台大辞典』付載「日台字音便覧」には二つの「俗音」が存在した。一つは日本漢字音の「俗音」で、これは太田全斎と同様に規範的な「漢音」「呉音」と對峙するものであった。もう一つは台湾語音の「俗音」で、これはかつての中国の規範音である「読書音」と對峙するものであった。その意味では、こちらは文雄・宣長を承けているとも言える。つまり江戸時代の「俗音」に関する二つの認識が、明治時代の『日台大辞典』に至って融合したということなのである。

このようにして、日本漢字音における「俗音」は規範的な「字音仮名遣い」に對峙するものとしてカテゴリー化された。それが現代の漢和辞典の「慣用音」にもつながっているのである。（↓図2）

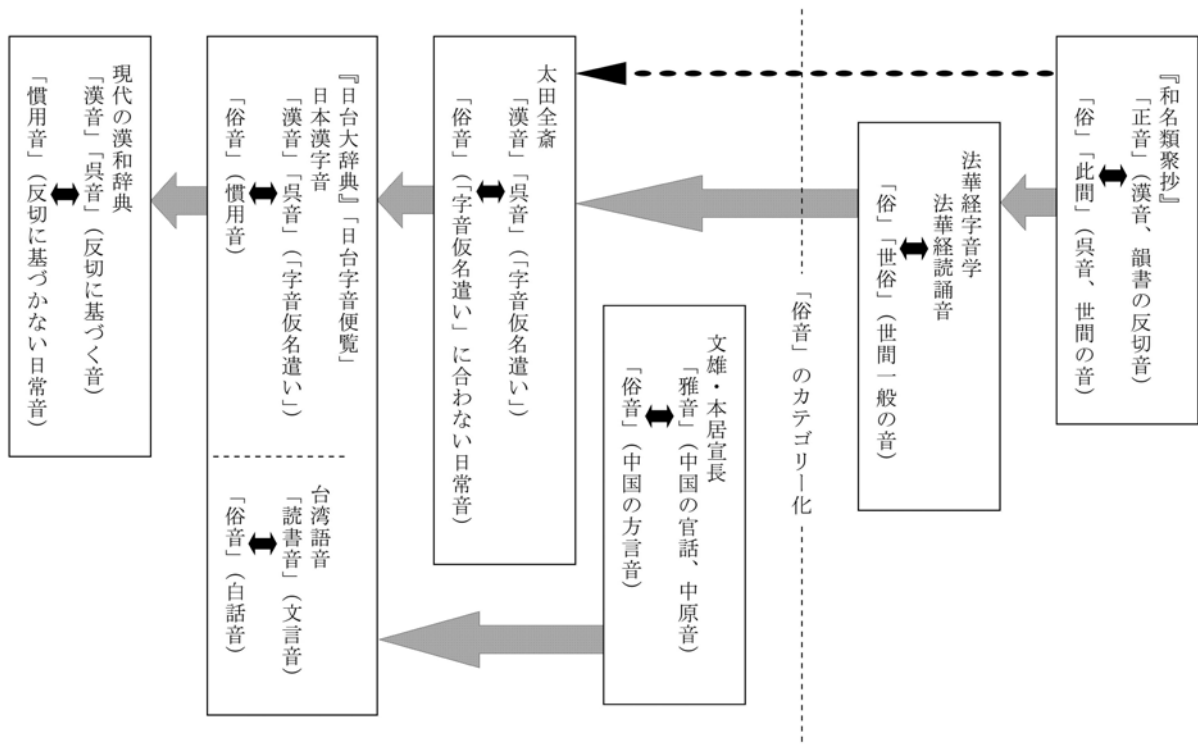


図2 「俗音」変遷概念図

文雄・宣長は「俗音」を中国の「雅音」に対峙するものと認識していた。一方太田全斎は（『和名類聚抄』の記述をもとに）「俗音」を「字音仮名遣い」に対峙するものと認識していた。そして「日台字音便覧」では、日本漢字音では太田全斎の認識を受け継ぎ、台湾語音では文雄・宣長の認識を受け継いでいるように見える。つまり江戸時代に存在した「俗音」に関する二通りの認識が、明治時代の『日台大辞典』に至って融合したということなのである。

ここに至って、日本漢字音における「俗音」は、「字音仮名遣い」（規範的な音）に対峙するものとしてカテゴリー化されたと言える。これが後世の「慣用音」にもつながっていったと考えることができるのである。

四―三 「慣用音」との関係

ところで、こんにちの漢和辞典には普通に見られる「慣用音」であるが、実はその起源は定かではない。

「漢音」「呉音」と「慣用音」については、『大漢和辞典』の「凡例」に次のような記述がある。

漢音・呉音は反切に本づき、實際の用例を參照して決定し、これを並記する場合は、漢音を右に呉音を左に掲げた。且つ兩音同一なもの又は併記の必要のないものは、單に一音を記載するに止めた。

我が國には漢音・呉音の外に、慣用音があり、又後世、中國音の影響に本づいた唐音がある。これ等は、慣唐の記號の下にこれを置いた。（『大漢和辞典』巻一・「凡例」2頁下、修訂版、一九八四、大修館書店）

位置付けとしては、太田全斎や『日台大辞典』における（「字音仮名遣い」と対峙した）「俗音」と非常に近い関係にあると言える。しかしながら、この「俗音」と「慣用音」とのつながりについては、確たる証拠は見出せない。

ちなみに、『日台大辞典』とほぼ同時代の『漢和大字典』（重野安繹・三島毅・服部宇之吉監修、亀井忠一編輯、明治三十六年刊、一九〇三、三省堂）では、「例言」に「漢音」「呉音」に関する次のような記述がある。

一 字毎に、其の下に、先づ漢音を記し、次ぎに呉音を記し（たゞ一音のみを記せるは、漢吳兩音共通）、切之に次ぎ、韻之に次ぐ。

：

（『漢和大字典』「例言」1頁。カッコ内は割注となっている。）

ここでは「俗音」や「慣用音」に関する記載は見出すことはできない。9年後に発刊された『新訳漢和大辞典』（三島毅・大槻文彦監修、濱野知三郎輯著、明治四五年刊、一九一二、六合館）では、「凡例」に次のような記述がある。

一、毎字の下、先づ漢音を記し、次に呉音を記し、次に反切と韻字とを記せり。但し、漢音、呉音共通のものは、その一音のみを記せり。

：

一、漢音、呉音の外、現今普通に用ゐらるる音は、すべて慣用音として、之を記入し、以て實用上の便を期せり。

（『新訳漢和大辞典』「凡例」1頁）

ここに至って、ようやく「慣用音」に関する記述を見出すことができる。『漢和大字典』から『新訳漢和大辞典』までの間には9年の開きがあるが、日本漢字音における「慣用音」の源流はこの辺りに見出すことができそうである¹²。

五 結語

「俗」とはもともと「習い」という意味であったのが、やがて「世間一般」、さらには「いやしい」という意味へと変遷していった。それに伴い、「俗

四〇年刊、一九〇七）である。この『日台大辞典』の「凡例」には、次のような記述がある。

漢吳音ノ假名遣ハ、主トシテ
太田方氏ノ漢吳音圖ニ據リタ
レドモ、多少ノ變更ヲナセル
處アリ（『日台大辞典』「凡例」
6頁）

これによれば、『日台大辞典』の漢字音は、おもに江戸時代の太田全斎『漢吳音図』に拠っているということになる。（ただし「多少ノ變更」をしているという点に留意する必要がある。）

この『日台大辞典』には、「日台字音便覧」という日本漢字音と台湾語音との対照表が付載される。これは日本漢字音と台湾語音との初めての総合的な対照研究というだけでなく、江戸時代以来の「字音仮名遣い」を受け継いでいるという点でも、日本漢字音史上の貴重な資料と言えるものである。その冒頭部分には次のような凡例が示される。

一、漢字ノ下ニ附シタル假名ハ普通、右方ハ漢音、左

一 部	
一	イツ 質。 イッ チョ
丁	テイ 青。 チェン
七	シツ 質。 チッ
万	同 萬
丈	チャウ 養。 チョン
三	サン 覃。 サム
三	サン 勘。 サム
上	シヤウ 深。 ション
上	シヤウ 養。 ション
下	ガ。 馬。 ハア。 月。 フ。 ム
不	ホツ 月。 フ。 ム
不	フ。 有。 ホ
丐	カイ 泰。 カイ
丑	チュウ 有。 チョ
且	セ。 シヤ。 馬。 チア

図1 『日台大辞典』付載「日台字音便覧」冒頭「一部」

方ハ吳音ヲ表ハセドモ屢俗音ヲ混ヘ出セル所アリ

：

一、韻字ノ下ニ附シタル假名ハ右方ハ厦門音、左方ハ漳州音ニシテ
第一段ハ讀書音、第二段以下ハ俗音ヲ表ハス、而シテ、其一行
ナルモノ、或ハ二行ニシテ括弧ヲ施セルモノハ厦門、漳州共通
ノ音ナルコトヲ示ス

（『日台大辞典』「日台字音便覧」表紙裏）

最初の項は日本漢字音について述べたものだが、ここでは「漢音」「呉音」に對峙するものとして「俗音」が位置付けられている。これは太田全斎の「俗音」を受け継いだものであり、後世の「慣用音」にもつながるものでもある。

一方、次の項は台湾語音について述べたものだが、ここでは「讀書音」に對峙するものとして「俗音」が位置付けられている。台湾語の母胎音となった中国閩語には、「讀書音」（文言音）と「俗音」（白話音）との二つの層が存在する。すなわち、中央から伝えられた規範音としての「讀書音」と、土着の「俗音」との二層である¹⁰。

この凡例を承けて、「日台字音便覧」では掲出字の下に日本漢字音（右に「漢音」、左に「呉音」）が示され、その下に韻目、さらにその下に台湾語音（一段目に「讀書音」、二段目以下に「俗音」）が示される。（↓図1）この二層は、しばしば日本の「漢音」と「呉音」との区別になぞらえられることがある¹¹。しかしこの凡例の記述を見ると、『日台大辞典』では「字音仮名遣い」の「漢音」「呉音」と「俗音」との對峙になぞらえていたとも受け取れるのである。つまり次のような図式である。

日本漢字音	字音仮名遣い（漢音・呉音）	俗音（慣用音）
台湾語音	讀書音（文言音）	俗音（白話音）

として挙げた）「鳳」を清音で呼ぶ場合を挙げる。そして「これらは今は常と呼ぶ音となったので、改めることができない」と述べている。他にも「ト」の「漢音」を濁音で呼ぶ場合、「動」をドウと呼ぶ場合、「濁」の「漢音」を濁音で呼ぶ場合を、「俗音」の例として挙げている。

この記述を見ると、太田全斎の中には規範としての「字音仮名遣い」があり、その「呉音」「漢音」には合わないものの、日常的に使われていてもはや改められない字音を「俗音」として見えて取れる。

二―で述べたように、『和名類聚抄』においては、「俗音」は「正音」（漢音、韻書の反切音）と対峙するものであった。ところが、約90年後の江戸時代においては、『和名類聚抄』の「俗音」は「字音仮名遣い」の「呉音」「漢音」と対峙するものとして受け取られたのである。これは本稿の冒頭でも述べたように、江戸時代に至って「呉音」「漢音」（および「唐音」）の体系的な区別が定着したことが背景にある。太田全斎によって、「俗音」は「字音仮名遣い」と対峙するものとしてカテゴリー化されたのである。

四 明治時代の「俗音」

さて、明治時代以降は、この「俗音」はどのように受け取られるようになったのであろうか。こんにちの「慣用音」との関係も気になるところである。

四―一 『言海』

まず近代辞書の草分けである、大槻文彦の『言海』（明治二二年刊、一八八九）における記述について見ておこう。

- ぞく(名)俗 (一)民ノナラハシ。下民ノ風儀。「風ヲ移シ、一ヲ變フ」
(二)僧ノ境涯ヨリ、世間ノ人ヲ呼ブ稱。「僧―」(三)文雅ナラズ

鄙ビタルヲ。「雅―」(『言海』568頁中)

ぞくげん(名)俗言 サトビコトバ。俗語。(『言海』568頁下)

ぞくご(名)俗語 サトビコトバ。俗間ノナマリコトバ。(『言海』568頁下)

ぞくじ(名)俗字 俗間ニ用キル正シカラヌ體ノ漢字。(『言海』569頁上)

明治時代に至って、「俗」に「いやしい」「正しくない」という意味が定着していることを窺わせる。ただし、『言海』においては「俗音」「俗韻」等は立項されていない。なお、「凡例」では漢語の読みについて次のように述べられる。

(廿五) 漢語ヲ、漢音ニ讀ムアリ、吳音ニ讀ムアリ、此篇、一二習慣ニ從ヒテ舉ゲタリ、布衣、布衣、飲食、飲食、利益、利益、變化、變化、和解、和解、法體、法度等ノ如シ。

(『言海』「凡例」5頁)

ここでは漢語の読み「漢音」と「吳音」があることが述べられるが、「俗音」あるいは「慣用音」については何も述べられていない。「一二習慣ニ從ヒテ舉ゲタリ」という言葉からもわかるように、『言海』は日常語彙の意味を示すのが目的なのであって、「字音仮名遣い」の規範を示すための書ではない。その点が太田全斎等とは異なるところである。すなわち世間一般では、「俗音」あるいは「慣用音」はいまだにカテゴリー化されてはいないのである。

四―二 『日台大辞典』

次に、本稿の冒頭でも挙げた『日台大辞典』（明治四〇年刊、一九〇七）における記述について見てみよう。明治時代後半に入って日本は台湾を植民地として統治することになるが、その時に統治上の必要性から、台湾総督府の小川尚義を中心にして編纂されたのが『日台大辞典』（明治

傳ヘテ此地ニテ漢音ト名ケ正音ト稱セル者ナルヘシ決シテ唐代通行ノ正音ニハアラス是モ亦俗音ニシテ呉音ノ類ナリト知ルヘシ或説ニ此漢音ヲ即チ中原漢音ニシテ今ノ宦話ナリト云ルハ妄ナリ（『韻鏡指要録』31オ1～7 漢音）

これらの書で文雄は「俗話」を中国における「宦話（宦話）」との対比で位置付け、「俗音」を中国における「雅音」「正音」と対峙するものとして用いている。つまり文雄は「俗音」を中国における（宦話とは異なる）言語音と捉えており、日本の「呉音」「漢音」とは別次元で考えているのである。文雄は「俗音」を中国のものとしてカテゴリー化しているのであり、その意味では前述の『和名類聚抄』や法華經字音学とは「俗音」の捉え方が異なっていると言える⁶。

三―三 本居宣長『漢字三音考』

文雄に引き続き、「字音仮名遣い」を確立させたのが本居宣長である。宣長には『字音仮字用格』（安永五年刊、一七七六）『漢字三音考』（天明五年刊、一七八五）『地名字音転用例』（寛政一二年刊、一八〇〇）といった漢字音研究の書がある。その中で、『漢字三音考』には「俗音」に関する次のような記述が見られる。

唐音トハ唐國ノ音ト云事。今トハ其音古ト今ト同ジカラザル故ニ。コレヲ分テ云也。『漢音ハノ漢ノ代ノ音。唐音ハ唐ノ代ノ音ト意得ルハ非也。此方ノ中古ノ書ニ。唐音宋音ト並ベテ云ルナドハ。唐ノ代ノ音ヲ云ルナレド。ソハ別ノコト也。又或人。古ヘニ漢音ト云ルハ雅音。唐音ト云ルハ俗音也ト云ルモ非也。是レハ古ヘヨリ彼國中原ニモ。雅音ト俗音トノアリシモノト心得タルカラ誤レルナリ。俗音訛音ナド云ハ邊土ノ方言ノコト也。ソレニ對ヘテ中原ノ音ヲ雅音トハ云リ。中原ニモ俗音モアリシニハ非ズ。タトヒコレアリトモ。漢ト唐トヲ以テ雅俗ヲ分クベキ由ナシ。畢竟漢音ト云モ唐音ト云モ

一ツ也。漢音唐語ナドト並ベ云ルモ。タゞ詞ノアヤニ字ヲカヘタルノミニテ。漢ト唐トニ異ナル義アルニハ非ズ。然レドモ今時ハ。唐國ノ音ヲ漢音ト云テハ。呉音ニ對ヘ云フ漢音ニマギルレバ。タゞ唐音ト云ゾ宜シキ。（『漢字三音考』今ノ唐音ノ事、『本居宣長全集』第五卷・409～410頁、筑摩書房）

宣長は「俗音」を「邊土ノ方言」とし、「雅音」（中原ノ音）と対峙させている。「俗音」を「方言（方言の音）」と捉えている点は、一―二で挙げた日本の上代文献とも通じるところがある。とはいえ、ここでの「邊土ノ方言」はあくまで中国における方言⁷音であり、中国における「雅音」（中原ノ音）と対峙するものとしてカテゴリー化されているのである。その意味では、宣長は基本的に文雄の「俗音」を踏襲していると言える。

三―四 太田全斎『漢吳音図』

文雄に引き続き『韻鏡』をもとに「呉音」「漢音」を定めたものに、太田全斎の『漢吳音図』（文化一二年成、一八一五）がある。『漢吳音図』は『磨光韻鏡』よりさらに細かく、「原音」「次音」という概念を導入しているのが特徴である。この『漢吳音図』の巻下「漢吳音図説」には、「俗音」に関する次のような記述がある。

俗音トハトノ漢音ホクハ倭清音ナルニ（割注略）倭濁音ノ本ノ音ニ呼（割注略）倭名鈔鳳凰音倭俗音豊コレハ倭第二轉用韻ニテ鳳同位ノ字俱ニ濁音ナルヲ清音ノ豊ニ呼故ニ俗音トイフコレヲ今常呼トナリテ改メカダキモノナリ動ノ漢音ハトウ「倭清音」呉音ハヅウ「倭濁音」ナレハ不動明王ハフヅウト呼フベキヲフドウト呼ハ漢ニモハヅレタル呼ナリ濁ノ漢音タク「倭清音」ナルヲダク「倭濁音」ト呼是等皆同シ（『漢吳音図』巻下「漢吳音図説」・8ウ7～9オ4）

ここでは「倭名鈔」（『和名類聚抄』）からの引用として、（二―一で例

なら「エウ」とも読んでもよい、と述べる。この場合の「風俗」は「世間一般」と捉えるのが妥当であろう。この書は仏教書でもあるので、「僧」と対峙した「俗」と捉えることも可能である。

同じ日蓮宗の僧である日相の『法華經音義補闕』（元禄八年成、一六九五、元禄一一年刊、一六九八）では、字音注釈において「俗」「世俗」という語が用いられる。

樂（ゲウ 去濁／ガク 入濁／ラク 入） 上聲ノ之時ハ、ケウノコエニテ子ガフトヨムソ。入聲ニ清濁アリ。清音ハ洛ノ音ニテタノシムトヨム。濁音ハガクノコエ、音樂妓樂ナリ。俗ニ自ゲウ白ラクト云、大ナル悞ナリ（『法華經音義補闕』卷一・5ウ6〜7。カッコ内は音注を示す。）

令人 樂聞・樂ハ去聲子カフトヨム也。付レ之世俗ゲウトラクト書キ分トテ、自ゲウ、白ラクトイヘルハ、ヒガコト也。ゲウモラクモ本ト一字ナレト、韻ニヨリテ音替ル也。音カハレハ、ヨミ亦カハル也。上ノ一字兩音ノ中ニ如ニ委記^一。…（『法華經音義補闕』卷二・9オ5〜8）

いずれも「自樂白樂」を、「俗」「世俗」では「自ゲウ白ラク」と読むことの非を述べている。この「俗」「世俗」は、やはり「世間一般」と捉えるのが妥当であろう。もちろん「僧」と対峙した「俗」と捉えることも可能である。

いずれにしても、日遠、日相とも「俗音」を特定のカテゴリとして認定しているわけではなさそうである。

三二 文雄『磨光韻鏡』

江戸時代中期に文雄によって著された『磨光韻鏡』（延享元年刊、一七四四）は、『韻鏡』をもとにすべての漢字に「呉音」「漢音」「華音（唐音）」を与えたものであり、いわゆる「字音仮名遣い」研究の草分けとも言え

るものである。この『磨光韻鏡』にも「俗音」に関する言及がいくつか見られる。例えば次のようなものである。

邪雄竊ニ按スルニ、曉匣ノ二母清濁二音素不^レ同シカラ。混^レ之ヲ以テ爲^ル一ト者ハ中原雅音ナリ也。洪^ヲ爲^ニ音烘^一ト、何^ヲ爲^ニ音訶^一ト、行^ヲ爲^ニ音亨^一ト之類是也。具ニ戴ス韻學集成ニ。素不^ニ正音^一。予^ヲ以テ爲^ニ俗音^一ト。學者以^ニ雅音^一ノ之稱同^一キヲ相混スル者ハ非ナリ矣。雖然俗間以^ニ匣母^一ノ所屬スル字^一犯^ニ曉母^一ノ音^一者頗ル多シ。所^ニ以^一テ立^ニ曉匣雙飛^一也。（『磨光韻鏡』下・11ウ6〜10。句読点は筆者による。）

また文雄には、『韻鏡指要録』『翻切伐柯篇』（宝暦一三年頃成、一七六三、安永二年刊、一七七三）という『韻鏡』や韻学に関する著作がある。その『韻鏡指要録』にも「俗音」に関する言及が見られる。

前版ノ磨光韻鏡ニ每字華音及ヒ漢音呉音ヲ附セリ其中華音トハ世ニ所謂唐音ナリ是亦一ナラス我邦長崎ニ傳フル所官話アリ俗話アリ俗話ノ中ニ杭州漳州等ノ不同アリ前二戴スル者ハ杭州音ナリ此音大氏韻書ノ規矩ニ叶フ故ニ取テ正音トスルナリ然リトイヘト其音モ亦謬リ傳ル者間コレアリ逐一韻書ニ是正ノ國字施ス所謂官話ハ亦中原ノ雅音ト云明朝人此音ヲ崇^ミ杭州音ヲ卑^シ呉音ト稱スル^一アリ：豈呉音ヲ以テ譏^ルヘケンヤ其中原雅音ハ清濁偏ニ^一中ヲ得ス三十六母ト乖角ス明人は^ク崇ム者ハ時世ノ風俗ナルヘシトイヘト音ノ是非ヲ知ラサルニ似タリ杭州ヲ俗音トシ中原音ヲ雅音ト稱シ亦中州音ト云官話トモ云字母ヲ更メ清濁ヲ濫スル者予ニ於テ之ヲ見レハ明人ノ倒見ナリト覺フ故ニ予杭州音ヲ崇^ミ中州音ヲ俗音トス唐宋以上ノ韻書ハ杭州音ニ叶フテ中州音ニ叶ハサルヲ以テナリ（『韻鏡指要録』28ウ9〜29ウ10 華音）

然レハ我邦傳フル漢音其出處ヲ詳ニセス深ク按スルニ唐代ニ行ハル、音種不同ニシテ我邦今ノ世呉音漢音官話俗話漳州福州種種ノ音アルカ如クナルヘシ其中ニシテ我カ呉音ニ近キ彼地流行ノ一音ヲ

名類聚抄』には、注文に「俗」あるいは「此間」等を冠して漢語の字音形を表したものがあある。例えば次のようなものである。

鳳凰 爾雅云雄曰鳳「音俸俗」云豊 雌曰凰「音皇」羽蟲之長也（元和古活字版二十卷本、卷一八・2ウ4～5）

『和名類聚抄』では通常、漢語に典故と漢文注（義注・音注）、さらに万葉仮名による「和名」が示される。音注は韻書等から引用された反切が主であるが、中には右のような「俗」「此間」等を冠した音注も存在する。これらは韻書等には見られないものであり、源順によって独自に注された蓋然性が高い。

これら「俗」音注は、「韻書の反切音」と対峙した「呉音」を表したものと位置付けることもできる。ただし実際には、これら「俗」音注は「呉音系字音を体系的に把握したうえでの音注ではなく、常用された漢語の字音形や和訓を表そうとした『和名類聚抄』中の「俗」「此間」という概念の部分的要素」であり、必ずしも「俗」音注イコール「呉音」というわけではない³。

この『和名類聚抄』の用例は、日本漢字音史における「俗音」の「走り」とも言えるものである。ただし、ここで「俗音」に対峙するのはあくまで「正音」（漢音、韻書の反切音）であることを踏まえておく必要がある。また『和名類聚抄』における「俗」は和語にも冠せられており、漢字音だけを対象とした「俗音」というカテゴリーが存在していたとは考えにくい。ここでの「俗」は（「此間」とともに）「世間」の意味で捉えるのが妥当であろう⁴。

二―江戸時代における『和名類聚抄』の「俗音」受容

さて、『和名類聚抄』は江戸時代の初めに「元和古活字版」（元和三年巻、一六一七、二十巻本）が出版され、以後これをもとにした製版本が数次にわたり出版された。また江戸時代後期には狩谷棧斎によって『箋

注和名類聚抄』（文政一〇年成、一八二七）も著される。つまり江戸時代の学問研究では、この『和名類聚抄』は広く知れ渡っていたと言えるのである。そして『和名類聚抄』における「俗音」も、後で述べる太田全斎『漢呉音図』（文化一二年成、一八一五）に引用されているように、江戸時代には何らかの形で認識されていたはずである。

それでは、江戸時代の漢字音研究においては、この「俗」や「俗音」はどのように使われているのであろうか。また『和名類聚抄』の「俗音」はどのように捉えられているのであろうか。

三 江戸時代の「俗音」

三―法華經字音学

まず江戸時代初期から前期の法華經字音学について見てみよう。江戸時代には日蓮宗による法華經音義書が多数出されたが、日蓮の『法華經随音句』（元和六年成、一六二〇、寛永二〇年刊、一六四三）はその草分けとも言える書である。それ以前の天台宗で作成された法華經音義（例えば心空『法華經音義』『法華經音訓』等）とは異なり、伝統的な法華經読誦音を中国の仏教書や韻書・韻図によって積極的に改変しているのが特徴である⁵。この書では、法華經の字音注釈において「風俗」という語を用いている部分がある。

○亦如壓^{アツ}油^ユ殃^{アツ}文、音義云、壓、説文、於甲反、…箋難云、押音^文。尔^{レハ}是^レ、アフノ音也。然^モ常^{ニハ}、エフト讀來^リ。心空等^モ、亦エフト讀^{マセ}マセタリ。愚案^{スルニ}之、俱無^シ不可^一。…尔^ハ、アフ、エフ、可^レ從^ニ意樂^一。若從^ニ上古ノ指南^一、アフト可讀之。若任^{セハ}風ノ俗讀來^レ、又エウトモ、可讀之歟。（『法華經随音句』卷下・25オ5～25ウ1）

ここでは日蓮は「壓」という字の音について、本来なら「アフ」と読むべきだが、「エフ」でもよい、また「風俗の読み来たれる」に任せる

『大漢和辞典』巻一・783頁、修訂版、一九八四、大修館書店

ここでは「ならい、ならはし」という意味から、「いやしい」や「世の中」へと派生していったことが見て取れる。用例にも挙げられていた『説文解字』には

俗 習也：从人谷聲（段玉裁『説文解字注』八篇上・23ウ7～24オ1）とあり、もともと「俗」は「習」（ならい）という意味だったことがわかる。それでは、日本側ではこの「俗」はどのように受け取られていたのであらうか。

一一二 日本側の文献に見る「俗」

まず『新撰字鏡』には次のようにある。

俗「似足反凡」（天治本『新撰字鏡』巻一・27ウ8。「」は割注を示す。以下同じ。）

すなわち、「俗」イコール「凡」ということである。この「凡」は「平凡」「凡人」を想起させる。

『類聚名義抄』には次のようにある。

俗 一 續 ヨヲトコ ウム ヤフル ナラヒ アルシ トコロ（観智院本『類聚名義抄』佛上・二一 14オ7）

最初の「ヨヲトコ」という訓は「世俗の人」という意味を想起させる。一方で「ナラヒ」という訓は『説文解字』以来の注を承けていると考えられる。

『色葉字類抄』では、次のような熟語として「俗」が挙げられる。

僧「弥天衆門」俗（黒川本『色葉字類抄』中・16オ6 人倫_付）

つまり、「僧」に對峙する概念として「俗」があるのである。これも『類聚名義抄』と同様に、「世俗の人」を想起させる。

『節用集』でも「僧俗」という熟語として挙げられている。

僧俗「一侶一徒一衆」（易林本『節用集』上・50オ6 人倫）

日本側では「俗」は「凡」、あるいは「習い」という意味であったのが、やがて仏教語として（僧）と對峙した「世俗」「世間一般」という意味へと変遷していったことがわかる。

一方、上代文献には「俗語」として次のような用例もある。

国巢「俗語、都知久母。又云「夜都賀波岐」。」

国巢、俗の語、都知久母。又、夜都賀波岐と云ふ。

（『常陸風土記』茨城郡、新編日本古典文学全集『風土記』366～367頁、小学館）

耀歌者東俗語曰賀我比（『万葉集』巻九・一七五九番歌）

これらの「俗語」は「風俗語」「土俗語」の意味で用いられており、位置付けとしては「正常語」「普通語」に對峙した「土語」「地方語」であった。つまり、この「俗語」はいわゆる「方言」と解すべきものである。

一一三 「俗音」のカテゴリー化

「俗」には以上のような意味の変遷があったが、それでは「俗音」はどうであらうか。

『大漢和辞典』では、「俗音」「俗韻」には「なまった音」「卑しい音」という程度の説明しかなく、特定のカテゴリーとしては認められていないようである。しかし本稿の冒頭でも述べたように、江戸時代から明治時代における「俗音」という語には、特定のカテゴリーが存在するのである。それではこの「俗音」は、どのような経緯を経てカテゴリー化していったのであろうか。

二 『和名類聚抄』の「俗音」

二一 『和名類聚抄』の「俗」音注について

平安時代中期、承平年間（九三一～九三八）に源順によって著された『和

「俗音」考

中澤 信幸

(文化システム専攻 言語科学領域担当)

はじめに

日本漢字音は「漢音」「呉音」および「唐音」に分けられるが、このような体系的な区別が定着したのは江戸時代以降のことである¹⁾。しかしながら、江戸時代から明治時代の漢字音研究文献には、このような漢字音の区分とは別に「俗音」というカテゴリーもしばしば見受けられる。例えば明治時代の『日台大辞典』(明治四〇年刊、一九〇七)に付載される「日台字音便覧」では、冒頭に

漢字ノ下ニ附シタル假名ハ普通、右方ハ漢音、左方ハ呉音ヲ表ハセドモ屢俗音ヲ混ヘ出セル所アリ(『日台大辞典』「日台字音便覧」表紙裏。傍線は筆者による。以下同じ。)

という凡例が示される。

この「日台字音便覧」における「俗音」は、こんにちの「慣用音」にもつながるものである。それではこの「俗音」はどのようにして生まれ、「漢音」「呉音」などと対峙するようになっていったのであろうか。本稿では、日本の漢字音研究文献における「俗音」の発生と変遷について考察することにした。

一 「俗音」について

漢字音研究文献における「俗音」を見る前に、まず「俗音」という語の意味について確認することにした。

――「俗」の意味

俗音とは当然「俗」の「音」ということである。ここでは「俗」という字について、『大漢和辞典』における記述を見てみよう。

- 一 ならひ。ならはし。風俗。〔説文〕俗、習也、从人谷聲。：
- 二 のぞみ。
- 三 つぐ。
- 四 世のつね。なみ。凡庸。
- 五 いやしい。ひくい。雅の対。
- 六 世の中。世の人。
- 七 出家しない人。僧の對。
- 八 古は仕に作る。
- ：

【俗音】なまつた音。訛音。

【俗韻】野卑な調子。卑しい音。

編 集 委 員

中 村 隆 (文化システム専攻)

アーウィン マーク (文化システム専攻)

加 藤 健 司 (文化システム専攻)

鈴 木 明 宏 (社会システム専攻)

編 集 者	山形大学人文社会科学部
発 行 者	〒990-8560 山形市小白川町一丁目4番12号
責 任 者	清 塚 邦 彦
印 刷 所	田宮印刷株式会社
発行年月日	令和元年9月11日

BULLETIN of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University No. 16

CONTENTS

Articles

Ishii Kikujirō's Diplomatic Behavior in the 1930s	KITAGAWA Tadaaki	1
Unique Misericords in the Choir Stalls of St Martin in Emmerich	MOTOKI Koichi	31
Zoku-on: Sino-Japanese 'Vulgar' Readings	NAKAZAWA Nobuyuki	(1)70
2018 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses		51
Requirements for Contributors		55

SEPTEMBER 2019